

平成7年刑（わ）894号等犯人蔵匿，犯人隠避，殺人，殺人未遂，監禁，死体損壊被告事件

主 文
被告人を死刑に処する。
理 由

【認定事実】

〔被告人の身上，経歴等〕

1 被告人は，資源回収業を営むR1及びR2の長男として，昭和39年3月9日，愛知県岡崎市で出生し，同市内の小中学校，同県立V高校を経て，昭和57年4月，Y1大学法学部に入学した。被告人は，高校時代から，オカルト雑誌等を愛読し，複数の新興宗教に通うなどしていたところ，大学在学中に，雑誌でAの空中浮揚の記事等を読んで，同人が主催していた会である「X1」に興味を抱き，昭和60年年末から翌61年1月にかけて開かれた同会のセミナーに参加した後は，その会員となり，セミナーに参加するなどしていた。

2 Aは，当時，「X2」と称する団体を主宰し，ヨーガの指導を中心とする活動を行っていたが，次第に，チベット密教などの影響を受けた独自の教義を展開するようになり，昭和61年9月には「X2」に出家制度を取り入れるなどして，自己を絶対的な指導者とする宗教団体としての色彩を強めるようになった。

被告人は，同年3月，大学を卒業して地元の食品会社に就職したが，その後，Aから，出家して内弟子になるように強く勧められたため，同年9月ころ，上記勤務先を退職して上京し，「X2」の5番目の出家信者となった。

3 「X2」は，昭和62年6月ころ，「X教」と名称を変更し，平成元年8月，東京都知事から宗教法人としての規則の認証を受け，Aを代表者とする「宗教法人X教」として設立登記された（以下，名称の変更，設立登記の前後を問わず，Aの主宰する上記各団体を「教団」あるいは「X教」という。）。教団は，積極的な信者獲得活動を展開して，多くの信者を獲得し，全国各地に支部を設け，出家する者も次第に増加するようになった。しかし，出家信者に肉親との絶縁を強いるなどの教団の閉鎖的な体質は，やがて，一般社会との間に激しい摩擦を招くようになった。

4 被告人は，最古参の出家信者の1人としてAに重用され，昭和62年，Aからミラレパというホーリーネーム（教団内での通称名）及び大師というステージ（修行の達成度に応じて付与するとされていた教団内の地位）を与えられ，その後，尊師と称される教祖のA，それに次ぐとされる正大師に次いで，上から3番目の地位となる正悟師長のステージを与えられた。被告人は，平成6年6月ころからは，教団内の部署である自治省の大臣として，教団の警備関係等の責任者となり，平成7年4月12日に逮捕されるまでの間，教団の最高幹部の1人として，教団の中樞でその運営等に携わっていた。

〔犯罪事実等〕

第1 B事件

（犯行に至る経緯）

教団では，昭和63年9月ころ，信者であるN1が修行中に死亡する事故があったのに，Aらは，当時進行中であった教団の活動や宗教法人化に与える悪影響等を懸念して，その遺体を教団内で秘密裏に焼却して処理するという事件を起こした。

B（昭和42年12月26日生）は，同年夏ころまでに教団の出家信者となり，N1が死亡した現場に居合わせて，その遺体の焼却作業にも参加するなどしていたが，その後，教団での修行の在り方等に不満を募らせ，平成元年1月ころには，教団用語でいう「下向」，すなわち，出家を取り止めて一般社会に戻る意思を明らかにするようになった。

Aは，Bに対し，「独房修行」と称してコンテナ内に閉じ込め，一日中自分の説法テープを聴かせるなどして翻意を迫ったが，Bは，下向の意思を変えず，かえって，「Aは間違っている。教団を脱会してAを殺してやる。」などとも言うようになった。そのため，Aは，被告人ら教団信者に対し，「Bが下向すれば，N1の件が公になるおそれがある。ポア（教団用語で「殺害」を意味する。）するしかないな。」などと言って，Bの殺害を指示した。

（罪となるべき事実）

被告人は，A並びに教団信者であるO1，O2，O3及びO4と共謀の上，教団脱退の意思を表明していたB（当時21歳）を殺害しようと企て，平成元年2月上旬ころ，静岡県富士宮市所在の教団敷地内に設置されたコンテナ内において，被告

人、O1、O2及びO3の4名が、手足を縛られたBの頸部にロープを巻いた上、左右から引っ張って絞め付け、さらに、被告人が、必死に抵抗するBに対し、両手でその頭部を上下から挟むように押さえ付け、その頸部を強く捻るなどしてその頸椎を損傷し、よって、そのころ、同所において、Bを頸髄損傷又は頸髄及び脳幹部損傷による呼吸ないし循環停止により死亡させて殺害した。

第2 C事件

(犯行に至る経緯)

1 教団の組織が拡大するにつれて、多くの信者が出家して教団施設内で生活するようになったが、教団がこれらの出家信者とその家族との自由な連絡を認めなかったことなどから、その消息を案ずる出家信者の家族等を中心に、教団を批判する様々な運動が展開されるようになった。

弁護士であるC1(昭和31年4月8日生)は、ある出家信者の家族から相談を受けたことを契機として、出家信者を親元に戻す活動に携わるようになり、平成元年7月ころ、同僚の弁護士らと共にX教被害対策弁護団(以下「被害対策弁護団」という。)を結成し、その中心となって熱心に活動するようになった。また、同年10月下旬には、出家信者の親たちを中心にX教被害者の会(以下「被害者の会」という。)が発足し、被害対策弁護団と協力して、教団の在り方を批判する運動を強力に展開するようになった。

2 教団は、前記のとおり同年8月に宗教法人となったが、出家信者の家族らの働きかけによって、国会議員が所轄庁である東京都に問い合わせをするなどしたため、法人化する手続の進捗が難航したなどとして、政治的権力の獲得を目指すようになり、同月中にAを党首とする政治団体「X3党」を組織し、平成2年2月3日公示の衆議院議員総選挙(以下「衆議院選挙」という。)にAらが立候補する方針を固め、その準備を開始した。

しかし、平成元年10月以降、週刊誌に、教団の活動の反社会性を批判し、教団を宗教法人として認証することには問題があるなどとする内容の連載記事が掲載されたことを皮切りに、教団に批判的な報道が様々な形でされるようになった。

Aは、上記報道の背後にはC1や被害者の会の活動があると考え、教団信者で弁護士でもあるP1らをして、C1に対する抗議に行かせたが、かえってC1から、「出家信者は、親が帰れというのであればすぐに帰らせなければいけない。」「徹底的にやります。」などと言われた旨の報告を受け、このまま同弁護士を放置すれば、教団の選挙活動等に支障があると判断して、被告人ら教団信者に対し、「被害者の会をまとめているのはC1なんだ。このまま放置しておけば教団の宗教活動に対する障害となる。これ以上悪業を積ませては本人のためにならない。ポアすることは本人のためにもなる。」などと言って、C1らの殺害を指示した。

(罪となるべき事実)

被告人は、A並びに教団信者であるO1、O2、O3、O5及びO6と共謀の上、C1をその家族もろとも殺害しようとして、平成元年11月4日午前3時ころ、横浜市a区所在のC1方居室において、

1 就寝中のC1(当時33歳)に対し、O6が馬乗りになって手拳でその顔面を数回殴打し、O2らがその足を押さえ付けるなどした上、O3がその頸部に腕を巻き付けて絞め付けるなどし、よって、そのころ、同所において、C1を窒息死させて殺害した。

2 C1の妻で同じく就寝中であったC2(昭和35年2月24日生。当時29歳)に対し、被告人がその身体の上に乗って口をふさぎ、O6が必死に抵抗するC2の腹部に膝落としをするなどした上、O5が「子供だけは。」と哀願するC2の着衣の襟等を強く引いてその頸部を絞め付けるなどし、よって、そのころ、同所において、C2を窒息死させて殺害した。

3 C1及びC2の長男で同じく就寝中であったC3(昭和63年8月25日生。当時1歳)に対し、O5がその鼻口部にタオルをかぶせた上から手で強く押さえ付け、さらに、被告人がその頸部を手で絞めて圧迫するなどし、よって、そのころ、同所において、C3を窒息死させて殺害した。

第3 D事件

(犯行に至る経緯)

D(昭和39年11月13日生)は、平成2年5月ころ、教団の出家信者となり、X教付属病院(以下「X4病院」という。)で薬剤師として働いていた者であるが、平成5年ころ、X4病院に入院していた教団信者のN2の介護に携わり、同女と親密な関係になった。

N2は、平成6年1月ころ、Dとの関係を知ったAの指示により、山梨県西八代郡b村の「第2Q」と称する教団敷地（以下、同村にあった教団施設群を総称して「Q」という。）にあった「第6S」と称する教団施設内に移された。Dは、そのころ教団から離脱した後、N2をQから連れ出すため、N2の息子で教団の元信者であったN3（以下「N3」ともいう。）及びその父親に協力を求め、同月30日午前3時ころ、N3と共に第6Sに忍び入ったが、N3と共に直ちに教団信者に発見され、被告人らによって取り押さえられた。

その後、Aや被告人ら教団信者は、同村所在の「第1Q」と称する教団敷地（以下、同村にあった「第2S」と称する教団施設内）において、Dらの処遇について話し合いを行い、Aが「ポアするしかないんじゃないか。」などと言い、被告人らがこれに賛成してDの殺害を決めた。N3は、Aから、Dを殺害すれば無事に帰す旨確約され、自ら手を下してDを殺害することを承諾した。

（罪となるべき事実）

被告人は、A並びに教団信者であるO1、O5、O6、O7、O8、O9、O10及びO11並びに教団の元信者であるN3と共謀の上、D（当時29歳）を殺害しようと企て、平成6年1月30日未明、第2S内において、被告人が後ろ手錠をかけ直し、O5、O6、O8、O9らがDを押さえ付けた上、N3がDの頸部に被告人の用意したロープを巻いて絞め付け、よって、そのころ、同所において、Dを窒息死させて殺害した。

第4 E事件

（犯行に至る経緯）

1 Aは、教団に敵対すると考える勢力を攻撃し、あるいは、自らが予言していたハルマゲドン（世界最終戦争）を引き起こすために、毒ガスのサリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピル）を教団内で製造しようと企て、教団信者のO12らに命じていたところ、O12らは平成5年秋ころにその製造に成功した。

Aは、このサリンを用いて、教団と対立関係にあると考えていた宗教団体T1の名誉会長T2を暗殺しようと企て、被告人らに指示して、サリンの噴霧用に改造した自動車（以下「噴霧車」という。）を用いるなどして、2度にわたってT1の施設周辺にサリンを発散させるなどしたが、死傷の結果を発生させるには至らなかった。なお、被告人は、2回目の襲撃の際に、サリンに被曝して瀕死の状態に陥っている。

また、Aは、教団内でサリンの製造に成功して間もなく、サリンを更に70トン製造して無差別大量殺りくを敢行することをもくろみ、Q内にサリン製造プラントの建設を進めて、被告人らには、その製造に必要な原材料の調達に当たらせていた。

2 ところで、教団は、かねてから長野県松本市内に支部道場等を建設する準備を進めていたが、教団が同市内の土地等を購入及び賃借したことが明らかになった平成3年9月ころから、教団の進出を危惧する住民らの反対運動が活発になった。

長野地方裁判所松本支部（以下「長野地裁松本支部」という。）は、平成4年1月、上記土地の元所有者が申し立てた教団施設の建築禁止の仮処分を認め、そのため、同年12月に開設された教団の松本支部道場は、購入土地に限って建てられたことから、予定の規模よりも大きく縮小せざるを得なかった。また、同年5月には、同じく元所有者から、教団に対して、同支部道場敷地全部の明渡し等を求める民事訴訟が長野地裁松本支部に提起され、平成6年7月19日に判決が言い渡される予定になっていた。

3 Aは、その判決言渡期日に先立つ同年6月20日ころ、被告人ら教団信者に対し、「オウムの裁判をしている松本の裁判所にサリンをまいて、サリンが実際に効くかどうかやってみろ。」などと言って、サリンの散布を指示した。

（罪となるべき事実）

被告人は、A並びに教団信者であるO1、O5、O6、O13、O14及びO15と共謀の上、サリンを発散させて長野地裁松本支部に勤務する裁判官その他不特定多数の者を殺害しようと企て、平成6年6月27日午後10時40分ころ、長野県松本市所在の駐車場において、サリンを充填した加熱式噴霧器を設置した普通貨物自動車を同所に駐車させ、上記加熱式噴霧器を作動させてサリンを加熱・気化させた上、同噴霧器の大型送風扇を用いてこれを周辺に拡散させ、付近住民であるE1（当時26歳）、E2（当時19歳）、E3（当時29歳）、E4（当時53歳）、E5（当時35歳）、E6（当時45歳）及びE7（当時23歳）をしてサリンガスを吸入させるなどし、よって、同月28日午前0時15分ころから午前4

時20分ころまでの間、サリ

ン中毒により死亡させて殺害するとともに、E8（当時46歳）、E9（当時19歳）、E10（当時44歳）及びE11（当時44歳）をしてサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに対し、加療期間不詳ないし約200日間を要するサリン中毒症又はこれに伴う蘇生後脳症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

第5 F事件

（犯行に至る経緯）

1 Aは、平成6年春ころから、説法等において、教団は国家権力等から毒ガス攻撃を受けている、教団内に公安のスパイがいるなどと頻りに述べるようになり、空気清浄機を教団施設の随所に備え付けさせ、飲料水から毒物が検出されたとしてタンクローリーを用いてQに生活用水を輸送させ、さらに、スパイチェックと称して教団信者を対象にポリグラフ検査や麻酔分析を実施するようになった。

2 そのような状況の中で、同年7月8日ころ、女性の出家信者が第6Sの浴室において上半身に原因不明の火傷を負う事件が発生した。Aは、この事故は教団内に潜入したスパイが毒ガスを用いた結果であるとして、生活用水を運搬していた信者等を対象にスパイチェックを実施するなどしたところ、教団信者のF（昭和42年3月23日生）について、ポリグラフ検査で陽性の反応が出た旨の報告等を受けたことから、教団内の役職である自治省大臣として教団内のスパイの摘発を担当していた被告人に対し、Fを拷問してでも自白させるようにという趣旨の指示をした。

そこで、被告人は、Fを第2Sの地下室に連行し、教団の部署である自治省所属の信者であるO7、O14及びO16と共に苛烈な拷問を加えたが、Fは、自己がスパイであることを頑として否定し続けた。そこで、Aは、被告人ら教団信者に対し、「ポアをするように。」、「プラズマ焼却器を使うように。」などと言って、Fの殺害を指示した。

（罪となるべき事実）

被告人は、A並びに教団信者であるO1、O7、O14及びO16と共謀の上、1 F（当時27歳）を殺害しようとして、平成6年7月10日ないし12日ころ、第2S内において、被告人及びO7が、拷問によって既に気絶しており手足を手錠等で椅子に縛り付けられたFの頸部にロープを巻いて絞め付け、よって、そのころ、同所において、同人を窒息死させて殺害した。

2 同日ころ、同所において、Fの死体をマイクロ波加熱装置とドラム缶等を組み合わせた焼却装置の中に入れ、三、四日間、これにマイクロ波を照射して加熱焼却し、もって、同人の死体を損壊した。

第6 G監禁事件

（罪となるべき事実）

被告人は、教団信者であるO17、O18らと共謀の上、平成6年7月28日午後8時10分ころ、山梨県南都留郡d村所在のe売店先の駐車場において、教団から再三脱走していた出家信者のG（当時29歳）に対し、O17がGの上半身を、O18がGの足を持つなどして自動車後部座席に押し込んだ上、同所から第1Qまで、約20分間にわたり上記自動車を疾走させて脱出を不能にし、引き続き同年10月26日までの間、第1Q内の「第5S」と称する教団施設内の小部屋、第2Q内の第6S及びその付近にあったコンテナ内、b村所在の「第4Q」と称する教団敷地内にあった「第12S」と称する教団施設内等において、手錠をかけ監視するなどして上記各施設からの脱出を不能にし、もって、同女を不法に監禁した。

第7 H1VX事件

（犯行に至る経緯）

1 Aは、教団に敵対すると考える人物の暗殺に用いるため、化学兵器として開発され、極めて高い殺傷能力を有する毒薬であるOーエチルーS（2ー（N、Nージイソプロピルアミノ）エチル）メチルホスホノチオレート（いわゆるVX。以下「VX」という。）を教団内で製造しようとして、O12らに命じていたところ、O12は、平成6年9月ころ、その製造に成功した。

2 H1（明治45年1月1日生）は、東京都内で単身で居住していたが、同年8月ころ、教団の出家信者であった知人のN4が教団から逃げてきたため、その生活の面倒をみるとともに、教団に3000万円余り預けたなどと述べるN4に知人の弁護士を紹介した。すると、N4は、上記弁護士と相談して、同年11月4日、教団に対し、上記金員の返還を求める民事訴訟を提起し、同月19日、その訴状が

教団施設に到達した。

Aは、同月26日、被告人ら教団信者に対し、「N4のお布施の返還請求は、すべてH1が陰で入れ知恵をしている。H1にVXをかけてポアしろ。」などと言って、H1の殺害を指示した。

(罪となるべき事実)

被告人は、A並びに教団信者のO5、O6、O12、O13、O14、O15及びO16と共謀の上、H1(当時82歳)の身体にVXを付着・浸透させて同人を殺害することを企て、平成6年12月2日午前8時30分ころ、東京都中野区所在の同人方居宅付近路上において、被告人がH1に話しかけたすきに、O14が、あらかじめ準備していた注射器内のVXをH1の後頭部付近にかけて体内に浸透させたが、加療約61日間を要するVX中毒症の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

第8 H2 VX事件

(犯行に至る経緯)

H2(昭和40年12月23日生)は、大阪市内に居住する会社員であり、地域の柔道クラブに参加して警察署の道場等に通うなどしていた。

Aは、教団信者から、教団大阪支部のある在家信者が、大阪や名古屋の女性信者に男性を誘惑させて入信させたり、教団を守るために陰の部隊を作っていると吹聴しており、その背後にいるのが、警察官にも柔道の指導をしているH2なる人物らしいとの報告を受けていた。そこで、Aは、平成6年12月9日ころ、被告人ら教団信者に対し、「H2は公安のスパイに間違いない。おまえたちでポアしなさい。」などと言って、H2の殺害を指示した。

(罪となるべき事実)

被告人は、A並びに教団信者であるO5、O6、O12、O14、O15及びO16と共謀の上、H2(当時28歳)の身体にVXを付着・浸透させて同人を殺害することを企て、平成6年12月12日午前7時10分ころ、大阪市f区内の路上において、O14があらかじめ準備していた注射器内のVXをH2の後頸部付近にかけて体内に浸透させ、よって、同月22日午後1時56分ころ、大阪府吹田市所在のY2大学医学部付属病院において、同人をVX中毒により死亡させて殺害した。

第9 H3 VX事件

(犯行に至る経緯)

H3(昭和13年4月21日生)は、その長男のH4が教団に入信して出家したことから、C1らと共に、出家信者を肉親の元に連れ戻す活動等を行うようになり、平成元年10月には、被害者の会の会長に就任し、教団に反対する活動を精力的に展開していたが、平成2年1月ころ、H4が教団を脱走してH3の元に戻り、H3らと行動を共にするようになった。

Aは、従前から、説法等で、H3や被害者の会に対する敵意を露わにしていたところ、平成6年12月30日ころ、被告人ら教団信者に対し、「(H3)会長でもH4でもどちらでもいいから、VXをかけてポアしてこい。」などと言って、H3又はH4の殺害を指示した。

(罪となるべき事実)

被告人は、A並びに教団信者であるO5、O6、O12、O14、O15及びO16と共謀の上、H3(当時56歳)の身体にVXを付着・浸透させて同人を殺害することを企て、平成7年1月4日午前10時30分ころ、東京都港区内の路上において、O14があらかじめ準備していた注射器内のVXをH3の後頸部付近にかけて体内に浸透させたが、加療約69日間を要するVX中毒症の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

第10 I事件

(犯行に至る経緯)

1 平成7年1月1日の新聞朝刊で、Q周辺の土壌からサリンの残留物質が検出され、警察がE事件との関連を調査していると報道され、さらに、同年3月には、教団信者の親族が行方不明になったJ事件に教団が関与しているのではないかとする報道があるなど、教団施設に対する警察の強制捜査が危惧される状況になった。

2 Aは、同月17日深夜から翌18日未明にかけて、東京都内で開かれた教団信者らとの会食の際、O1、O6ら教団信者に対し、「Xデーが来るみたいだぞ。」などと述べて、強制捜査が間近に迫っていることを示唆し、会食終了後、Qに向かう自己の専用車リムジンの中で、同乗していたO1、O6らとの間で強制捜査を阻止する方策について話し合った。その際、O1が、地下鉄にサリンを散布す

ることを提案すると、Aは、これを受け入れて、O1に対し、その計画の総指揮を命じ、さらに、その実行役として、出家信者のO17、O18、O19、O20及びO21を指名した。

O1は、同日中に、上記実行役5名から、サリン散布の実行役となることの承諾を取り付け、O6、O17、O19及びO20と犯行計画を練った上、翌19日には、O6と共にAを訪れ、地下鉄の駅まで実行役を送迎する運転手役の人選についてAの指示を仰いだ。Aは、運転手役として、被告人のほか、O7、O16、O22及びO23を指名し、さらに実行役と運転手役の組み合わせを指示した。

3 被告人、O22及びO23は、O1からの指示を受けて、同日中に東京に向かい、夜9時ころ、O6の指示で、東京都渋谷区内にあるマンションの一室に到着した。一方、O17、O18、O19、O20らは、被告人らよりも先に東京に向かって、各自の担当路線を話し合ったり下見を行うなどしていたが、上記マンションで被告人らと合流した。

その後、O6やO21も合流した後、O6は、実行役及び運転手役の全員に対し、Aの決定した前記組み合わせを伝え、さらに、O6が中心となって犯行の最終的な打ち合わせを行い、担当路線、降車駅、乗車すべき車両の位置等のほか、犯行時刻を出勤時間帯の午前8時とすることなどを確認した。

4 他方、Aは、前記リムジン内での謀議の後、教団信者のO5やO13に対し、直接又はO1を介してサリンの製造を指示したところ、O13らは、同月19日夕方から翌20日未明にかけて、Q内でサリンを含む混合液約5リットルを製造し、ビニール袋11袋に小分けした上、Aの下に持参した。

5 実行役の前記5名は、同月20日未明に、O1の指示でQに戻り、同所において、O1から、地下鉄内でサリンを発散させるための方法の説明を受け、水の入ったビニール袋を傘の先端で突くなど、犯行の予行練習を行った。

その後、実行役5名は、サリン入りの前記ビニール袋と先を尖らせた傘を持って前記マンションに戻り、同日午前6時ころから、それぞれ担当する地下鉄路線の乗車駅に向かった。

(罪となるべき事実)

被告人は、A並びに教団信者であるO1、O5、O6、O7、O12、O13、O16、O17、O18、O19、O20、O21、O22及びO23と共謀の上、東京都千代田区所在のg地下鉄h駅に停車するg地下鉄g1線、同g2線及び同g3線の各電車内等にサリンを発散させて不特定多数の乗客等を殺害しようとして、

1 O7の運転する自動車で送られたO17が、平成7年3月20日午前8時ころ、東京都千代田区所在のg地下鉄g1線h1駅直前付近を走行中のh2駅発h3駅行き電車内において、床に置いたサリン在中のビニール袋3個を所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出気化させて同電車内等に発散させ、上記h1駅から同都中央区所在の同線h4駅に至る間の同電車内又は各停車駅構内において、I1(当時33歳)、I2(当時29歳)、I3(当時50歳)、I4(当時42歳)、I5(当時64歳)、I6(当時53歳)、I7(当時21歳)及びI8(当時51歳)をしてサリンガスを吸入させるなどし、よって、同日午前8時5分ころから平成8年6月11日午前10時40分ころまでの間、サリン中毒又はこれに起因する敗血症によりそ

れぞれ死亡させて殺害するとともに、I9(当時35歳)、I10(当時51歳)及びI11(当時59歳)をしてサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに対し、加療期間不詳ないし約103日間以上を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

2 O16の運転する自動車で送られたO18が、平成7年3月20日午前8時ころ、同都渋谷区所在のg地下鉄g1線h5駅直前付近を走行中のh3駅発h6駅行き電車内において、床に置いたサリン在中のビニール袋2個を所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出気化させて同電車内等に発散させ、上記h5駅から前記h駅に至る間の同電車内又は同都港区所在の同線h7駅構内において、I12(当時92歳)をしてサリンガスを吸入させるなどし、よって、同日午前8時10分ころ、h7駅構内において、サリン中毒により同人を死亡させて殺害するとともに、I13(当時61歳)及びI14(当時23歳)をしてサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに対し、加療約58日間ないし約36日間を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどま

り、殺害の目的を遂げなかった。

3 O22の運転する自動車で送られたO19が、同日午前8時ころ、同都文京区所在

のg地下鉄g3線h8駅直前付近を走行中のh9駅発h10駅行き電車内において、床に置いたサリン在中のビニール袋2個を所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出気化させて同電車内等に発散させ、上記h8駅から同都中野区所在の同線h11駅に至る間の同電車内又は上記h11駅構内において、I15(当時54歳)をしてサリンガスを吸入させるなどし、よって、同月21日午前6時35分ころ、同都内の病院において、サリン中毒により同人を死亡させて殺害するとともに、I16(当時31歳)、I17(当時53歳)及びI18(当時60歳)をしてサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに対し、加療期間不詳ないし約61日間を要するサリン中毒症の各傷害を負わ

せたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

4 被告人の運転する自動車で送られたO21が、同月20日午前8時ころ、同都千代田区所在のg地下鉄g2線h12駅直前付近を走行中のh13駅発h14駅行き電車内において、床に置いたサリン在中のビニール袋2個を所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出気化させて同電車内等に発散させ、上記h12駅から同区所在の同線h15駅に至る間の同電車内又は前記h12駅構内において、I19(当時50歳)及びI20(当時51歳)をしてサリンガスを吸入させるなどし、よって、同日午前9時23分ころから翌21日午前4時46分ころまでの間、都内の病院において、サリン中毒により兩名を死亡させて殺害するとともに、I21(当時25歳)及びI22(当時23歳)をしてサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに対し、加療約73日間以上を要するサ

リン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

5 O23の運転する自動車で送られたO20が、同月20日午前8時ころ、同都新宿区所在のg地下鉄g3線h16駅直前付近を走行中のh10駅発h9駅行き電車内において、床に置いたサリン在中のビニール袋2個を所携の先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを漏出気化させて同電車内等に発散させ、上記h16駅から同線h9駅で折り返した後上記h9駅に至る間の同電車内において、I23(当時37歳)、I24(当時51歳)、I25(当時25歳)及びI26(当時25歳)をしてサリンガスを吸入させるなどしたが、同人らに対し、加療約60日間以上ないし約37日間を要するサリン中毒症の各傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

第11 P2蔵匿事件

(犯行に至る経緯)

被告人は、平成7年3月21日、Aから、Qから離れるようにとの指示を受け、O21、O22及びO23と共に車で東京方面へ向かったが、翌22日、東京都内で、教団に対する警察の強制捜査が実施されたことを知り、さらに、同日夜、同年2月に教団信者の親族であるJが同都品川区内で拉致されて行方不明になっていた逮捕監禁事件(以下「J事件」という。)の犯人であるP2が同事件に関して全国に指名手配になったことを知った。

P2は、J事件の発覚を免れるため、同年3月19日ころ、指紋除去手術を受けさせられ、その後、X4病院に入院していたが、被告人は、同月23日の朝ころ、X4病院の責任者であるO21から相談を受け、P2をX4病院から連れ出して、他の場所に逃走させることとした。

(罪となるべき事実)

被告人は、教団信者であるO21、O22、O23、O24らと共に共謀の上、P2がJ事件の犯人として警察により指名手配されている者であることを知りながら、同人の逮捕を免れさせる目的で、平成7年3月23日ころから同年4月8日ころまでの間、被告人が借り受けた同都豊島区所在のiホテルの客室並びにO23らが借り受けるなどした石川県金沢市所在のjホテルの客室及び同県鳳至郡k町所在の貸別荘「1荘」にP2を宿泊させてかくまい、その間、これらの場所において、同人に変装用の婦人服、婦人用かつら、婦人靴等を供与して変装させ、同人の顔面に整形手術を施してその容貌を変え、さらに、その両手の指先端部の皮膚を切除して指紋を消滅させるなどし、もって、犯人を蔵匿するとともに隠避させた。

【法令の適用】

本件については、平成7年法律第91号附則2条1項により同法による改正前の刑法を適用すべきところ、判示罪となるべき事実のうち、被告人の判示第1、第2の1ないし3、第3、第5の1及び第8の各所為はいずれも同法60条、199条に、判示第4及び第10の1ないし4の各所為のうち、各殺人の点はいずれも各被害者ごとに同法60条、199条に、各殺人未遂の点はいずれも各被害者ごとに同法60条、203条、199条に、判示第5の2の所為は同法60条、190条

に、判示第6の所為は同法60条、220条1項に、判示第7、第9及び第10の5の各所為はいずれも同法60条、203条、199条に（ただし、判示第10の5は各被害者ごとに）、判示第11の所為は包括して同法60条、103条にそれぞれ該当するところ、

判示第4及び第10の1はいずれも1個の行為が11個の罪名に、判示第10の2は1個の行為が3個の罪名に、判示第10の3ないし5はいずれも1個の行為が4個の罪名にそれぞれ触れる場合であるから、同法54条1項前段、10条により、判示第4及び第10の1ないし4についてはいずれも、1罪として各殺人未遂罪より犯情の重い各殺人罪の刑で（なお、判示第4並びに第10の1及び4のそれぞれについて殺人の各被害者ごとに犯情の差違は認められない。）、判示第10の5については、1罪として犯情の最も重いI23に対する殺人未遂罪の刑でそれぞれ処断することとし、各所定刑中、判示第1、第2の1ないし3、第3、第4、第5の1、第8及び第10の1ないし4の各罪についてはいずれも死刑を、判示第7、第9及び第10の5の各

罪についてはいずれも有期懲役刑を、判示第11の罪については懲役刑をそれぞれ選択し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10条により、死刑を選択した各罪のうち犯情の最も重い判示第4の罪の刑で処断して他の刑を科さず、被告人を死刑に処し、訴訟費用については、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

【争点に対する判断】

第1章 本件の争点等

1 弁護人らの主張

(1) 弁護人らは、まず、前認定のC事件からP2蔵匿事件に至るまでの各犯行はいずれも、Aを首魁（首謀者）とし、その主宰する教団（X教）の信者らが、その教義にかなった理想郷の建設を進めるといいうゆる「日本シャンバラ化計画」の実現を目指して、Aの唱える後記のヴァジラヤーナの教義に基づき、国家権力を奪取すべく、教団の武装化路線を押し進めるとともに、教団に敵対する者を殺害し（C事件、D事件、F事件、各VX事件）、教団からの脱落者を連れ戻し（G監禁事件）、犯罪を犯した教団信者を司直の手からかばい（P2蔵匿事件）、あるいは、国の統治機構を破壊しようとするなど（E事件、I事件）、朝憲紊乱、すなわち、憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動を起こしたものであって、それぞれが独立した犯罪を構成するものではなく、包括して内乱罪で処罰されるべきである旨主張する。

そして、被告人も、当公判廷における意見陳述等において、上記の各犯行はいずれも、教義上の理想郷とされる「シャンバラ」を実現するために行われたと述べるなど、弁護人らの上記主張に沿うような供述をしている。

(2) また、弁護人らは、①I事件において、被告人の果たした役割は自動車運転手としてサリン散布の実行役であるO21を送迎したにすぎず、一切の背景事情を捨象して個別の事件として評価したとしても、被告人には殺人及び殺人未遂の幫助犯が成立するととどまるとか、②前認定の一連の各犯行（以下「本件各犯行」と総称する。）のすべてについて、被告人には、刑法上適法行為を選択する期待可能性が認められないとか、③現行の死刑制度は違憲であるとも主張する。

2 そこで、以下、関係各証拠に基づき、A及び被告人を含む教団信者らが本件各犯行を行うに至った経緯や犯行状況、教団の活動状況等について、時系列に沿って認定した上、本件各犯行の目的等を検討するなどして、弁護人らの前記各主張に対する当裁判所の判断を示すこととする。

第2章 証拠上認められる一連の事件の経過

まず、関係各証拠を総合すると、本件各犯行に至る経緯、謀議及び犯行状況、その背景となった教団の活動状況等を中心とする一連の事件の経過としては、おおむね以下の事実が認められる。

第1 教団の成立と教義内容の変容等

1 教団の成立

(1) Aは、「X1」の名称でヨーガ教室を開くなどしていたが、昭和61年4月ころ、仏教の原典に戻り、仏教の説く解脱や悟りをインドのヨーガの修行で具体的に体験し実現することを目的とするとして「X2」を組織した。

Aは、当時から、「シャクティパット」と称する儀式を行ったり、修行により空中浮揚する超能力を獲得したと称して、その様子を撮影したとされる写真をいわゆ

るオカルト雑誌に掲載するなどしていたが、「X2」を組織した当初までは、会員から先生と呼ばれて、基本的には、会員の修行をサポートする役割と位置付けられていた。また、当時は、専ら個人の解脱、悟りに至るプロセスが重視されており、後に強調されるような一般大衆の救済を目指すという方向性は希薄であった。

(2) もっとも、Aは、昭和60年ころ、オカルト雑誌の取材に応じて、自分は、神から、理想国家であるシャンバラの到来を告げられ、そのために戦うように命ぜられたと述べたり、昭和61年に開かれたセミナーでは、ハルマゲドン（世界最終戦争）が到来するなどとも述べていた。

その後、「X2」は、同年9月に出家制度を取り入れるなど、Aを絶対的な指導者とする宗教団体としての色彩を強めて、積極的に信者の獲得活動を行い、教団の拡大を図るようになり、また、Aは、同年8月ころまでに、修行により最終的解脱を遂げたとして、自己を「最終解脱者」と称するようになった。

(3) 被告人は、昭和60年年末から開かれた「X1」のセミナーに参加した後の昭和61年3月、その会員となって、セミナーに参加するなどしていたが、Aから3年という期限を定めた出家の強い勧めを受けてこれに応じ、同春大学卒業後に就職していた食品会社を退職して同年9月ころ出家し、その後は、横浜市内や東京都内で他の出家信者らと共同生活を営むとともに、「ワーク」と称して教団のために様々な活動を行うなどしていた。

2 教義内容の変容及びX教への名称変更

(1) Aは、以上のように、教団が自己を絶対的指導者とする宗教団体たる色彩を強める中、昭和61年年末から開かれた教団のセミナーにおいて、修行法としてグル（宗教上の指導者）に対する絶対的な帰依を求めるグルヨーガを提唱し、その説法において、グルに人を殺せと言われたら殺すだけの帰依が、弟子に求められる帰依である、グルの指示に基づき人を殺す場合、相手は死ぬべき時期にあるから、殺す者も殺される者も功德になるのであり、このような殺人は、より高い世界に魂を移し変える意味の「ポア」にはほかならないと述べるなどして、殺人の意味でポアという言葉を用いるようになった。

もっとも、Aは、殺人をポアとする点について、当時は、飽くまで功德を積む方法の一つの比喻として述べるにとどまり、現代社会では受け入れられないとも述べており、同年末ころ出版した著書でも、ポアはインド密教の最高のヨーガで、意識を移し替えるヨーガであるとの説明にとどめていた。

(2) ところが、Aは、昭和62年に開かれた教団のセミナーでは、平成12年から15年ころにかけて、ハルマゲドンといわれる世界大戦が起こる、それを回避するには、3万人以上の解脱者を作り上げる必要があるなどと述べて、個人の解脱にとどまらず、一般大衆の救済を志向するマハーヤーナ（大乘）の教えを前面に出し、ハルマゲドンからの救済を唱えて、一般大衆の救済の方向性を明確にするとともに、教団の拡大を更に積極的に行う姿勢を明らかにした。

そして、Aは、昭和62年6月ころ、被告人ら教団信者に対し、教団の名前を救済にふさわしいものにしようと提案した上、自ら、シヴァ神の命があったとして、教団の名称を「X教」に変更した。

(3) その後、教団が積極的な信者獲得活動を展開した結果、教団の信者数は急激に増加した。それに伴って、教団は、同年7月に東京世田谷に世田谷道場を、大阪に新しい道場を、同年11月に福岡支部及びニューヨーク支部を、同年12月には名古屋支部をそれぞれ開設し、さらに、昭和63年には、静岡県b市に「富士山総本部道場」と称する教団施設を建設するに至った。

また、Aは、昭和62年6月ころ、最古参の弟子の1人であるP3が、修行により教義上の下から2段階目の解脱とされるクンダリーナ・ヨーガの成就を遂げたと発表し、その後、次々に信者に対する同様の認定をするようになった。そして、被告人も、同年12月、Aから、同様の認定を受け、ミラレパというホーリーネームを与えられて、福岡支部や大阪支部の責任者に任命された後、Aの秘書又は付き人的な役割を果たすようになった。

3 ヴァジラヤーナの教義の提唱

(1) Aは、昭和62年7月にインドを訪問した際に、現地の高僧からチベット密教の教義を伝授されたと称して、その後は、小乗や大乘の教えよりも上位にあり、短期間に一気に解脱を遂げることができるものとして、タントラヴァジラヤーナの教義（秘密金剛乗。以下「ヴァジラヤーナの教義」という。）を提唱するようになった。この教義では、グルに対する絶対的な帰依が求められ、また、他人に危害を加えた結果、その者の悪業を背負うことになるのであれば、その者にとっては救済

である，グルの指示であれば，殺人すらもポアであって正当化されるなどとも説かれていた。

(2) このような教義の提唱に伴い，Aは，慈悲の中には優しい面と恐怖の面があり，恐怖の面の慈悲の方が崇高であるなどと称して，出家信者を殴るなどの振る舞いに及ぶようになったほか，同年ころからは，「尊師」という絶対性を強調する呼称で呼ばれるようになった。

(3) また，教団では，昭和63年4月ころより，Aの認定により教団内の序列を定める「ステージ制」が設けられた結果，信者の間の序列がより明確になった。

4 シャンバラ化計画

さらに，Aは，そのころから，「シャンバラ化計画」と称して，教団の教義に基づく理想郷（シャンバラ）の現世における実現を目指す旨説き，このようなシャンバラ化計画の一環として，教団の宗教法人化や学校，病院の設立，山梨県西八代郡b村における教団施設の建設等を積極的に推進した。さらに，Aは，同じくシャンバラ化計画の一環として，九州の阿蘇地方等の各地で教団の教義に基づいた生活を実践する自給自足の共同体を作るという「ロータスヴィレッジ構想」を打ち出し，前記のように富士山麓に富士山総本部道場を建設するなどした。

5 教団の宗教法人化

Aは，宗教法人となれば，税制上優遇されることや社会的認知を得られることから，教団の法人格の取得を目指すようになり，昭和61年ころから，出家直後の被告人が中心となって調査等を進め，昭和63年ころからは，東京都内で法人格を取得するための準備を本格化させた。すなわち，教団は，東京都江東区mに土地及び建物を取得して道場を開設し（以下「m道場」という。），昭和63年11月ころから東京都と協議を開始して，平成元年1月以降は，東京都から，m道場が現地調査を受けたり，世田谷道場も税務の検査を受けるなどしていた。

第2 B事件（判示第1の犯行。以下，この項では「本件犯行」という。）

1 N1の死亡とその遺体の処理について

(1) 教団の在家信者であったN1は，昭和63年9月ころ，教団の富士山総本部道場に泊まり込んで出家信者らと共に修行していたが，そのうち，精神的に不安定な言動が目立つようになった。そこで，Aの指示を受けた信者ら数名が，同道場内の風呂場において，N1に水をかけたり，その頭を風呂の中に沈めるなどしたところ，N1は，ぐったりして意識を失ってしまった。そのため，教団幹部のO1や被告人らが人工呼吸等の救命活動を行い，Aがエネルギーを注入するという宗教的儀式を行うなどしたが，N1はそのまま死亡した。

(2) Aは，同日，富士山総本部道場内で，Aの妻であるO11のほか，教団幹部であるO1，O2，P3，O3らと事後処理について話し合い，教団内部でN1の遺体を秘密裏に処理することを決めた。なお，被告人は，Aから，監督不十分として叱責され，その話し合いから外されたが，その後，被告人やN1の死亡を目撃した信者らも交えて，改めて話し合いがもたれた。その際，Aは，警察等に届け出ると，救済活動が非常に遅れるなどと言って，内部での処理を示唆し，被告人らも，教団内で処理することに賛成した。

(3) そこで，Aは，N1の遺体をひそかに焼却することとし，同日，O1，O2，O3らにその作業を指示した。これを受けて，O1らは，富士山総本部道場敷地内の空き地に耐火煉瓦を積み上げて護摩壇と称する炉を作り，遺体をドラム缶に入れて焼却し，焼け残った遺骨は，他の信者がすりつぶした上，湖に投棄した（以降，N1の死亡からその遺体の処理までの一連の経緯を「N1事件」ともいう。）。

なお，O2は，このN1事件の際，Aが，「いよいよこれはヴァジラヤーナに入れというシヴァ神の示唆だな。」とつぶやくのを聞いた。

(4) その後，N1の所在を尋ねてN1の弟が富士山総本部道場を訪れたが，O3が，N1は修行を止めて帰宅したなどと嘘をついて，N1の弟を帰宅させた。また，出家信者のO4は，同じく出家信者でN1事件の現場にいた妹のN5から，同事件についての相談を受けたが，その後，Aから，そのことを詰問された上，グルが話すなどと言ったことを他の人に話すのは戒律違反であり，最も長く苦しい地獄に落ちるなどと言われた。

2 B事件の概要

(1) 犯行に至る経緯

Bは，勤務していた電機会社を辞めて，昭和63年6月ころに出家して以降，当初は教団施設において電気関係の仕事をしたが，同年12月ころからは，教団の出

出版物を取り扱う「X5出版」の営業部に配属となり、責任者であるO3の下で働くようになった。なお、Bは、N1が死亡した際にその現場に居合わせたほか、遺体を焼却した際も、現場に立ち会って護摩壇にくべる薪を運ぶなどしていた。

しかし、Bは、次第に、修行に参加させてもらえないなどと不満を述べるようになり、平成元年1月ころには、O3に対し、自分なりに修行したい、合わない営業をやっても功德にならないなどと述べて、いわゆる下向の意思を明らかにするようになった。

Aは、O3からその旨の報告を受けて、Bを翻意させるべく、富士山総本部道場に呼び戻した上、「独房修行」と称して、Bを同道場に近い静岡県b市所在の教団敷地内に設置されたコンテナ内の施設された2畳ほどの小部屋の中に閉じ込め、一日中Aの説法テープを聴かせるなどして翻意を迫った。しかし、Bは、下向の意思を変えず、かえって、Aの指示を受けて様子を見に来たO1に対し、「Aは間違っている。教団を脱会してAを殺してやる。」などとも言うようになった。

(2) 謀議状況

ア Aは、同年2月上旬の夜、富士山総本部道場と同じ敷地内にあった「第1S」と称する教団施設（以下「第1S」といい、同道場と合わせて「富士山総本部」という。）内の自室にO1、被告人、O2、O3及びO4を集めて、本件犯行の謀議を行った。当時、被告人ら5名（以下、被告人及び本件各犯行の共犯者のうちAを除く者を「被告人ら」ともいう。）は共に大師のステージにあり、被告人はAの秘書的な存在、O1は教団の科学技術部門の責任者、O2は建築関係や支部における契約等の担当者、O3は営業関係の責任者、O4は大阪支部の支部長として、いずれも教団の中心的幹部の地位にあった。

イ Aは、被告人らが集まった後、まず、O4に対し、「グルが何でもしろと言ったらできるか。」「グルがポアしろと言ったらできるか。」「おまえはグルが人を殺せと言ったら殺すことができるか。」と相次いで問いかけ、O4はいずれも「はい、できます。」と答えた。

その後、O1が、被告人、O2、O3及びO4に対し、Bが精神的に不安定になったため独房に入っているが、現在魔境に入っており、下向したいとか、Aを殺すと言っているなどと説明した後、Aが、「Bは、N1事件の際、消極的だった。Bが下向すれば、N1事件のことが公になるおそれがある。もう一度見に行つて駄目だったら、ポアするしかないな。」などと言った。

被告人らは、これを聞いて、殺人もポアになり得るというAの前記第1の2(1)記載のセミナーにおける説法内容や上記やりとりなどから、Aがポアという言葉を用いてBの殺害を指示していることを理解した。

ウ そのため、被告人らは、Bの閉じ込められたコンテナに赴き、考えを改めるようBを説得したが、Bは耳を傾けようとしなかった。すると、その報告を受けたAは、被告人らに対し、「ポアするしかない。」と言ってBの殺害を指示した上、殺害方法についても、ロープで絞殺するよう指示した。

(3) 犯行状況

そこで、被告人は、見張り役として外で待機させたO4を除く3名と共に、前記コンテナ内に入り、飽くまで翻意しようとしないうちにBに対して判示のとおりの本件犯行に及んだが、その際、自らロープを準備し、手足を縛られたBに目隠しをし、その頸部にロープを巻き付け、その片方の端を引っ張って絞め付け、さらに、必死に抵抗するBに対し、両手でその頸部を上下から挟むように押さえ付け、その頸部を強く捻ってとどめを刺すなどしたものである。

(4) 犯行後の状況

ア 被告人らは、犯行後、直ちにBの遺体をドラム缶に入れ、骨を溶けやすくするために酢まで入れて、数時間にわたり灯油で焼却した上、焼け残った遺灰を教団施設内にまいて、証拠を隠滅した。

イ 他方、被告人は、犯行直後から、茫然自失となって激しく動揺し、数日後、Aに対し悩みを打ち明けて、Bの転生先を確認するなどしたところ、Aは、被告人に対し、多くの人の救済のために悪業を積み殺生を行つて地獄へ至るならば、それは本望である旨のマントラ（詞章）を口授し、他の実行犯にも伝えて、各人が唱えるように指示するとともに、Bの転生先については、教義の上で人間界より下位の世界とされる動物界で白熊に生まれ変わったと説明した。

被告人は、魂を高い世界に引き上げるべきポアであったはずなのに、人間界より下位の世界に転生したと聞いて衝撃を受け、後記のC事件の前ころまで上記マントラを唱え続け、O3らも同様にマントラを唱えていた。

第3 B事件以降の教義内容の変容と教団の活動状況等

1 B事件以降の教義内容の変容

(1) Aは、平成元年2月に、「K1」と題する著書を発刊し、その中で、新約聖書の「ヨハネの黙示録」に依拠しながら、ハルマゲドンは回避できず、自分ができるのはハルマゲドン後の社会に人々を生き残らせることである、オウムを信仰している者は救われるが、そうでない者は破滅するしかないとして、選民思想的な傾向を明確に打ち出し、さらに、武力を用いた救済を示唆した。

また、同年5月には、「K2一統・K1」という著書を発刊し、その中で、墮落してシヴァ神の怒りを受けて破滅していく道を選ぶのか、神に帰依して魂の向上を図り超能力を身に付け神々の一員として邪と戦う道を選ぶのかと問いかけ、取りあえずは精神主義的なプロパガンダに訴えることとするが、それで直らなければ、いろいろな因を使って真理と縁を結ぶような形を考えているなどとも書いていた。

(2) そして、Aは、同年ころから、出家信者に対しては、現代はほとんど三悪趣（教義上、人間界より下位にあるとされた地獄、餓鬼及び動物の各世界のこと）であるなどと述べたり、いわゆる「ノストラダムスの予言書」の原典をフランスで蒐集した上、教団内でその翻訳及び解釈作業を開始し、このようなノストラダムスの予言やヨハネの黙示録を根拠に、現代の人類は悪業を積んでいるので、神の意志に基づいた人々が自ら戦争を仕掛けることでハルマゲドンの道を変える、あるいは、これらの者がハルマゲドンを自ら引き起こすのが現代の救済方法である、これは予言されていることであるなどと説くようになったほか、殺人をポアとして肯定する趣旨の説法を頻繁に行うようになった。

(3) もっとも、Aは、以上のように、出家信者に対しては、一般社会に対する蔑視や敵意を露わにする言動を繰り返す反面、出家信者でない一般の信者や教団の部外者に対しては、大乘の教えを強調する説法を行い、できるだけ多くの者が出家して成就し、「シャンバラ化計画」を実現して、日本や世界がシャンバラ化しロータスピレッジ化すれば、ハルマゲドンは回避できるとして、すべての信者が大乘となって功德を積むようになどと説いていた。

2 教団の活動状況等

(1) 教団の活動状況とこれに対する反対運動

教団の信者数は次第に増加し、教団は、平成元年だけでも、仙台、金沢、高知、広島及び西ドイツ（当時）のボンに支部を開設した。このように教団の組織が拡大するにつれて、多くの信者が出家して教団施設内で生活するようになったが、教団では、信者の出家に当たり、多額の財産を教団に寄付させたり、修行の妨げになるとして出家信者と家族との自由な連絡を制限したことなどから、出家信者の家族等を中心に、教団を批判する様々な運動が展開されるようになった。

(2) 宗教法人化に向けた動き

ア 教団では、昭和61年ころより、被告人を中心に法人格取得を目指して準備を進めていたところ、B事件後の平成元年3月、東京都に対し、その前提となる宗教法人としての規則の認証申請手続きを行い、これが受理された。

イ 宗教法人法によれば、所轄庁である都道府県は規則の認証申請を受理した後3か月以内にその許否を判断しなければならないとされており、被告人ら教団関係者は、同月中には認証されるものと予想していた。ところが、ある出家信者の家族が教団の中に家出人がいるとして東京都に苦情を寄せ、その家族から相談を受けた国会議員が東京都に働きかけるなどしたこともあり、東京都は、同年4月になっても、認証を行わなかった。

ウ そこで、Aは、被告人やO2に指示して、家出人とされた出家信者をその家族と会わせるなどする一方、信者の弁護士らを伴わせて繰り返し東京都の担当者と折衝を行わせ、さらに、同月24日には、約300名もの出家信者を同行させて、自ら東京都庁や文化庁に赴き、前記認証の遅れについて、猛然と抗議を行った。その後、Aは、P1らをして、東京都に対する不作為違法確認の行政訴訟を提起させ、その結果、教団は、同年8月29日になって、東京都から前記規則の認証を受けた。

また、そのころ、教団は、静岡県内にX3学園という学校法人を作ろうと試みたが、地元の反対を受けて挫折している。

エ なお、Aは、東京都庁等に抗議に赴いた日の夜に、出家信者らに対して、現世は末法の相を呈している、救済を考えるならば、少なくとも一部の人間がヴァジラヤーナの道を歩かなければ、真理の流布はできない、真理を阻害するものがあれば、それは打ち破っていかなければならない、そういう強い心を持つことが必要だ

などと説いていた。

(3) 衆議院選挙への出馬

ア Aは、平成元年夏ころ、前記のように教団の宗教法人化が難航する中、ある信者から、今出馬すれば、当選するかもしれないなどと勧められて、衆議院選挙に立候補することを決意した。そこで、Aは、「大師会議」と称する被告人ら教団幹部との会合、更には「サマナ会議」と称する出家信者らとの会合を重ねて、自らの立候補に対する出家信者全員の協力約束を取り付けた上、同年8月16日付けで「X3党」という名称の政治団体の届出を行い、教団を上げて、翌年2月施行予定の衆議院選挙に臨むことになった。

また、Aは、前記規則の認証を受けた後、宗教法人化が難航したことについて被告人らと総括を行い、正しい政治が行われないがゆえに人々は苦しむ、宗教的なものだけでは救済は不可能であるから、政治的な力をしっかりと把握する必要があるなどと述べて、教団として世俗的な権力の獲得を目指す決意を明らかにしたほか、「大師会議」では、平成12年のハルマゲドンまでに、国会で多数を占めるぐらいの当選者を確保するなどとも述べていた。

イ Aは、X3党の政策として、消費税の廃止、教育問題の改革、医療の改革、福祉施設の改革等を掲げて、宗教色を前面に出すことを避けていた。また、Aは、大金を投じ、信者に象のぬいぐるみや自分の面をかぶって踊らせるなど活発に表の選挙運動を展開する一方、信者の住民票を自分が立候補する選挙区に移動させたり、〇2のほか、教団信者の〇6や〇17らに指示して、対立候補の盗聴を行ったり、他の候補者のポスターをはがさせたりするなど、手段を選ばぬ違法な活動も広く実施させていた。

ウ なお、Aは、同年9月24日、一般信者も対象として、シャンバラを実現するためには政治力を持つことが必要であると説く一方、人のカルマを見切ることでできる智慧のある者が転生に最も良い時期に殺人に及べば、それはポアであって、殺した人、殺された人の双方が利益を得ると説くなど、次第に、前記第1の3(1)記載のようなヴァジラヤーナの教義に基づくポアの教えを一般の信者に対しても説くようになった。

第4 C事件(判示第2の各犯行。以下、この項では「本件犯行」という。)

1 犯行に至る経緯

(1) 教団に対する社会的批判の高まり

ア C1は、大学卒業後、昭和59年に司法試験に合格し、平成元年当時は、横浜弁護士会に所属する弁護士であったが、教団の出家信者の家族から相談を受けたことから、その出家信者を親元に戻す活動に携わるようになり、同年7月ころには被害対策弁護団を結成するなどして精力的に活動していた。また、同年10月には、H3を会長として、出家信者の親たちを中心に被害者の会が結成されたところ、同会は、教団に対し出家信者を親元に戻すよう求めるとともに、東京都に対しては教団規則の前記認証の取消し及び解散登記の囑託を求める活動等を展開し、翌11月には、公開質問状と題する書面を教団に送り付け、Aに対し、マスコミの前で空中浮揚するように求めるなどしていた。

イ また、同月から、週刊誌の「L1」に「X教の狂気」と題する連載が始まり、7回にわたって、家族との絶縁を強いる出家制度、高額の布施、Aの血を飲ませる修行方法(DNAのイニシエーション)等を取り上げて、教団の活動内容やA本人を批判し、教団の宗教法人格の認可には問題があるとする内容の記事が掲載された。これを契機に、他の新聞や週刊誌でも、教団に批判的な記事が掲載され、ラジオ局であるL2放送やテレビ局であるL3等でも、教団に批判的な番組が制作されるようになり、C1は、そのようなラジオやテレビの番組に出演して、教団を厳しく批判するコメントを述べるなどしていた。

(2) 社会的批判に対する教団の対応

ア Aは、このような社会的批判の高まりを受けて、救済が遅れる、選挙に支障があるなどと懸念を示し、被告人ら教団幹部に指示して、警察に問い合わせをして家出人に関する「L1」の報道内容を確認させたほか、家出人と報道された出家信者に家族へ電話をかけさせたり、C1から要求のあった出家信者をその家族と面会させるなどした。

それと同時に、Aは、出家信者と共に「L1」編集部に赴き、猛然と抗議を行うとともに、選挙用の宣伝カーを用いて、同編集部のあるL4新聞社屋の周辺で抗議のピラをまくなどの抗議活動を行い、また、L3には、テレビ番組の内容を放映前に開示させた上、圧力をかけて放映を中止させるなどした。さらに、被害者の会に

対しても、出家信者の家族と偽って教団の信者を潜入させて情報収集に当たらせ、会長にH3が就任したことなどを知った。

イ Aは、前記のような教団に批判的なマスコミ報道を封じ込めるために違法手段に訴えることも企て、L4新聞社屋を爆破するために、O2に下見に赴かせたり、O1を介して医師の資格を持つO5に指示して、筋肉を弛緩させる効果を有する塩化カリウムのアンブルを用意させたり、被告人らに対し、「L1」の編集長であったT3を殺害するなど繰り返し口にするようになった。

ウ さらに、Aは、平成元年10月下旬、被告人ら教団幹部との間でこれらの報道等に対する対策を講じた協議の席において、「L1」の連載記事や被害者の会の活動の背後にはC1がいるとの認識を示した。

また、同月末には、教団信者のP1、P4、O2らが、Aの指示によりC1と面談して、教団に対する批判的な活動を止めるよう申し入れたが、逆に、C1から、多額の布施を取ってAのDNAを飲ませる修行方法等を批判された上、出家信者を親元に戻すよう厳しく迫られ、P1が、信者側からその親を告訴する旨申し入れても、C1から、こちらも法的措置に訴える、徹底的にやりますなどと言われて、物別れに終わった。

そのため、P4らは、Aに対し、C1は自分たちに全然理解を示さない人物であるなどと報告したところ、Aは、P1に対し、法的措置で対抗するように指示した。

2 C事件の概要

(1) 謀議状況

ア Aは、平成元年11月2日深夜ころ、第1S内の自分の部屋に、被告人、O1、O2、O3及びO5を集めて、同人らに対し、「この世の中は非常に汚れている。通常の合法的な活動だけでは救済が間に合わない。ポアも含めたヴァジラヤーナの実践をしなければならない。」と述べた上、T3を殺害する、そのための薬をO5が用意しているなどと言って、T3殺害計画を明らかにした。そこで、Aと被告人らが具体的な話し合いを進めたが、事前にT3の行動予定を知り、その身柄を確保して殺害することは困難であるという結論になり、全員が沈黙した。

イ その後、Aは、唐突に、「今問題としなければならないのはC1である。」などと言って、指でOKマークを作り、人差し指を弾く仕草をして、被告人らに対し、C1の殺害を提案した。

被告人らは、この提案を意外に感じ、O2が「え、弁護士さんですか。」と言つて困惑した態度を示したところ、Aは、「被害者の会を実質的にまとめているのはC1である。放っておくと将来教団において大きな障害となる。これ以上悪業を積み重ねては本人のためにならない。ポアすることは本人のためにもなる。」などと言って、C1を殺害する理由を付加して説明し、被告人らは、これを了承した。

ウ 引き続き、A及び被告人らが打ち合わせを行った結果、C1の帰宅途中を待ち伏せして車に引きずり込み、O5が塩化カリウムを注射して殺害すること、教団内の武道大会で優勝し空手の経験もあるO6を実行犯に加え、C1を殴打させて気絶させることなどが取り決められた。その後、被告人らが、Aの指示により、O6に協力を要請したところ、O6もこれを了承した。

(2) 犯行の準備状況及び計画の変更

ア 翌3日朝、Aは、O3から、C1の自宅の住所等が判明したとの報告を受けたことから、O1及びO3に対し、同弁護士殺害計画を実行に移すように指示して、同人らに変装用の資金数十万円を与えた。

被告人らは、同日午前9時ころ、2台の車に分乗して、富士山総本部を出発し、途中、東京都杉並区内の選挙事務所や同区内のマンションに立ち寄って、O5の用意した塩化カリウムを注射器3本に入れたり、車に無線機を取り付けて相互に交信が可能であるようにし、さらに、変装用のかつらや眼鏡、付けひげを身に付け、新宿で犯行の際に着用する衣類を購入して着替えをした上、車で横浜市a区所在のC1方居室（以下「C方」という。）へ向かった。

イ 当時、C1は、学生時代に知り合って昭和59年に結婚した妻のC2及び昭和63年に出生したばかりの長男C3の3人でC方で暮らしており、その日は、休日であったため自宅で過ごしていた。

被告人らは、同日夕方以降にC方付近に到着して下見を行い、その後、各人が手分けをして最寄りの駅からC方までの経路上でC1の帰宅を待ち受けることにしたが、C1が一向に姿を現さず、C方に電話をかけて在宅の有無を確認しても、電話には誰も出なかった。

ウ そこで、同日午後11時ころ、O3がC方の玄関先まで赴いて、中の様子をうかがったところ、明かりがついており、玄関の鍵が開いていることが明らかになった。そのため、O2がAに電話をして指示を仰いだところ、Aは、「開いているのなら入れればいいじゃないか。家族も仕様がな。やむを得ないじゃないか。」などと言って、C方に入り家族もろともC1を殺害するように指示した。O2が「家族もですか。」と問い直すと、Aは、家族もC1同様に悪業を積んでいるなどと理由を付け加え、さらに、入るならば遅い方がいいと言って深夜の実行を指示し、O2は、被告人、O1及びO3にこれを伝えた。

エ そこで、被告人らは、取りあえず最終電車まで待ってC1が帰宅しないことを確かめ、O3が再度C方に向かって、玄関の鍵が開いていること、家の中の電気が消えていることを確認した上、犯行時刻を同月4日午前3時にすることを決めて、O1が、車で待機していたO5及びO6にその旨連絡し、全員がC方近くに駐車した車内で各自仮眠を取った。

(3) 犯行状況

被告人は、同日午前3時ころに目を覚まして、他の実行犯5名を起こした。その後、被告人らは、犯行に及ぶべく全員でC方に向かい、まずO2がC方に立ち入り、寝室内にC1、C2及びC3の3名が寝ていること、他の部屋には誰もいないことを確認した上、残りの実行犯らが被告人を先頭に次々とC方に侵入して、判示のとおりの本件犯行に及んだものである。

なお、被告人は、本件犯行に際し、他の実行犯に先立って寝室に入った上、O6がC1を襲ったのとほぼ同時にC2に襲いかかって実行行為の口火を切り、その後、瀕死のC3を認め、その首を絞めて絶命させている。

(4) 犯行後の状況

ア 被告人らは、犯行後、直ちに、C1ら3名の遺体を布団ごと車に積み込んだ上、富士山総本部に向かい、第1S内のAの部屋で、Aに本件犯行の報告を行った。その際、C1らの遺体の処理等が話し合われ、その結果、Aの指示により、遠くの山中に3名の遺体を埋めることになった。

そこで、被告人らは、着衣を剥いでドラム缶に入れた3名の遺体を犯行に用いた車に積み込んで、その日のうちに、富士山総本部を出発した。出発後、被告人らは、警察の捜査を妨害するためにC1らの遺体をそれぞれ異なる県に埋めることを決め、その日の夜に、長野県大町市内の林道脇の湿地帯にC3の遺体を、翌5日の夕方から夜にかけて、新潟県西頸城郡n町内の山腹の雑木林内にC1の遺体を、さらに、翌6日には、富山県魚津市内の山腹の雑木林内にC2の遺体をそれぞれ埋めた。

その際、被告人らは、捜査を妨害しようとして、警察官らが棒を地面に突き刺すなどして捜索することを妨げるために、C1及びC2の遺体の上に石を並べたり、歯型等からの身元の確認を困難にするために、被告人及びO1がC1の顔面につるはしを振るってその歯を砕こうとするなどした。

イ 被告人らは、その後、北陸から、京都、山陰へと移動して、順次、C方の布団や犯行に使用した車のシートカバー等を焼却し、遺体を入れたドラム缶やつるはしを海中に投棄して処分するなどした上、犯行時に使用した車を海中に投棄する処分場所を求めて鳥取県まで赴いたが、Aからの指示を受けて、急きよ富士山総本部に帰還した。

なお、本件犯行後、被告人らはそれぞれに精神的に不安定な状態に陥り、例えば、被告人は、C1の遺体を埋めた際、真暗な付近の山を無闇に懐中電灯で照らすなどして、共犯者らから特に心配されるような状態になった。

ウ Aは、被告人らが富士山総本部に帰還した後、被告人、O3、O5及びO6に対し、独房修行の名目で、5日間小部屋でAの説法を聞き続けるよう指示し、その説法の中で、悪業を積むことによって生き永らえさせられる者は悪業を積むのと同じだと説いた。また、そのころ、Aは、被告人らを集めて本件犯行を総括し、刑法の殺人罪や共同正犯の条文等を読み上げさせ、「3人殺せば死刑だな。」、「自分も同罪だな。」と述べたり、C一家の転生先を、子供は餓鬼界、奥さんは動物界、C1本人は地獄界として、いずれも人間より低い世界に転生した旨説明したりした。

エ ところで、O5が本件犯行の際に落としたM1と呼ばれる教団のバッジが、犯行後にC方から発見されて、C1一家の失踪への教団の関与が疑われるようになった。そのため、A及び被告人を含む教団幹部らは、同月20日ころ、西ドイツに向けて出発し、同地で行われた記者会見で、その失踪に教団は全く関係ないと強調

した。また、その旅行中、犯行の際に手袋を付けていなかった〇1及び〇2が熱した料理用の電気プレートの鉄板に両手を押し付けたり、帰国後、〇5が指紋消去の手術を行うなどした結果、これらの者の指紋は損傷紋となった。

オ 教団は、その後も、C事件はあくまで教団とは無関係である旨強調し続け、教団の出版物等においても、C事件は国家権力等の教団にダメージを与えようとする者たちによって仕組まれた陰謀であるとして、真犯人は別にいる、C1の身内の犯行ではないかとまで繰り返し主張していた。

カ なお、衆議院選挙を目前に控えた平成2年2月10日、〇3は、Aに対する不信感等から教団を脱走し、その際、Aの選挙事務所から教団の活動資金を持ち出した。その大部分は、被告人らによって回収されたが、〇3は、Aに生活費を要求する一方、C2らを埋めた場所の写真をC1が勤務していた法律事務所や警察に送り付けた。これを知って、Aは、〇3に対し、「いくら欲しいんだ。」などと金による解決を持ちかけ、〇3からの要求に応じて同人の口座に830万円を振り込んでいる。

第5 教団の武装化の開始と社会的摩擦の激化等

1 衆議院選挙の惨敗とその総括

(1) 衆議院選挙は、平成2年2月3日に公示され、Aは東京4区に、その他の教団信者合計25名も各都県内の選挙区に立候補し、被告人も東京10区に立候補した。もっとも、教団では、東京4区以外に選挙事務所を設けることなく、A以外の候補者は、政見放送以外は自らの選挙活動を行わずにAの選挙活動に専心していたが、当時の客観的情勢としても、Aが当選する見込みは極めて低く、〇2らは、Aに対し、厳しい予想を伝えたが、Aは、シヴァ大神の思し召しであると述べて、特に悲観的な様子は見せていなかった。

同月18日、選挙が行われ、即日開票された結果、Aを含む教団関係者全員が落選し、Aの得票も1783票にとどまって、教団の惨敗に終わった。

(2) Aは、教団幹部らの前で選挙結果について総括を行い、教団の代表者から降りるなどとも発言したが、その際、Aの3女が、票のすり替えがあったと言い出した。これを受けて、Aは、信者らに投票状況の調査をさせ、その結果、票のすり替えがあったことが確認されたとして、選挙の惨敗が国家権力の陰謀によると主張するようになった。

(3) さらに、Aは、説法において、教団は徹底的なサンドバッグになっている、教団が90年代を生き延びるのは至難の業であると述べた上、人間の魂がもっと汚れ、破壊の直前になると、ヴァジラヤーナ、つまり武力を使つての破壊が登場する、現代は濁世の時代であり、救世主が現れて、ヴァジラヤーナの救済として、物質に対する執着により乱れた社会の秩序を取り戻すために社会を変革しなくてはならないなどと述べて、自らが救世主であることを示唆した。

また、Aは、被害者の会の活動等にも触れ、被害者の会やマスコミはいずれ墓穴を掘る、被害者の会は完全に地獄に落ちる道を歩んでいる、同じようにマスコミも地獄に墮ちるとして、被害者の会やマスコミに対する敵意を露わにした。

2 教団の武装化の開始

(1) ボツリヌス菌の散布計画

ア ボツリヌス菌の培養計画

Aは、衆議院選挙の直後、強い毒性を有し生物兵器としても用いられるボツリヌス菌を教団内で培養して散布することを企て、〇2や大学医学部を卒業した出家信者の〇13に指示し、被告人を同行させて、北海道でボツリヌス菌を含むとされる土壌を採取させた。

また、Aは、被告人、〇1、P4ら教団幹部に対し、全世界に同時にボツリヌス菌を散布する、神々に負担をかけないために自分たちがやらなくてはならないなどと述べ、ボツリヌス菌を散布して全世界を破滅させるような無差別大量殺りくを敢行する意思を明らかにするとともに、C事件等に関与しなかった教団幹部らに対しては、個別にヴァジラヤーナに突入できるかどうかを問いただすなどした。

その後、〇1らによって、Q内にボツリヌス菌の培養プラントが設置されて、〇13を中心にボツリヌス菌の培養が試みられた。そして、被告人も、実験用マウスを購入するなどして手伝ったが、〇5からは、ボツリヌス菌は培養できていないと聞かされており、マウスによる実験でも、効き目のないことを確認した。

イ 石垣島セミナー

Aは、無差別大量殺りく計画の一環として、教団で培養するボツリヌス菌を全国各地で散布することを企て、その間、教団信者が被害を被らないように、信者らを

沖縄県石垣島に一時避難させることを決め、平成2年3月下旬ころ、O1やO6ら教団幹部に指示して、そのための準備を行わせたが、海上からも散布するために、被告人及びO2に、小型船舶操縦免許を取得させ、教団として小型船舶2隻も購入している。

その後、同年4月14日から、石垣島でセミナーが開催され、Aや被告人ら教団幹部、更に多数の信者が参加した。Aは、一般信者に対しては、このセミナーは、当時地球に接近中であったオースチンすい星が地球に衝突する可能性があるので、衝突を少しでも避けることを目的に行われるものである旨説明し、ハルマゲドンや予言の話を中心に、死は結局避けられないから、修行にいそしんでそれを乗り越えることができるステージになろうなどと説法した。

もっとも、ボツリヌス菌の散布は、準備が間に合わず、このセミナー期間中には実行されなかった。

ウ その後のボツリヌス菌様の物の散布等

Aは、前記セミナー後の同年5月ころ、再びボツリヌス菌の大量散布を企て、自動車散布用に改造し、被告人らをして、数回にわたり、神奈川県横須賀の米軍基地、皇居の周辺、T1の施設のある東京都新宿区〇町周辺を標的としてボツリヌス菌様の物の散布を行い、さらに、同年7月には、浄水場のある山中で散布した。しかし、全く死傷等の結果は発生せず、浄水場付近に散布した際には、被告人が警察官に発見されて、ボツリヌス菌様の物を入れた容器を押収されるなどした。そのため、ボツリヌス菌の散布計画は同月中旬にいったん中止となり、Qの培養プラントも解体された。

(2) p村ホスゲンプラント

Aは、マスコミや警察に攻撃を加えるために、熊本県阿蘇郡p村所在の後記の教団施設に、化学兵器である毒ガスのホスゲンの製造プラントを建設し、大学院で応用物理等を学んだO19らにホスゲンを製造させ、これを爆弾にして全国の警察やマスコミ、官公庁等に仕掛けることを計画し、O1を介して、O6らに大阪府等の官庁を調査させるなどしたが、この計画は、同教団施設に対する強制捜査が実施されたことにより中断するに至った。

(3) 被告人の教団における地位、役割等

被告人は、衆議院選挙以降も、Aの側近として活動を続け、Aの身近にいてAを補助する特別総本部、SPS等と称する部署に所属し、それまでどおり、Aの秘書的な役割を果たすとともに、O6やO15、O16らと共に教団の武道班に所属し、その責任者となった。また、被告人は、平成2年7月に、Aから、下から3番目の解脱とされるマハムドラー成就の認定を受け、正悟師のステージを与えられた。

3 p村進出と教団に対する強制捜査等の実施

(1) 教団は、前記ロータスヴィレッジ構想の一環として、教義に則った自給自足のコミュニティーを作ると称して、平成2年5月、O2、P4らが責任者となってp村の土地を購入し、同村に進出する計画を明らかにした。

しかし、この計画は、同村の住民等による激しい反対運動を引き起こして、同村が移転してきた信者の住民票を受理しない事態になったほか、同村での土地取得に関して教団に国土利用計画法（以下「国土法」という。）違反の嫌疑がかけられ、教団施設に対する強制捜査や教団幹部の逮捕も予想されるようになった。教団は、同年10月21日、東京都内で「信教の自由を守る会総決起集会」を開催し、上記国土法違反の嫌疑は宗教弾圧であるなどと訴えた。

しかし、その翌日、P3、O2、P1ら教団幹部数名が上記国土法違反の嫌疑で逮捕されるとともに、教団施設に強制捜査が実施されたことから、教団は、全国の支部道場から出家信者を一時的に退去させて、富士総本部道場やp村の教団施設に集合させるなどしたが、同年中に、更に教団施設に対する2度目の強制捜査が実施されるに至った。

Aは、このように強制捜査が行われたことにつき、頻繁にマスコミに出演して宗教弾圧であると訴えるとともに、全国の支部を回り、信者らに対して、強制捜査は国家的価値を揺るがすものに対する弾圧であり、逮捕者がこのような受難を耐え忍ぶことも菩薩としての修行である旨説法して、組織の引き締めを図った。

(2) また、Aは、前記強制捜査の後に、「教団がぼろぼろだ。今はその基盤を充実させなくてはならない。」などと述べて、前記ホスゲン製造プラントの建設等の違法活動をいったん中止するよう指示するとともに、被告人ら教団幹部に対しては、地道に信者を獲得して組織を立て直す方針を示した。他方、教団の科学技術部門の責任者であったO1に対しては、理系の知識を持った信者の獲得に力を入れる

よう指示し、O1を中心に「広報技術」という部署を設けて、理系の学生等を対象とした信者獲得活動に力を入れるようになり、その結果、Y3大学大学院で有機化学を専攻したO12やY4大学理科I類の学生であったO18といった理系の知識を持つ者が出家信者となった。

4 教団の再拡大

(1) Aは、平成3年5月下旬から及び同年7月上旬からの2回にわたり、被告人やO1ら多数の出家信者と共にインドに旅行し、同地で修行するとともに、仏跡を訪れ、Uに寄進を行うなどし、また、同年8月に、被告人ら教団幹部複数名と共にチベットやラオスを訪れて、仏教典の収集を行い、現地の教団に寄付するなどし、さらに、同年9月には、スリランカに旅行して、同国に対する寄付を行い、同国の総理大臣から仏舍利を授与されるなどし、教団の出版物等において、このような活動状況を大きく掲載して宣伝するなどした。

(2) また、教団では、同年3月ころから、一般人も対象に「M2」と題するダンスオペレッタ等を開催していたが、Aが、同年夏ころ、平成3年を救済元年とする旨の説法を行った後は、全国各地の公的施設等を会場として、「M3」と称するAの講演会や衛星中継を用いた「M4」と称するAの説法会を催すなどして、一般人をも対象に大規模な布教活動等を展開するようになった。

(3) さらに、Aは、教団の広報宣伝活動にも力を入れるようになり、前記インド旅行の前後ころから、教団の広報を担当する部門として「戦え真理の戦士部」と称する部署を創設し、被告人を責任者にパソコン通信や街頭でのパフォーマンスを熱心に行うなどして、マスメディアに積極的に接触を試みた結果、平成3年から翌4年中ごろにかけて、多数の雑誌等で教団やAを好意的に紹介する記事が掲載されたり、Aが複数のテレビの生番組に出演するようになった。また、大学生等の教団信者の活動によって、平成3年の秋には、Aが全国の大学等の学園祭で講演を行うことになった。

こうした活動の結果、被告人は、教団に対する悪印象が払拭されつつあると感じるようになり、Aも、被告人に対し、前記強制捜査等以降の教団に対する逆風が少しずつ変わりつつあるとの印象を口にするようになった。

(4) Aは、平成4年3月、高官と会うためにロシアを訪問し、各地で講演等を行ったほか、同年4月以降は、ロシアから日本向けの短波放送や、全世界に向けた英語放送、更にロシア国内向けの放送等が行われることになった。また、同年9月ころには、モスクワ支部が開設されるなどして、ロシアにおける教団の信者数は急激に増加し、平成5年11月には、信者数が1万人を超えた。また、教団では、ロシア以外の国でも医薬品や食料等の援助を伴った積極的活動を展開し、平成4年中に、スリランカで、M5会議と題する会議を主催して、支部を開設し、同年10月には、ザイールでも、ダンスオペレッタの上演を行うなどし、さらに、Aは、同年11月、再度インドを訪問し、400名以上の信者が同行した。

(5) 加えて、平成5年には、教学システム等が全面的に改編されて、教団の道場等に通わないと信者と認めなかったのが、一定時間のビデオ教学を終えると信者と認めるようになり、その結果、信者数は著しく伸張していった。

5 Aによるハルマゲドンの強調等

(1) このように、Aは、平成3年以降、積極的に各国の高官と会い、マスコミに頻繁に登場するなどして、イメージアップを図り、教団の勢力を再び拡大させる一方、平成4年9月、一般信者も対象にした説法において、カルマの報いは善きにしろ悪しきにしろ必ず現象化する、真理を誹謗した者は必ずその報いを受けなければならないと称して、C1やH3を取り上げ、さらに、国土法違反として教団を弾圧した検事数名が心臓や脳の病にかかっていたりしているなどと述べた。

(2) また、Aは、平成3年11月以降、「予言セミナー」と称して、ノストラダムスの予言やヨハネの黙示録の解釈等を発表し、そのセミナー等での説教や講演、同年中に出版された「K3」と題する著書等において、自分がキリストであり、救世主である、平成9年から12年にかけて、第3次世界大戦として核戦争が必ず起こり、90パーセントの人間が死亡する、自分の予言の的中率の高さからはこのことは間違いない、教団は、これに備えて水中都市の開発を検討しているなどと繰り返し述べるようになった。

(3) さらに、Aは、平成4年のモスクワ支部の開設に当たり、O2に命じて、ロシア国内で自動小銃を入手させ、その部品を秘密裏に我が国に持ち帰らせていたところ、同年、教団信者が経営していた鉄工会社が倒産した際には、同社で用いていた機械類を教団施設に搬入させ、O20らに指示して、自動小銃の製造を研究させて

いた。

6 松本支部の開設とこれに対する反対運動

(1) 教団では、長野県松本市内に支部道場等を開設するため、教団の関連会社や教団信者を介在させて同市内の土地を購入及び賃借して確保したが、そのことが明らかとなった平成3年9月ころから、教団の進出を懸念する地元住民が激しい反対運動を展開して、その建設予定地を巡り教団と地元住民等の間で民事紛争となった。

長野地裁松本支部は、平成4年1月、教団が賃借したとされる土地について、その元所有者が提起した建築禁止の仮処分を認め、その結果、教団は、購入したとされる土地に限定して支部道場を建設することを余儀なくされて、同年12月ころ、当初予定の規模から大きく縮小して完成させ、松本支部を開設した。

(2) さらに、同年5月には、前記元所有者が、長野地裁松本支部で、教団を被告として、教団の松本支部道場の敷地全部の明渡し等を求める民事訴訟を提起した。この訴訟の中で、原告側は、教団が信者に多額の布施や肉親との絶縁を強いたり、子供を学校に通学させないなど、教団の反社会性を強調したほか、教団進出に反対する署名活動も実施し、総数約1万4700人もの署名を集めた。

(3) Aは、同年12月、松本支部開設に当たり一般信者をも対象として行った説法の中で、「現代は正に世紀末である。司法官が乱れ、そして宗教家が乱れる。司法官の乱れとは、裁判が正・邪を判断できなくなり、世の中に迎合し、力の強いものに巻かれる時代である。この道場は約3倍ぐらいの大きさの予定であった。しかし、地主、不動産会社、裁判所が一蓮托生となり、平気で嘘をつき、それによって今の大きさとなった。この社会的な圧力は、修行者の目から見ると大変ありがたいものである。しかし、逆にその圧力を加えている側から見た場合、どのような現象になるのかを考えると、わたしは恐怖のために身のすくむ思いである。」などと述べて、教団の進出に反対する住民はもとより、教団に不利益な処分を課した裁判所に対しても敵意を露わにした。

第6 教団の武装化及びテロ活動の再開

1 ハルマゲドンの予言の変化

Aは、平成5年に入っても、ノストラダムスの予言等の解釈等を根拠として、当時の政治、経済の動向等に触れながら、平成9年からハルマゲドンが必ず起こる旨の説法を繰り返して、ハルマゲドンまで時間がない、人は死ぬ、必ず死ぬ、絶対死ぬなどと危機感を煽り、しっかり修行するようにと説いていた。

もっとも、Aによるハルマゲドンの説法の内容は、具体的根拠を示さないあいまいかつ不統一なものであり、世の中を動かす秘密結社とされたT4やT5らの陣営と、救世主であるAに率いられる教団を中心とする勢力の戦いであるとして、教団が戦いの一方当事者であるように語ることもあれば、国家間で行われる第3次世界大戦として語ることもあり、また、用いられる兵器についても、当初は核兵器等と述べていたものが、アメリカは湾岸戦争でプラズマ兵器を使用していると言い出し、ハルマゲドンの際には、アメリカはプラズマ兵器を用い、ロシアは恒星反射砲を用いるなどと言うようになった。

2 教団の武装化の状況等

(1) 炭疽菌の培養及び散布計画

ア Aは、強い毒性を有し生物兵器としても用いられる炭疽菌を広く散布して無差別大量殺りくを敢行することを企て、遅くとも平成5年5月ころまでに、O1やO13らに指示し、教団内において炭疽菌培養の試みを開始した。

また、被告人も、O1やO6から説明を受けて、教団内で炭疽菌を培養しようとしていることを知り、炭疽菌は生物兵器の一種で、Aの説くハルマゲドンに関係するものと理解し、その後、O13、O2、O6、O5、O14らと共に、m道場において、その培養に参加した。

イ Aは、O1らに対し、同年5月9日に行われた皇太子成婚パレードに合わせて皇居周辺に炭疽菌を散布するよう指示するとともに、そのころ、教団信者を避難させるために、緊急予言セミナーと称して多くの信者をQ内にあった第6Sに参集させたが、培養菌の準備が間に合わず、散布するには至らなかった。

ウ さらに、Aは、同月下旬ころ、自ら炭疽菌の散布を行うとして、m道場の屋上に噴霧装置を備え付けさせ、緊急予言セミナーと称して多くの教団信者を第6Sに避難させた上、同道場を訪れた。そして、Aは、被告人やO6らを集めて、自分の行為が正しいことの根拠を今から示すなどと述べた上、仏典中に説かれている

「五仏の法則」として、真理のためなら盗取、殺人、邪淫も肯定でき、結果のためには手段を選ばなくても構わないなどと説き、自ら噴霧装置のスイッチを押して周辺に培養菌を散布したが、悪臭が発生して近隣住民が抗議に押し掛ける騒ぎになったものの、何ら死傷の結果は生じなかった。

エ その後、被告人、O13、O5らは、Q内で再度炭疽菌の培養を試み、同年7月ころ、被告人及びO7が神奈川県庁付近や皇居周辺で培養菌を散布したが、何の影響も生じなかった。

オ なお、このような培養菌の散布について、O6は、P4から、Aが皇居周辺で疫病が発生すると予言しているのをそれを実現するために散布を行っている旨聞かされていた。また、被告人は、菌の培養や散布に関わる中で、炭疽菌が培養できていないという疑いを抱くようになっていた。

(2) サリンの大量散布計画及びその製造

ア サリンの製造

Aは、遅くとも平成5年半ばころまでに、教団内に毒ガスのサリンを製造するプラントを建設し、サリンを大量に製造した上、無差別大量殺りくを実行しようとするようになり、その準備のため、O1を介してO12に対し、サリンの製造方法を研究するように指示した。また、O5は、O1から、O12を手伝ってサリンを製造するように言われ、出家信者であるP5らと共にサリンの製造に携わることとなった。

O12は、同年11月ころ、自分の実験室であるQ内にあった「W1棟」と称する教団施設において、約600グラムのサリンの製造に成功して、後記の第1次T2サリン事件に使用されたほか、同年12月ころには、O5と共に約3キログラムのサリンを製造し、これも後記の第2次T2サリン事件で使用されている。

イ サリンの大量散布計画

(ア) 同年夏ころ、Aは、サリンを用いた無差別大量殺りくを敢行しようとして、被告人及びO1の意見を聴いた上、教団内でサリン7トン製造することを決めたが、その数量について、被告人は、7トンのサリンを散布すれば山手線内にいる人を皆死滅することができる旨の文献に依拠するものと理解した。

被告人は、同年4月ころから、O1の指示により、秘密裏に薬品を購入するためのいわゆるダミー会社を設立するなどしていたが、サリンの原材料は軍事用の特殊な薬品であるため、輸出入の名目で大量に購入した方が怪しまれず、コストも安く済むと考え、Aにその旨提案したところ、Aは、同年10月ころ、サリン製造量を70トンに増やすことを決定した。

(イ) 他方、Aは、教団内で開発する細菌兵器やレーザー砲を搭載するために、ロシア製の大型ヘリコプターを購入しようとして、同年秋ころから、交渉を開始したり、教団信者にヘリコプターの操縦免許を取得させるなどしていたが、折からサリン大量製造計画が決まり、これを山手線内に散布するのに上記ヘリコプターを用いることを思いついた。しかし、上記ヘリコプターは、平成6年6月1日に到着して、一応の整備がされたものの、運輸省の飛行許可が降りなかったこともあって、実際には一度も飛行していない。

ウ サリン製造プラントの建設開始

Aは、平成5年2月ころから、O2らに指示して、Q内に事務所として「第7S」と称する建物（以下「第7S」という。）を建設させていたところ、同建物内に大量のサリンを製造するプラント（以下「サリン製造プラント」という。）を建設することを企て、同年9月ころから、O1を統括責任者として、サリン製造プラントの建設を進めた。その後、A自身、再三にわたり完成を急ぐように促したものの、その建設作業は一向に進まず、E事件当時は、全く完成の目途が立たない状況にあり、被告人も、そのことは、O5らから聞いて知っていた。

(3) その他の武装化計画

O1らは、教団の多額の資金を用いて、プラズマやレーザー等を用いた兵器の開発を試みたが、いずれも失敗した。また、Aは、オーストラリアのウラン鉱を購入して核兵器を開発することも検討したが、A自身がオーストラリアへの入国を拒否されたことなどから、この計画も頓挫した。

3 T2暗殺未遂事件

(1) 事件に至る経緯

Aは、かねてから、T1を教団に敵対する宗教団体とみなして敵意を露わにしていたところ、O12からサリンの製造に成功したと聞き、サリンを用いてT1名誉会長であるT2を暗殺することを企て、被告人やO2らに対し、T2は仏法を曲げる

まむしの一族，日本におけるT4の親玉であるなどと述べて，2回にわたりT2を標的にサリンを散布することを指示した。

(2) 第1次T2サリン事件

Aは，平成5年11月16日ころ，T2が東京都八王子市内のT1の施設で講演を行うとの情報を得て，被告人ら教団幹部に「サリンをまいてみる。」と言って，O12らが製造した前記サリン約600グラムを散布するよう指示した。

そこで，被告人らは，200万円以上も支出して高性能のラジコンヘリコプター2台を購入し，これらを用いてサリンを散布しようとしたが，その操縦役に選ばれた教団信者らが練習中にこれらを共に破損してしまった。

次いで，被告人，O1，O5らは，市販の農薬散布機を用いてサリンを散布することとし，自動車のトランク内に農薬散布機を積んで，サリン及びボツリヌス菌様の物を散布しながらT1の施設周辺を走行したが，途中から，サリンが霧状にならず道路に滴り落ちるようになったため，これも断念した。

なお，その際，付近住民等には何らの被害も発生しなかったが，同車両に乗っていたO1及びO5には，視界の狭窄，呼吸困難等のサリン中毒の症状が現れた。

(3) 第2次T2サリン事件

Aは，同年12月ころ，被告人ら教団幹部に対し，再びT2を標的に，O12らが作成した前記サリン約3キログラムを散布するよう指示した。

そこで，O1が，サリンを気化させ大型ファンで拡散するサリン噴霧装置を作り，これをトラックの荷台に組み込んで，サリンの噴霧車を製作した上，被告人がその運転手役となって，あらかじめサリン中毒の予防薬を服用し，ビニール袋と酸素ボンベを用いた防毒マスクを着用するなどした上，八王子市内のT1の前記施設前の路上でサリンの散布を開始した。しかし，すぐに噴霧装置が炎上してしまったため，被告人らは，散布を中止して逃走したが，その際，被告人が防毒マスクを外したことからサリンに被曝し，視野狭窄，手足のしびれ，呼吸困難等のサリン中毒で瀕死の状態に陥り，その後，X4病院で約1週間の入院治療を受けるなどして，辛うじて一命を取り留めた。

(4) その後の状況

ア その後，Aは，O1を介して，O12及びO5に対し，再度T2を暗殺するためのサリン50キログラムの製造を指示したため，両名は，平成6年2月ころ，約30キログラムのサリンを製造したが，これは，T2暗殺計画に使用されないまま，W1棟等で保管され，後記のE事件で使用された。

イ Aは，第1次及び第2次の各T2サリン事件の間に，被告人ら教団幹部との間で，T1で信仰の対象とされていたT7寺を標的としたり，T8球場での天覧試合の際に天皇を標的としてサリンを散布することなども話題にしていた。

第7 D事件（判示第3の犯行。以下，この項では「本件犯行」という。）

1 犯行に至る経緯

(1) N2は，平成3年に教団に入信し，教団信者であった息子のN3の勧めもあって，持病のパーキンソン病の治療のためにX4病院に入院したが，病状は一向に改善しなかった。N2は，入院中，同病院で薬剤師として働き，N2の介護にも携わっていたDと親密な関係になったが，Dとの関係をAに告白したため，平成6年1月ころ，第6Sの医務室に移され，治療と称して，Aの脳波を電流に置き換えヘッドギアで信者に注入するという修行を受けさせられるなどしていた。

(2) Dも，性欲の破戒等を理由にN2と同様の修行を受けさせられていたが，同月下旬ころ，X4病院にあった自分の荷物をまとめ，突然，教団から脱走した後，同月24日，東京都内において，教団内で面識があり，既に教団から離脱していたN3に連絡し，N2はむしろ悪くなっていて一刻を争うような危険な状態であるなどと話して，N2を教団施設から連れ出そうと思っていることを打ち明け，N3及びその父親から協力する旨の約束を取り付けた。

そこで，D，N3及びその父親は，N2を連れ出すため，同月30日午前2時ころ，N3の父親の運転する自動車でQに赴き，警備が手薄になる午前3時まで待った上，DとN3が第6Sに侵入し，3階の医務室でN2を発見したが，N2は意識の有無すら定かでない状態であった。そのため，両名が抱きかかえるようにしてN2を運び出そうとしたところ，発見され，出家信者らが駆け付ける騒ぎになった。Dらは，催涙スプレーを噴霧するなどして抵抗したが，結局，被告人らに取り押さえられるに至った。その際，Dが所持していたポーチの中から，N2に対する思いなどが記された手帳等が発見された。

(3) 被告人は，それまでも教団の警備関係に深く携わっていたことから，警備班

の一員であったO22らに指示して手錠等を用意させ、D及びN3に手錠をかけるなどした上、Aの下に赴き、Dらの侵入について報告を行った。すると、Aから、DらをQ内にあった第2Sに連行するよう指示されたことから、被告人は、D及びN3を連れて、第2Sの「W2」と称される大広間に移動し、その入口付近でD及びN3を待機させた。

一方、Aは、被告人から報告を受けた後、妻のO11と共に、O7の運転する車に乗り込み、第2Sに向かったが、その道中、O11及びO7に対し、「これから処刑を行う。」と告げた。

2 謀議状況

(1) Aは、第2S到着後、前記W2において、被告人、O11、O1、O7、O6らとDらの処遇について話し合った。その際、被告人やO1が、侵入に至った経緯、Dのポーチの中にナイフや手裏剣等の武器のほか、N2への思いやN3の父親に対する敵意等を記した手帳の入っていたことを説明したところ、Aは、その場で、「ポアするしかないんじゃないか。」などと言って、Dらを殺害することを提案し、被告人らは、口々に「尊師のおっしゃるとおりです。」「泣いて馬鹿（ばしょく）を斬る。」「仕方ないですね。」などと述べて、これに賛同した。

(2) しかし、Aは、N3はだまされているのかもしれないなどと言って、N3からも事情を聞くこととし、室外で待機していたN3を入室させて面前に座らせ、「なぜDがN2を連れ出そうとしたのか分かるか。」などと尋ねた。N3が分からない旨答えると、Aは、DとN2が関係を持っていた、DはN3の父親を殺そうと計画していたなどと話した上、N3に対し、「大きな悪業を積んだので間違いなく地獄に落ちる。おまえは家に帰してやるが、条件がある。それはおまえがDをポアすることである。」などと言って、解放する条件としてN3自身の手でDを殺害するよう促した。これに対し、N3が、Aに、本当に家に帰してくれるのかと尋ねると、Aが「私が嘘を付いたことがあるか。今すぐ決めろ。」などと言って解放を約束したため、N3は、Dを殺害することを承諾した。

3 犯行状況

(1) Aは、Dを室内に入れて、被告人が用意したビニールシートの上に座らせた後、Dを催涙スプレーで殺害しようとして、その場にいた信者らに指示して、Dの頭部に被告人が用意したビニール袋をかぶせさせた上、N3が、その中に催涙スプレーを噴射した。すると、Dは、苦しがつて暴れ、自分で手錠を外して、かぶせられたビニール袋を破り、「人殺し、助けてくれ。」と叫ぶなどして抵抗した。しかし、O6らによって取り押さえられ、被告人から、後ろ手にして手錠をかけ直されてしまったため、Dは、Aに対し、「悪いことしないよう。嫌だよう。」などと懸命に助命を嘆願した。

(2) ところが、被告人が、ロープでDを絞殺することを提案し、Aが、「それでもいいんじゃないか。」と言って了承したため、ロープで絞殺することになった。そこで、N3は、被告人から手渡されたロープを輪にしてDの頸部に巻き付けた上、両手を開いて絞めようとしたが、N3も手錠をかけられていたため、十分に手を開くことができず、なかなか絞まらなかった。そのため、Aは、「できなければおまえのカルマだからあきらめろ。」と言って、Dを殺害できない場合はN3も殺害することを示唆した。そこで、被告人は、N3に対し、片足で二つ折りにしたロープの一端を押さえる方法を教え、N3がこれに従って絞めたところ、Dは動かなくなった。その間、O5は、Dの脈を取り続けてその死亡を確認した。

(3) Aは、その後、N3に対し、口封じをし、教団の道場に通って修行するよう命じた上、被告人やO6に、車で待機していたN3の父親のところにN3を送り届けさせるとともに、他の教団信者らに対し、第2Sの地下室に設置されたマイクロ波加熱装置とドラム缶等を組み合わせた焼却装置（以下「プラズマ焼却器」という。）でDの遺体を焼却するよう命じた。その後、被告人らは、N3に対し、父親には、N2の病状は好転している、Dは教団に残ることになったと言うように指示した。

4 犯行後の状況

ところが、本件犯行後も、N3は、教団の道場に通おうとせず、そのまま、行方知れずとなった。そのため、Aは、O6らにN3の居場所を捜すように指示して、N2やN3の元妻に麻酔分析を実施したり、元妻のアパートに盗聴器を仕掛けたり、女性信者をN2に変装させて住民票を取り寄せるなどさせたところ、N3が秋田県内にいることが判明した。そこで、Aは、被告人らに対し、N3を道場に連れ

てくるよう指示し、これを受けて、被告人、O1、O6らは、薬物を用意した上、N3の住むアパートに向かい、電話線を切断するなどしたが、不審に感じたN3が110番通報して警察官が駆け付けたため、被告人らはQに逃げ帰った。

第8 Aのクーデター志向と教団の組織改編等

1 Aのクーデター志向

(1) 中国旅行の際の発言

Aは、D事件後の平成6年2月、被告人やO6らといった教団における違法行為（ヴァジラヤーナの実践）に関わりのある信者らを多数同行して中国を旅行し、その際、自分の前世は、新興宗教の指導者として出発し明を興した朱元璋である旨述べて、朱元璋が青年時代に勤めていた寺院等を訪れるなどした。

また、Aは、宿泊先のホテルでの説法において、前記第6の2(1)(ウ)記載のような五仏の法則を説いたほか、教団の救済を朱元璋の戦いに例えるなどして、自分は、日本国の王になる旨発言したが、被告人は、このようなAの発言を一種の決意宣言のように受け止めた。

(2) 教団の毒ガス被害の強調

ア Aは、平成5年ころから、体調の不良を訴え、身近な出家信者らに対して、教団は毒ガス攻撃を受けている、自分の体調が悪いのは毒ガスのためだなどと話すようになり、説法でも、教団施設に対してイペリット等のびらん系のガスやサリン、VX等の神経系のガスがまかれており、このような攻撃は平成4年11月末から続いている、教団の拡大は、日本の偏った社会機構、そして、世界の偏った統治機構を崩壊させ、新しい機構を作り出す力を内在している、今から、次の時代にはどのような変化が起きるのか、どのような戦いが起きるのかなどを徹底的に研究し、準備をしなくてはならないなどと説いていた。

イ また、Aは、前記中国旅行から帰国して間もなく、m道場で、被告人、O1、O2、O6ら教団の主要メンバーらに対し、このままでは毒ガス攻撃によって殺されるなどと言い出し、避難すると称して突然に都内のホテルに移動した上、同ホテルで、被告人らに対し、このままでは真理の芽が途絶えてしまう、東京にサリン70トンをぶちまくしかないと行って、O1ら教団のサリン製造担当者呼び集めて、進行状況を報告させるなどした。

さらに、Aは、都内の別のホテルに移動し、O18、O20らに対し、ロシア製の自動小銃であるAK銃1000丁を製造するよう指示するとともに、P1らに対し、外国における建物を占拠した事例の調査をするよう指示し、クーデターの計画等についても話をした。

ウ その後、Aは、平成6年3月から4月にかけて、毒ガス攻撃から逃れるなどと称して、京都、大阪、高知、仙台等全国の支部を巡り、そのころより、教団が国家権力から攻撃を受けているという説法を一般信者らをも対象として頻繁に行うようになった。すなわち、内閣調査室や公安によって、教団施設にイペリットガスやマスタードガス、サリン等の毒ガスがまかされている、教団の内部に国家権力等の教団の敵対者のスパイが潜入している、自分は修行者であるから、じっと耐えてきたが、このままでは自分も教団も滅んでしまうなどと述べたり、C事件等を例に挙げながら、国家権力の陰謀により教団が攻撃を受けてつぶされようとしている旨強調する説法を繰り返し、さらに、Uも非暴力は過ちであると認めたなどと言って、国家権力と正面から対

決する姿勢を明らかにした。

また、Aは、前記中国旅行後、反米、反T4を訴える内容のビデオを作成して出家信者に見せるようになり、さらに、一般の信者も対象とする説法において、前記五仏の法則を説き、T3、p村の村長、H3らは皆不幸になっていると言って、教団の敵対者に対する激しい敵意を露わにするとともに、他人に対して力尽くで真理の法則を吹き込み、グルと引き合わせる、これを実践するならば、素晴らしい功德を積むなどと述べるようになった。

エ なお、被告人は、Aの指示により、毒ガス検知管を用いてQ内で毒ガスの検知を実施したが、その際、検知管の色が変わったことから毒ガスが検出されたと判断し、その旨Aに報告したところ、Aは、第6Sに近い別荘地から毒ガス攻撃を受けているなどと言い出して、被告人やO6にその別荘地の調査を命じ、その後、同別荘地をサリンで攻撃するしかないなどとも述べるようになった。

また、Aは、大金を投じて、「コスモクリーナー」と称する空気清浄機や毒ガスの予防薬の開発に努め、さらに、教団の飲料水から毒物が検出されたとして、タンクローリーを用いてQに生活用水を輸送させたり、ペットボトルで水を配布するな

どしていた。

(3) 軍事訓練（ロシア射撃ツアー等）

ア Aは、平成6年3、4月ころの前記支部巡りの一環として、大阪支部及び警備関係の信者と共に沖縄に赴き、沖縄のホテルで、被告人らに対し、これからはテロしかないが、自分は部下に恵まれていないなどと言出し、被告人が一生懸命頑張る旨答えると、被告人に対し、軍事訓練としてキャンプを実施するよう指示した。そこで、被告人は、自衛隊出身の出家信者十五、六名と共に沖縄に残って体力トレーニング等に励んだ。

イ さらに、同年4月ころ、被告人、O2、O6、O14、O17らは、ロシアを訪れ、ロシアの軍施設に通って自動小銃、部署銃、けん銃、ロケットランチャーの模擬弾の射撃等を行うなどし（以下「ロシア射撃ツアー」という。）、その後も、同年5月及び同年9月末ころの2回、同様の射撃ツアーを実施したが、被告人らは、その際、Aの指示により、自動小銃の弾やLSDの原料を持ち帰るなどした。

ウ このロシア射撃ツアーは、ロシアの業者からの提案で実施に至ったもので、被告人やO2は、当初、軍事訓練というより観光ツアーと認識していたが、Aは、第1回ツアーの様子を録画したビデオを見て、O2が浮ついた声を挙げているのを聞いて怒り出し、被告人やO2らに対し、「遊びに行っているんじゃないんだぞ。戦いが始まって、真っ先に死ぬのはO2だ。」などと言い、信頼できるのは被告人とO1だけとも述べた。

さらに、Aは、ツアーに参加したメンバーに対して軍事訓練に入るよう指示し、被告人をそのリーダーとした上、ボアの権限を被告人に与えるとも述べた。そこで、被告人らは、約1か月間にわたってキャンプを実施し、その後も、自分の部下で、自衛隊の空挺部隊に所属した経験を有し、射撃、爆破、サバイバル等の技術を学んでいた出家信者のO14を教官として、同様のキャンプを繰り返し、やがて、O14をリーダーにキャンプ班と称するグループが組織されて、軍事訓練を継続的に行うようになった。

2 教団における違法薬物の利用

(1) Aは、平成6年2月ころに前記のように都内のホテルに避難した際、O13に対し、麻薬であるLSDの製造を指示し、それ以降、教団では、「イニシエーション」と称する儀式等において違法薬物を含む各種の薬物が頻繁に用いられるようになった。すなわち、同年3月ころから、チオペンタールを用いた「ナルコ」又は「バルドーの悟りのイニシエーション」と称する麻酔分析が、同年5月ころからは、LSDを利用して、信者に臨死体験に似るとされる幻覚を体験させる「キリストのイニシエーション」が、同年秋ころからは、LSDと覚せい剤を併用して、被験者の意識状態をもうろうとさせた上、ヴァジラヤーナやAに対する帰依を植え付ける「ルドラチャクリンのイニシエーション」が行われるようになった。しかし、教団では、違法薬物の検出を恐れて、これらを温熱療法と組み合わせて実施し、信者の身体に過度の負担を及ぼしたため、複数の信者が死亡するに至っていた。さらに、同年11月以降は、「ニューナルコ」と称する電気ショックを用いた記憶の消去も行われるようになった。

このような薬物等の使用は、当初は出家信者を対象としていたが、同年6月ころから、一般の信者も対象とするようになり、Aは、薬物の使用について、いち早い入信、いち早い出家、いち早くヴァジラヤーナに導くなどと説いていた。

(2) さらに、前記のとおり、Aが教団内部に国家権力のスパイがいるなどと話すようになったため、教団では、出家信者等を対象に、後記の法皇官房を中心として、ポリグラフやナルコを使ったスパイチェックが日常的に行われるようになり、医師であるO21がその実施担当者となったが、被告人も、後記の自治省の任務の一つとして、そのスパイチェックの結果等を確認するなどして、スパイの摘発に努めていた。

3 省庁制の導入

(1) 教団では、平成6年6月中旬ころより、出家信者のP6らを中心に教団組織の改編が計画されるようになり、その後、我が国の官僚機構を模した「省庁制」が導入されるに至った。この省庁制では、Aを神聖法皇として、宗教及び政治の最高権力者と位置づけられ、その直轄の部署として法皇官房が置かれ、すべての出家信者がいずれかの省庁に所属するものとされた。

被告人は、そのころ、O7、O14ら数十人の信者のリーダーとして教団の警備等に携わっていたが、省庁制の導入に伴い、自治省の大臣に任命された。自治省は、

Aやその家族、教団施設等の警備や教団内のスパイチェック、さらに破戒等問題のある信者の修行の監督等もその任務とされていた。また、自治省で大臣に次ぐ地位の次官には、Aの指示又は許可により、O7及びO14が任命された。

また、O6は、企業や自衛隊等からの情報収集、信者活動等を担当する諜報省の大臣に任命されたが、教団に敵対する者に対する盗聴等の違法活動にも携わるようになった。その他、O1が科学技術省大臣、O13が厚生省大臣、O12が同省次官、O21が治療省大臣にそれぞれ任命されている。

(2) その後、Aを主権者とする祭政一致の専制国家を樹立し、国名をX7国に改めるとして、P1らにより、その憲法草案が起案され、初代の主権者が神聖法皇たるAであること、天皇が廃位することなどが定められたが、草案は結局発表されるには至らなかった。

第9 E事件（判示第4の犯行。以下、この項では「本件犯行」という。）

1 犯行に至る経緯

Aは、教団が松本市内に支部道場を開設するに当たり、前記第5の6で認定したとおり、地元住民から激しい反対運動を受け、長野地裁松本支部がその予定地について建築禁止の仮処分を認めるなどしたという状況を受けて、教団の進出に反対する住民はもとより、教団に不利益な処分を課した裁判所に対しても敵意を露わにしていた。

2 E事件の概要

(1) 謀議状況等

Aは、平成6年6月20日ころ、第6Sの自室に、被告人、O1、O13及びO5を呼び集め、「オウムの裁判をしている松本の裁判所にサリンをまいて、サリンが実際に効くかどうかやってみろ。」「サリン70トン作る価値があるのか。」などと言って、長野地裁松本支部を標的にサリンを散布することを指示し、被告人らはこれを承諾した。

その際、被告人が、警察が来た場合どうするか、今回の噴霧装置は炎上するようなことはないかなど、犯行を実行するに当たり懸念される点を指摘すると、Aは、武道の心得のあるO6、O14及びO15を同行させることを指示し、警察等が駆け付けた場合、被告人とO6、O14及びO15の4名で、その排除に当たることになったほか、O1が、噴霧装置の改良で懸念するに及ばない旨答えたため、噴霧車の完成を待って実行に及ぶことになった。

(2) 準備状況等

ア 前記謀議の後、O1は、部下の信者らに指示して噴霧車の製作に取りかかり、同月26日ころにはほぼ完成した。また、医師の資格のあるO5は、サリン中毒の治療薬を用意したほか、実行犯らのサリンによる被曝を防止するため、酸素ボンベ等を用いた酸素マスクを製作した。

イ 一方、被告人は、同月25日ころ、噴霧車の運転手役とされていたO6と長野地裁松本支部の下見を行うこととし、O6に運転させて松本市内に赴いて、教団の松本支部の信者から同市内の住宅地図を入手し、裁判所近辺を歩き回るなどしたが、その際、O6に対し、サリンを散布するための下見であることを打ち明けた。また、被告人は、他の信者に命じて、噴霧車等に貼付する偽造のナンバープレートを用意させた。

ウ そして、O1は、同月26日、被告人、O13及びO5に対し、翌27日にサリンを散布することを連絡したところ、O13は、O5らと共に、松本市内に赴いてワゴン車を借り受け、長野地裁松本支部等を下見し、被告人は、O6、O14及びO15に対し、翌日の予定を空けておくよう指示した。

(3) 犯行当日の状況等

ア 被告人は、O1らと共に、同月26日深夜から翌27日の早朝にかけて都内の教団の経営する飲食店で行われた省庁制発足式に参加した後、第6Sの自室に戻り、O6及びO15に指示して作業服等を購入させた後、O6、O14及びO15に対し、「松本の裁判所に裁判の邪魔をしに行く。警備の人が来たら対処してほしい。」と指示し、O14及びO15はこれを了承した。

他方、O5は、O12からサリン合計約30キログラムの入った容器を引き渡され、そのうち約12リットルを完成した噴霧車の噴霧装置に注入し、さらに前記酸素マスクに用いる酸素ボンベやホース、サリン中毒に備えた医薬品等を前記ワゴン車に運び込んだ。

イ(ア) 被告人らは、作業着に着替えるなどした後、同日午後4時ころ、Q内で集合し、それぞれ噴霧車とワゴン車に分乗して松本市に向けて出発したが、被告人

は、その出発時刻からすると、裁判所の勤務時間内に同市内に到着することは不可能と考えて、同市内の裁判所宿舎の位置についても地図上で調べるなどした。

(イ) 同日午後8時ころ、被告人らは塩尻峠のドライブインで休憩をとったが、その際、被告人が、O1に対し、裁判所は既に閉まっている、裁判官の宿舎なら地図があるから調べられる旨告げて、地図上で裁判所宿舎の位置を指摘すると、O1は、電話でAに指示を仰ぎ、その結果、標的が裁判所宿舎に変更になった。

その後、被告人らは、松本市内に至り、同日午後10時ころ、上記裁判所宿舎に近いスーパーマーケットの駐車場に噴霧車及びワゴン車を止めて、噴霧車等のナンバープレートを貼り替え、酸素マスクを確認するなど犯行の準備を行った後、同市内所在の判示駐車場に移動して、同日午後10時40分ころ、本件犯行に及んだものである。

(4) 犯行後の状況

本件犯行により多数の死傷者が出たことが広く報道された後、教団内で掲示された壁新聞には、同事件について、サリンの散布は、教団のセミナーを対象とされたものであったが、間違っって一般市民に流れたなどと書かれていた。

第10 F事件(判示第5の各犯行。以下、この項では「本件犯行」という。)

1 犯行に至る経緯

(1) 教団内における毒ガス騒ぎ

前記のとおり、Aは、平成6年春ころから、教団が毒ガス攻撃を受けている、教団内に公安のスパイが潜入しているなどと喧伝するようになって、教団内では、教団幹部の中に突然鼻血が出た者がいたり、教団施設で異臭騒ぎがあったり、前記のように、毒ガス検知管で陽性の反応が出たとされるなどして、Aの言葉が真に受けられ、教団施設の随所にその旨の貼紙がされるなど、緊張感が高まった状況にあった。また、本件犯行当時は、飲料水から毒物が検出されたとして、Fら車輛省所属の出家信者が、富士山総本部からQにタンクローリーで生活用水を輸送していた。

(2) 被告人の教団内での活動状況等

省庁制実施後、被告人は、自治省大臣として、部下と共に、精力的に教団内のスパイの摘発に取り組んでいた。すなわち、被告人は、教団の各部署に部下をひそかに送り込んで信者の動きを監視させ、戒律違反や不審な言動のある者を報告させた上、Aの個別具体的な指示を受けることなく、信者の部屋の捜索や検査を実施したり、O21に依頼してスパイチェックを行うなどし、その結果、スパイ疑惑や戒律違反、不自然な言動が明らかになった信者に対しては、身柄を一時自治省預かりとして、独房修行等を課すなどしていた。

また、教団では、「バルドーの導きのイニシエーション」と称して、目隠しをし、手足を拘束した信者に対して、閻魔(えんま)役と弁護士役がそれまでの悪行をざんげするよう迫り、Aや教義に対する帰依を強める修行が行われていたが、特に自治省では、スパイの疑いのある者らにも、この方法を用いて自白を迫るなどしていた。もっとも、本件犯行以前にスパイと断定された信者はいなかった。

なお、被告人は、毒ガス攻撃に関するAの言葉については、半信半疑であった。

(3) Aによる拷問の指示

ア 同年7月8日ころ、女性の出家信者が、第6Sの浴室で、上半身に火傷らしき傷害を負い意識を失った状態で発見される事件が発生したため、被告人は、直ちに自治省大臣として調査を開始するとともに、その旨をAに報告した。その際、Aは、入浴中に浴室のすき間からスパイが毒ガスを入れたのではないかなどと述べていたが、その翌日ころには、Qの井戸水の使用を禁止する旨の通達が出され、また、O21が、Aの指示で、タンクローリーで水を運搬していた車輛省の出家信者を対象に、ポリグラフ検査等のスパイチェックを実施した。

その後、Aは、O21から、ポリグラフ検査ではFが陽性であった旨の報告を受け、O1からは、上記浴室の水から、びらん性の毒ガスであるイペリットが検出された旨の報告を受けた。

イ そこで、Aは、本件犯行当日、第6Sの自室で、被告人に対し、O1やO21からの前記報告を説明し、自治省所属のO7、O14及びO16の3名を使ってFを拷問し、教団の水に毒を入れたことを自白させて、その背後関係を明らかにするよう指示した。これを聞いて、被告人は、Fがスパイであることに疑問を抱いたものの、Aが既にFをスパイと確信していると考え、Fは自白の有無にかかわらずポアされるものと予想した。

(4) 拷問の状況

ア その後、被告人は、O7と共に富士山総本部道場に赴いて、Fに対し、Aの

警備担当になるための試験をすることを装って、第2 Sの地下室に連れていき、その付近で、事前に連絡をしていたO14及びO16とも合流した。被告人は、まず、体力面をテストすると称して、多数回にわたり屈伸運動をさせ、その間に、O14と共に第6 Sに行き、竹刀、手錠、アイマスク、針、ブラックジャック等の拷問に用いる道具を準備した。

なお、同じ第2 Sの地下室には、プラズマ焼却器が備え付けられており、それまでも、Dや教団内で死亡した信者の遺体の焼却等に用いられていた。

イ 被告人は、次に、精神面もチェックする、バルドーの導きのイニシエーションを行うと言って、O7らと共に、Fの手足や胴体を手錠等を用いて地下室内にあったパイプ椅子に固定し、Fに目隠しをした後、被告人とO7が閻魔役、O14が弁護士役として、被告人自ら、浴槽の水に毒物を入れたことについて厳しい口調で追及を開始した。

その後、被告人は、当初は、Aの指示で、O7に竹刀を渡してFをたたかせるなどしていたが、O7のやり方が手ぬるいとして、自ら竹刀を手にしてFの上半身を強く打ち、さらに、O7が足の爪の間に刺した待ち針を一層深く押し込み、ガスバーナーで熱した焼きごてを一層強く身体に押し当てるなどした。

しかし、Fは、自分がスパイであることや毒ガスを入れたことを否定し続け、更には、被告人に対し、「あなたには他心通（他人の心を読む超能力）があるはずですから、私の心を見てください。」などと言って気を失った。

このようなFの様子を見て、O14やO7はもとより、被告人も、Fがスパイでない可能性が強いと思うに至り、被告人は、Aの指示を仰ぐために第6 Sに向かった。

2 謀議状況

第6 SのAの部屋で、被告人が、「Fは自白しませんが、どうしましょう。」と尋ねると、Aは、被告人やその場にいたO1に対し、「ポアをするように。プラズマ焼却器を使うように。O7にやらせればいい。」などと指示した。

3 犯行状況

(1) 殺害状況

被告人は、再び第2 Sに向かったが、プラズマ焼却器で焼き殺すことに抵抗感を覚えたため、殺害方法は、Aの指示に従わず、より苦しみが少ないと思われるロープを用いた絞殺によることとし、その遺体をプラズマ焼却器で焼却することにした。そこで、被告人は、地下室にいたO7、O14及びO16に対し、「いずれにしてもポアだ。」と言ってF殺害を指示し、本件犯行に及んだ。その際、当初は、O7が1人でFの頸部を絞めていたが、その後、被告人も加わって、O7よりも遙かに強い力を入れ、2人で綱引きのようにロープを引っ張って、Fを殺害したものである。

(2) 死体損壊状況

Fを殺害した後、被告人は、O7、O14及びO16に対し、Fの遺体をロープ等と共にプラズマ焼却器で焼却するよう指示し、O14らがこれを実行した。

4 犯行後の状況

被告人は、F殺害後、A及びO1に対し、Fを絞殺したことを報告したところ、Aは、意外そうに「ああ、そうか。」と述べ、O1は、「せっかくの機会を失って残念だ。データが取れるところだったのに。」などと言って、失望の意を露わにした。引き続き、その場で、事後処理についての話し合いが行われ、その結果に基づき、Fが下向したとして、車輛省大臣にその旨告げ、また、Fと親密な関係にあった女性信者をロシア支部に転属させるなどした。

第1 1 G監禁事件（判示第6の犯行）

1 犯行に至る経緯

(1) 被告人は、自治省大臣として、教団における警備関係全般に加え、出家信者の監督、とりわけ、破戒に対する対処、懲罰等についても責任者の地位にあった。

(2) Gは、平成6年5月ころ、当時の夫であるG1及び1歳半の長男G2と共に出家した後、兩名とは離れて生活するようになり、O21の下で、看護婦として前記のような薬物を用いた修行の手伝い等をしていたが、温熱療法で死者が出ていることを知るなどして、教団の活動に疑問を感じ、また、G1が下向したこともあって、在家の信者に戻って夫や子供と一緒に暮らしたいと思うようになった。

(3) そこで、Gは、同年7月中旬ころから3回にわたり教団からの脱走を試みたが、その都度、連れ戻されるなどして、同月26日には、被告人らから、逃げたら地獄に落ちるなどと言われて責められた上、Qの第5 S内の独房に収容され、「修

行するぞ。」などと大声で唱えさせられるなどした。Gは、翌27日、被告人に対し、独房から出してくれるように懇願したが、被告人から、「頑張って修行しないと駄目だ。帰っても三悪趣の世界に落ちるだけだから今は出せない。」などと言われて拒否された。

(4) Gは、翌28日早朝、監視のすきをみて脱出し、いったんは警察に保護されたものの、子供を残してきたことから、在家に戻りたい、子供を返してほしいなどとAあての手紙を書き、G1にその手紙を託して談判に向かわせ、山梨県南都留郡d村所在の判示駐車場で、その帰りを待っていた。

2 犯行状況

(1) 被告人は、G1、自己の部下であるO17及びO18と共に前記駐車場に向かい、Gに対し、「逃げたくなるのは動物のカルマが出てきているからだ。帰っても三悪趣に落ちるだけだから地獄に行くことになる。」などと言って下向しないように説得したが、Gが翻意しなかったため、本件犯行に及び、同年10月26日にGが教団施設から脱出するまでの間、Gを第5S内の独房、続いて、第6S及びその付近にあったコンテナ内等に監禁し、その間、薬物を用いるなどして洗脳しようとしたものである。

(2) なお、自治省は、前記コンテナにおいてスパイの嫌疑を掛けられた信者や破戒を行ったとされる信者を多数監禁しており、Gが監禁されている間も、多いときで二、三十人の信者が収容され、自治省所属の信者が8時間ごとの3交替制で常時監視を行っていた。

第12 VX等による連続暗殺計画とその実行（VX事件）

1 VX等の製造

(1) Aは、E事件以降、被告人及びO1に対し、サリンが一般に知られるようになったとして、「サリンの原料を用いて製造できる毒物は作らない方がいい。」などと言うようになった。そして、Aは、直接又はO1やO13を介して、O12に対し、平成6年7月ころ、VXの製造を指示したほか、同年8月ころには、揮発性の高い化学兵器であるホスゲンや青酸についても製造を指示していたところ、O12は、同年9月ころ、VXの製造方法を独自に確立した上、2度にわたり合計約30グラムのVXの製造に成功し、さらに、ホスゲン及び青酸の製造にも成功した。

(2) VXは、サリンと同様に神経剤に分類される薬物であり、揮発性は高くなく、常温では液体の状態であるが、皮膚等からの浸透によって容易に体内に取り込まれ、サリンの100倍以上の毒性を有するとされている。

2 T9 VX事件

(1) 弁護士であるT9は、被害対策弁護団の一員として活発に教団信者の脱会活動等を行い、G監禁事件後はGの代理人として教団と交渉するなどしていたが、被告人やO6は、平成6年5月ころより、Aの指示を受けて、T9方に盗聴器を仕掛けるなど、その動静を探っていた。

(2) Aは、同年9月中旬ころ、被告人及びO13に対し、VXができたのでT9の使用している車のドアの取っ手に付けるように指示した。そこで、被告人、O5及びO13は、ゲル状の整髪料にVXを混ぜてT9の車のドアの取っ手にVXを付着させたが、特段の影響は見られなかった。

(3) なお、後記T10ホスゲン事件後の同年10月ころにも、O5、O6らが、Aの指示により、再度VXを用いたT9の暗殺を企てたが、警察がT9方を警備していたために引き返し、実行には至らなかった。

3 T10ホスゲン事件

Aは、C事件の前から教団に批判的な記事を書くなどしていたジャーナリストのT10をホスゲンを用いて暗殺することを企て、平成6年9月中旬、被告人、O1、O5及びO13に対し、T10方にホスゲンを散布するよう指示した。そこで、被告人らは、同月20日ころ、ホスゲンをホースの付いた容器に充填した上、被告人が、T10方の玄関ドアの新聞受けにホースを差し込んで、室内にホスゲンを散布したが、これに気付いたT10が窓を開けて換気をしたため、失敗に終わった。

4 H1 VX事件（判示第7の犯行。以下、この項では「本件犯行」という。）

(1) 犯行に至る経緯

N4は、平成6年3月ころ、教団に入信し、その後、自宅等全財産を処分して家族共々出家した者であるが、同年8月、娘が無理矢理薬物を使用した修行を受けさせられたことなどから、娘と共に教団から脱走し、知人のH1の助力を得て、同年11月、教団に対し、出家に当たり交付した3000万円余りの金員等の返還を求める民事訴訟を提起し、教団は、布施されたもので返還義務はないなどと主張して

争っていた。

○6は、同月21日ころ、Aから、H1の身辺調査を命ぜられ、諜報省の部下を使って調査を実施したが、被告人も、そのころ、○6から、N4を担当していた教団の組織である東信者庁の尻ぬぐいをさせられているなどと聞かされて、上記の経緯を知った。

(2) 謀議状況

Aは、同月26日朝、第6Sの自室で、被告人、○6及び○13に対し、「N4のお布施の返還請求は、すべてH1が陰で入れ知恵をしている。H1にVXをかけてポアしろ。そうすればN4親子は目が覚めてオウムに戻ってくるだろう。これはVXの実験だ。H1にかけて確かめてみる。」などと言って、VXを使ってH1を殺害するよう指示するとともに、○6を実行役とし、○6の部下の○15及び○16も犯行に加え、○6がうまく実行できなかった場合には、○14を実行役としてよい旨も併せて指示した。

(3) 本件犯行以前の襲撃

ア 被告人、○6及び○13は、同日、○5、○15及び○16と共に、VXとして精製されていないVX塩酸塩を携えて判示のH1方付近に向かい、○6が実行役、被告人がその補助役、○15がH1の監視役、○5が待機役という役割分担を決めてH1を待ち受けた。そして、自宅から出てきたH1を認めるや、○6及び被告人がH1に走り寄ったが、○6がH1にVX塩酸塩をかけなかったことから、この襲撃は失敗に終わった。

イ その夜、被告人らは、○6らが諜報省の拠点の一つである東京都杉並区所在の一軒家（以下「W3アジト」という。）で計画の見直しを行い、1人がおとり役になることなどを決めた。その際、○6が、H1に顔を見られたので実行役を辞退したいと言い出したため、被告人は、Aの了承を得た上、○14を実行役とするため東京に呼び寄せた。

被告人は、翌27日、合流してきた○14から実行役になることの承諾を得た上、自らおとり役になることとし、翌28日朝、H1がゴミ出しに自宅から出て来たのを認めるや、○14と共にジョギングを装って走り寄り、被告人がH1に話しかけているすきに、○14が注射器に入れたVX塩酸塩をH1の後頭部にかけた。

その後、被告人らは、Qに戻り、Aに報告したところ、Aは、被告人らをねぎらい、○14や○16のステージをそれぞれ一段階ずつ昇格させた。

(4) 犯行状況

ア その後、H1に何の異変も生じておらず、再度の襲撃も失敗に終わったことが明らかになった。Aは、その原因について、○12から、VXではなくその塩酸塩を用いたためと思う旨の説明を受けたことから、○12に対し、VXの製造を改めて指示し、○12は、間もなく、新たにVX約50グラムを製造した。

イ Aは、同年12月1日、第6Sの自室で、被告人に対し、「新しいVXができた。それでH1をポアしろ。」と言って、再びH1の殺害を指示した。そこで、被告人は、新たに製造された前記VXを受け取った上、○5と共に東京に向かい、W3アジトで、○6、○14、○15及び○16と合流した上、前回と同様の方法でH1にVXをかけることを決めた。

被告人、○14及び見張り役の○15は、翌2日朝、H1方付近の空き家に入り込んで待機し、H1を待ち受け、同日午前8時30分ころ、H1が自宅から現れるや、被告人及び○14がジョギングを装って走り寄り、本件犯行に及んだものである。

ウ 犯行後、被告人は、共犯者らとの合流先で、H1方付近に救急車が来たとの連絡を受け、その後、H1の搬送先を調べるために、○6らと共に、H1方に盗聴器を仕掛け、夕方ころ、H1の家人が、H1が嘔吐して顎が外れそうになった、病院のICU（集中治療室）に入院したなどと電話で話しているのを確認した。

そこで、Aから電話がかかった際に、○6は、H1が入院したことを暗号で伝えたのに対し、被告人は、暗号を使用することなく、H1が嘔吐して顎が外れそうになったなどと声高に話したところ、Aから、そのようなことを言うなど叱責された。その後、被告人は、○6と共にAに報告した時にも、Aから、電話の報告の仕方が悪いと改めて叱責された。その際、Aは、「シヴァ神の化身であるクリシュナは、普段は女と戯れて遊んでばかりいるが、戦うときは相手を一気にせん滅する。おれにそっくりだろう。神々の世界に行くためには、人をポアしまくるしかないんだ。」などとも言った。

5 H2 VX事件（判示第8の犯行。以下、この項では「本件犯行」という。）

(1) 謀議状況等

ア H2は、平成6年当時、大阪市内の民間会社に勤務し、同市内の柔道クラブに所属して警察署内の道場に通うなどしていたが、かつて教団の行ったイベントに参加したことがある以外、教団とは何の関係もなかった。

イ ところが、Aは、法皇官房所属の信者から、大阪支部の在家信者が女性信者に男性を誘惑させて入信させている、教団を守るために陰の部隊を作っていると吹聴している、その背後には、警察官にも柔道を指導しているH2なる人物がいるようだとの報告を受け、これを真に受けて、同年12月9日ころ、第6Sの自室で、被告人及びO6に対し、「H2は公安のスパイに間違いない。おまえたちでポアしなさい。後はおまえたちに任せる。」などと言って、VXを使ってH2を殺害することを指示した。被告人は、公安のスパイがそのようなことをするのかと疑いも抱いたが、O6と共に承諾した。

(2) 犯行の準備状況等

ア 被告人は、O6との打ち合わせに基づき、諜報省所属のO16らを連れて、O6より先に大阪に向かって、H2の勤務先や住居等の下見をし、同月11日には、偶然大阪に来ていたO14に合流するよう指示した。さらに、その夜大阪に来たO6と共に再度下見をし、O6との間で、今回もH1VX事件と同様の方法でVXをかけることを確認した。O5及びO15も、O6の指示に従い、同日午後、O12からVXを受け取った上、車で大阪に向かい、翌12日未明に合流した。

イ 被告人、O6らは、同日午前5時ころ、ホテルの1室に集まり、O6が、H2をポアする理由を説明した上、具体的方法として、H2の出勤途中にジョギングを装ってVXをかけること、O14を実行役、被告人を補助役、O16を車の運転手役、O5を治療役、O15とO6を見張り役とすること、その他H2を発見した時の暗号、O14と被告人の待機場所、見張り場所、逃走方法等を打ち合わせた。

その際、O14が体調を崩して苦しそうであったため、O5がO14を使うのに慎重な姿勢を示したが、被告人は、O14しかいない、頭を空っぽにしてやればいいなどと言って、あくまでO14を実行役とすることにした。

(3) 犯行状況

被告人らは、同日午前6時ころ、判示のH2方付近に赴き、H2方を監視していたところ、同日午前7時10分ころ、H2が通勤のために自宅を出るのを認めるや、O14と被告人が直ちにH2を走って追いかけて、本件犯行に及んだものである。その際、O14が誤って注射針を外し損ねたために、H2の後頸部に注射針が刺さり、しばらくH2から追いかけられたが、H2がVXの影響により路上に昏倒したため、被告人らは逃げ切ることができた。

(4) 犯行後の状況

その後、被告人らは、ホテルで再度合流した後、次々にQに引き上げて、それぞれAに報告を行ったが、Aの指示によりO5が調べた結果、H2が死亡したことが判明した。

6 T11襲撃計画

漫画家のT11が、C事件の犯人が教団関係者であるとする内容の漫画を週刊誌に掲載したことから、Aは、被告人及びO6に対し、T11をVXで暗殺するように指示した。そこで、被告人及びO6が手分けしてT11の住所や事務所を調べ上げ、諜報省所属の信者らも加わって、同年12月20日ころから3日間、T11の後を付けるなどしたが、殺害行為に及ぶ機会を見出せなかったため、Aの指示で暗殺が中止された。

7 H3VX事件（判示第9の犯行。以下、この項では「本件犯行」という。）

(1) 謀議状況等

ア 教団では、その部署誌や出版物において、被害者の会は国家権力と結託して信者の信仰の自由を奪うもので、加害者の会にはほかならないなどと主張し、同会の会長であるH3についても、名指しで繰り返し厳しく非難し、Aも、説法等において、H3や被害者の会に対する敵意を露わにしていた。

イ 教団の出家信者であったH3の長男のH4は、平成2年1月ころ、教団を脱走してH3の元に戻った後、H3や被害対策弁護団のT9らと共に、元信者として信者のカウンセリング等に携わるようになり、平成6年12月ころも、T9と協力して、教団信者に対する脱会活動を続けていた。

そのため、Aは、被告人やO6に指示して、H4らの動向を探らせていたが、同月30日ころ、第6Sの自室で、被告人に対し、「どんな方法でもいいから、H3に神通（VXの隠語）をかけてポアしてこい。いくら金を使ってもいい。H3ができなければH4でもいい。あとはしっかりO6と打ち合わせをしろ。」などと言っ

て、H3又はH4の殺害を指示し、被告人は、これを了承した。

また、Aは、そのころ、被告人に対し、「100人ぐらい教団に反対している人物が変死すれば誰も逆らわなくなる。1週間に1人ポアするのをノルマにしようか。」と述べることもあった。

ウ 被告人は、その後、O6に会って、Aの指示を伝え、共に判示のH3方やその周辺の下見をしたり、手分けして、Aの指示により本件犯行の実行メンバーから外されたO5を除くO14、O15及びO16の了解を取り付けるなどした。

(2) 犯行の予行練習等

被告人は、Aから前記指示を受けた後の同月31日ころ、標的に接近してVXをかける方法は危険であると考え、自己の判断で、O5やO14と共に注射器を改良してVXを飛ばす実験を行ったが、うまく飛ばなかったため、それまでと同様の方法によることにした。その後、被告人は、VXの入った注射器を持ってW3アジトに赴き、O6らと犯行の打ち合わせをした後、H3方周辺の下見を行ったが、H3らは家族旅行に出かけていて不在であった。

(3) 最終の謀議状況及び犯行状況等

ア 被告人は、平成7年1月3日、O6から、H3が帰宅したとの報告を受けて、W3アジトに赴き、O6を中心に犯行計画を練ったが、その結果、実行役をO14、おとり役をO16、逃走用車両の運転手役を被告人、見張り役をO6及びO15とすることなどが決まった。

イ そこで、被告人らは、翌4日の朝、H3方付近で、H3が自宅から出てくるのを待ち構えていたところ、午前10時30分ころ、H3が年賀状を投函するため自宅から出てくるのが確認されたことから、O14及びO16が走ってH3の後を追いかけて、本件犯行に及んだものである。

ウ その後、被告人及びO6は、Qに戻り、VXをかけてH3は入院したなどとAに報告したところ、Aは、意識の世界でH3が謝っていたから、ポアできなくても成功だなどと述べた。

8 T12襲撃計画

Aは、平成7年1月下旬か2月初旬ころ、第6Sで、被告人、O6らに対し、かねてより教団の敵対者とみなしていた新興宗教団体「T13」の代表者T12について、O6を実行役として、T12の使う車のボンネットとワイパーの間にVXを入れて暗殺するよう指示した。

そこで、被告人は、W3アジトで保管されていたVXを持って、O6、O6及びO16と共に現場に赴いて、O6がAの指示どおりにVXをT12の車に入れたが、T12には何の異変も生じず、この暗殺計画も失敗に終わった。

第13 I事件（判示第10の各犯行。以下、この項では「本件犯行」という。）

1 犯行に至る経緯

(1) 強制捜査に対する危惧と対応

ア(ア) 教団では、平成6年末ころから、警察による強制捜査が懸念されるようになり、被告人及びP1が対策を協議し、強制捜査に対応するためのマニュアルを作成するなどしていたところ、平成7年1月1日、L5新聞に、Qの教団施設周辺の土壌からサリンの残留物質が検出され、警察がE事件との関連を調査しているとの記事が掲載された。

(イ) 被告人は、その記事を見て、強制捜査があるのではないかと考え、直ちに、Qの近隣の警察署に部下を派遣して、警察の動向を調査させたほか、O1の依頼に応じ、証拠隠滅として、教団施設から薬品を運び出すために部下と車を貸し出したり、自らも、W1棟にあった薬品等を東京都内に運び出すなどした。

(ウ) O12及びO5も、W1棟でひそかに保管していたサリンやその中間生成物のメチルホスホン酸ジフロライド（以下「ジフロ」という。）等の処分を行った。もっとも、この際処分されないまま残ったVXは前記T12襲撃計画に用いられ、ジフロはI事件に用いられた。

イ また、Aは、同月17日にいわゆる阪神大震災が起こると、地震によって強制捜査が延びたなどと述べ、あるいは、O6に対して、強制捜査の矛先をかわすために石油コンビナートの爆破計画を示し、そのための調査を行わせるなどした。

(2) J事件

同年2月28日、諜報省所属のO6やP2らが、東京都内の路上で、教団信者の親族であるJを教団施設へ拉致するJ事件を敢行した。被告人は、この事件には関与しなかったが、事件直後にO6から、事件について聞かされていた。

(3) 被告人の教団における地位、Aとの関係等

VX事件のころから、Aの被告人に対する評価が次第に下がり、Aは、同年1月末か2月初めころ、被告人がステージの高さにかまけて、成長が止まっているなどと言って、被告人を教団の関係会社等の活動や支部活動に専念させたり、O5と共に、教団施設の外壁に鉄板を貼るという単純作業に従事させるなどしていた。

また、教団では、同年3月17日、O5やO6が正悟師に、O13が正悟師長補になるなど、多数の信者の昇格が発表され、その日の深夜から、東京都杉並区にあった教団の経営する飲食店「W4」で祝賀会が催され、その帰りに、後記のI事件の最初の謀議が行われたが、被告人は、Aの警備責任者であったにもかかわらず、AがW4に赴くことさえ知らされておらず、同祝賀会にも同行していない。

2 I事件の概要

(1) 教団におけるサリンの製造状況

教団では、E事件の前から、第7Sでサリン製造プラントの建設が進められていたが、同事件ころにも、一向に完成の目途が立っていなかった。そこで、被告人が、F事件直後の平成6年7月10日ころ、Aに対してその進行状況を確認するよう意見を具申したところ、Aは、統括責任者のO1のほか、科学技術省所属の建設要員や自治省所属のオペレーター要員を集めて叱咤激励した上、サリン製造プラント建設に専心するよう指示するとともに、同年9月ころには、Q内にサリンを保管する貯蔵庫の建設を開始させた。

同プラントの建設は、その後本格化したものの、完成するに至らないまま、前記のとおり、平成7年1月1日（以下、この第13の項及び第14の項では、「平成7年」の表記は省略する。）、教団施設付近でサリンの残留物質が検出されたという報道があったことから、Aは、プラントの一部を解体し、カモフラージュのために神殿を造るよう指示し、急いで造った神殿をマスコミに公開したり、教団に好意的な宗教学者を招いて、宗教施設であることを強調しようとした。

(2) 謀議の状況

ア リムジン謀議

(ア) 前記のとおり、教団では強制捜査に対する懸念が高まっていたところ、3月半ばころには、後記のとおり、新聞報道等によって、J事件への教団の関与が疑われる状況になり、同月15日には、O1が強制捜査を妨害するためにアタッシュケースを用いてボツリヌス菌の毒素の噴霧を行おうとしたが、失敗に終わった。

(イ) Aは、同月17日深夜から翌18日未明にかけてW4で開かれた前記祝賀会に際し、O6に対し、「Xデーが来るみたいだぞ。」と言って、強制捜査が間近に迫っていることを示唆した。

祝賀会終了後、Aは、O1、O6、O13、P1らを、自己の専用車であるリムジンに同乗させて、共にQに向かったが、その道中、P1がAに対し「いつになったら、（国家権力と）四つになって戦えるのでしょうか。」と尋ねたところ、Aは、「11月ころかな。」と答え、ボツリヌス菌の毒素の噴霧計画が成功していれば、強制捜査はなかったかもしれないとも言った上、O6らに対し、「何かないのか。」などと、強制捜査を阻止する方策を尋ねた。

すると、O6が、「T（ボツリヌス菌の毒素の隠語）ではなく、妖術（サリンの隠語）ならば（強制捜査は）なかったということでしょうか。」と答え、O1が、地下鉄にサリンをまけばいいのではないかなどと提案したところ、Aは、「それはパニックになるかもしれないなあ。」と述べてO1の意見に賛同した。O6は、薬品の購入ルートが知られているとしてサリンの散布に消極的な姿勢を示したが、Aは、「サリンじゃないとだめだ。」などと言い、O1を総指揮者として地下鉄にサリンを散布することを決定した。

そこで、O1は、その実行役として、科学技術省の次官であったO17、O18、O19及びO20の名前を挙げたところ、Aは、治療省大臣であったO21を加えるよう指示し、実行役5名が決まった（以下、このリムジン内での謀議を「リムジン謀議」ということもある。）。

イ その後の謀議等の状況

(ア) O1は、3月18日朝方ころ、第6Sの自室に、O17、O21、O19及びO20を呼び出し、教団施設への強制捜査を阻止するために東京都内の地下鉄車両内にサリンを散布する旨告げてその実行役を引き受けるよう求めたところ、4名とも、Aの命令であると理解して承諾した。そこで、O1は、同月20日朝の通勤時間帯に、警視庁に近接したh駅を通る地下鉄車両内にサリンを散布するなど、犯行計画の概要を明らかにした。

(イ) さらに、同月18日夕方ころ、O1、O6、O17、O19及びO20は、前記

○1の部屋に集まり、○6が用意した路線図や乗降客数に関する統計等を参考にしながら、サリンをまく路線や駅、時間等について検討し、警視庁に近いh駅を走行するg地下鉄g1線、g3線及びg2線の3路線の5方面の電車内で、同月20日朝8時に一斉に犯行に及ぶことなどを決めた。また、その際、○6又は○17は、○1に対し、○7、P5及びP7の名前を挙げて自動車の運転手役が必要である旨の意見を述べ、○1もこれを了承した。

なお、○1は、○18に対しても、同月18日夜に同様の指示を与えてその承諾を得ており、○18は、その後、○19、○20らと会って、○1の指示内容を確認した。

(ウ) 翌19日朝、○1の指示により、○17、○18、○19及び○20の実行役4名は、P5、P7、○7らとQを出発し、W3アジトで、各自の担当路線や実行役と運転手役の組み合わせ等を話し合い、取りあえず○17と○18がg2線、○19と○20がg3線を担当し、○17とP7、○19と○7、○20とP5がペアになることなどを決めた。その後、これらの者は、新宿に買い物に出かけて、犯行時に着用する衣類や変装道具等を購入した上、g地下鉄h16駅の下見をするなどした。

(エ) 他方、○1及び○6は、同日昼ころ、第6Sで、Aに対し、運転手役の選定につき指示を仰いだところ、Aは、○16及び○7に加えて、被告人のほか、いずれも古参信者の○22及び○23の名前を挙げ、さらに、実行役と運転手役の組み合わせとして、○21と被告人、○17と○7、○18と○16、○19と○22、○20と○23とするよう指示した。

その後、○1及び○6は、実行役及び運転手役の集合場所を、諜報省の活動拠点の一つである東京都渋谷区内のマンションの一室（以下「W5アジト」という。）とするほか、○6が東京ナンバーの車5台を用意し、○1が既に東京に向かった○17ら以外の実行役及び運転手に対し出発を指示することになった。

(オ) ○6は、同日午後7時ころ、W3アジトで、下見等から帰ってきた○17らに対し、W5アジトに移動するよう指示するとともに、運転手役が変更になったことを知らせた後、教団への同情を集めるために企画された教団のZ総本部道場に対する自作自演の火炎瓶投てき事件の実行に向かった。

ウ 最終確認

(ア) 被告人は、同日午後、○23から、○1の指示であるとして、運転手役5名の名前や○6の携帯電話の番号等が記載されたメモを示され、渋谷に午後7時に行き、○6に電話するよう伝えられた。そこで、被告人は、同日午後4時ころ、○22及び○23と共にQを出発し、午後7時ころ渋谷に到着した後、○6と電話連絡を取り合った結果、○6の指示でW5アジトに向かい、同所付近で○17らと合流した。なお、被告人は、前記Z総本部道場地下の喫茶室で時間をつぶしていた際、前記火炎瓶投てき事件に遭遇している。

(イ) 同日夜9時ころ、○6が、興奮した様子でW5アジトに現れたので、被告人は、同アジトの小部屋で2人きりとなった際、○6に対し、この日集合した理由を尋ねたところ、○6から、強制捜査を妨害するためにhの駅にサリンをまくなどという本件犯行の概要を知らされた。

(ウ) その後、○21も到着したので、○6は、全員を集合させ、強制捜査の妨害のために物をまくとした上、地下鉄の路線図や駅の構内図等を示しながら、実行役と運転手役の組み合わせ、担当路線、実行する駅、乗車すべき電車の位置などを指示して、官公庁又は警察方面に行く者がその車両から降りるはずであるなどと説明した。さらに、○6は、実行役1人当たりの散布するサリンの量が1リットルに増えたこと、一斉に散布しないと実行役が逃げられなくなるため犯行時刻を午前8時で統一することを明らかにした（以下、この打ち合わせを「最終確認」ともいう。なお、以上認定したような最終確認の状況は、被告人の供述を中心とする関係者らの供述を総合して認めたものであるが、このような供述の信用性については後に判断する。）。そして

被告人は、この打ち合わせにより、自分が○21と組んでg2線にサリンを散布することを初めて知った。

エ その後、実行役と運転手役の合計10名は、同日午後10時ころから、それぞれ担当路線の下見などをしていたが、被告人も、実行役の○21との間でg2線根津駅を乗車駅とすることを決めた上、○21と共に下見に向かい、同人が同駅及び同線h12駅の下見を行って、犯行後の待ち合わせ場所を決めるなどした後、W5アジトに戻った。

(3) サリン製造の状況

○1は、同月18日、○5に対し、前記のように処分されないまま残っていたジ

フロを用い、O13と協力してサリンを製造するよう指示し、Aも、その日の夜以降、O13に対し、早くサリンを製造するよう繰り返し督促した。

O13及びO5は、O12に相談して、必要な器具や原料となる薬品類を集め、O13の実験室である「W6棟」と称する教団施設で、翌19日の夕方ころから、O12やO13の部下にも手伝わせてサリンの製造を開始し、同日夜中ころまでに、サリンを含む混合液約5リットルを製造した上、Aの指示により、このサリン混合液を分留しないままビニール袋に注入し、注ぎ口を圧着機で封をするなどして、ビニール袋11袋に小分けし、これらをダンボールに詰めて、第6SのAの部屋に持参した。

すると、Aは、そのサリンの入ったダンボールを受け取り、その箱の底に手を触れるなど、「修法」と称する儀式を施した。

(4) サリンの受け取り等の状況

ア O1は、同月20日午前1時過ぎころ、W5アジトに戻っていたO17ら実行役5名に対し、サリンを引き渡すので、第7Sに取りに来るよう電話で指示し、同人らは2台の車に分乗して第7Sに向かった。

また、O1は、実行役らに先立ってQに戻ってきたO6に、ビニール傘数本を購入させた上、部下に指示して、その先端をグラインダーで削らせて尖らせた。

イ O17ら実行役5名は、同日午前3時ころ、Qに到着し、第7Sで、O1から、傘の先端を突いてサリンの入ったビニール袋に穴を開けサリンを発散させるなどという犯行方法について説明を受け、さらに、サリン入りのビニール袋は新聞紙に包むこと、犯行後は解毒のために傘の先端を水洗いすることなどの注意を受けた後、水の入ったビニール袋を傘の先端で突くなどして、犯行の予行練習を行った。

そして、実行役らは、O1から、サリン入りビニール袋及び先の尖らせた傘を、O13から、サリン中毒の予防薬を受け取った後、再び2台の車に分乗して出発し、同日朝方ころ、W5アジトに到着して、被告人らと再度合流した。

なお、被告人は、実行役らがQに出向いている間、犯行に用いる車の調達などをしていった。

ウ その後、被告人らは、W5アジトで、サリン入りビニール袋を取り分けたり、前日購入した衣類に着替えたり、O21が実行役らにサリンの解毒剤入りの注射器を渡すなどして犯行の準備を整え、同日午前6時ころから、それぞれの組み合わせごとに出発し、途中、新聞紙を購入するなどした上、各自が担当する地下鉄路線の乗車駅に向かった。

なお、被告人は、出発時刻が遅れたことや、根津駅付近の地理に不案内で、単独では根津駅からh12駅まで戻ることには不安のあったことなどから、O21に対し、h12駅で乗車して、その後地下鉄で本来の乗車駅に向かうことを提案し、同人の了解を得た。

(5) 犯行状況

ア 被告人は、h12駅に向かう道中、O21から、サリン入りのビニール袋を傘で突いて穴を開けサリンを散布することを知らされた。その後、被告人らは、セロテープ、カッター及び新聞紙を購入して、サリン入りのビニール袋を新聞紙で包むなどした上、O21は、サリンの入ったショルダーバッグと傘を持って犯行に赴き、被告人は激励しながらこれを見送った。

イ そして、同日午前8時ころ、被告人らが担当したg2線では、O21がh13駅発h14駅行き電車内で同電車がh12駅に到着すると同時に床に置いたサリン入りビニール袋を所携の傘の先端で数回突き刺してサリンを漏出させるなど、各路線において、前記実行役5名がそれぞれ担当電車内で本件犯行に及んだものである。

ウ 他方、被告人は、その間、O21の着替えや犯行時に着用した衣類の処分、サリンの付着した傘の処理等の準備をして車で待っていると、犯行を終えたO21が戻ってきて車に乗り込み、同日午前9時前ころにW5アジトに帰った。すると、出発時にはいなかったO6も、同アジトに戻ってきていた。

エ なお、O21は、当公判廷において、以上の事実経緯とは一部異なる証言をしているが、その内容には不自然な点が見受けられるほか、時間的な経過が細かく説明され、地図等による客観的裏付けもある被告人の供述と対比すると、O21の上記証言部分を信用することは困難である。

(6) 犯行後の状況

ア 被告人は、犯行後、犯行に使用した車を返却してからW5アジトに戻ると、O6が持ち込んだテレビに、本件犯行に関する臨時ニュースが流れ始めて、地下鉄の構内から出てきた人が地上で次々と倒れる光景等が映し出された。これを見て、

被告人とO6は、目標を達成したように興奮した面持ちで熱心に見入っていた。

その後、O6が解散を指示し、被告人は、Aの運転手であるO22やO23、科学技術省に所属して普段東京にいないO18、O19及びO20をQに帰らせた後、O6、O17及びO7と共に、犯行に使用した傘や衣類等を多摩川の河川敷で焼却した。

なお、被告人は、その後も興奮が収まらず、飲食店で食事をした際に、「これからも頑張るぞ。」などと叫んで、他の者になだめられることもあった。

イ Aは、Qに戻って報告に来たO18、O19及びO20に対し、「科学技術省の者にやらせると結果が出る。ポアは成功した。O19が一番修行が進んだな。」などと言ってねぎらい、別に報告に来た被告人、O7及びO17に対しても、「これはポアだからな。分かるな。」などと言ったほか、被告人や実行役らに対し、「偉大なるグル、シヴァ大神、すべての真理勝者方にポアされてよかったね。」というマントラを1万回唱えるよう指示した。

第14 P2蔵匿事件（判示第11の犯行）

1 犯行に至る経緯

(1) 前記のように、2月28日、O6がP2らと共にJ事件を敢行したが、3月16日ころには、新聞等において、犯行に使用されたレンタカーが特定され、車内からJを含む複数の事件関係者の指紋が検出されて、教団の関与が疑われるなどと大きく報道された。そして、警察は、同事件の犯人の1人としてP2に対する逮捕状の発付を得て、同月22日に同人を全国に指名手配し、全国の教団施設に対する強制捜査を実施した。

(2) 一方、O6は、J事件が教団の犯行であることの発覚を防ぐため、同月19日、O21に依頼して、第6Sで、レンタカーを借りたP2の手指の指紋を除去する手術を行わせ、その後、P2は、X4病院に入院していた。

(3) 被告人は、同月21日、自治省の部下から、自衛隊の駐屯場に警察の車両が多数集合しているとの報告を受けて、翌日にもQの教団施設に対する強制捜査が実施されることを確信した。そこで、被告人は、Aの了解を得た上、Qの教団施設内において、一斉に強制捜査が実施されることを暗号で放送した。

さらに、被告人は、同日、Aから、I事件関係者や科学技術省所属の信者はQから離れるようにとの指示を受けて、O21、O22及びO23らと共に車で東京方面へと向かったが、翌22日、八王子市内のカプセルホテルで、教団に対する強制捜査が開始されたことを知り、その夜には、テレビのニュースで、P2がJ事件について全国に指名手配になったことを知った。

2 謀議及び犯行状況等

(1) 被告人は、同月23日の朝ころ、前記カプセルホテルで、X4病院の責任者のO21から、P2の取扱いについて相談を受け、P2をX4病院から連れ出して他の場所に逃走させることを決意し、O21のほか、O22及びO23に対してもその旨告げて同人らの了解を得た。そこで、被告人らは、X4病院の職員に指示して薬品代金用資金をO23の銀行口座に振込送金させるとともに、東京都豊島区内の判示のホテルの部屋を予約するなど準備をした上、O22及びO23が女装したP2をX4病院から連れ出し、X4病院の看護婦のO24らと共に上記ホテルへと赴き、本件犯行に及んだものである。

(2) その後、O21やO23、O24らは、判示のように、石川県内のホテルや貸別荘にP2を宿泊させてかくまい、変装させるなどしていたが、被告人及びO22は、P2らと別行動ではあったものの、新潟や金沢方面にいて随時連絡を取り合っていた。その後、被告人は、O1から指示を受けて同月27日に東京に戻り、4月12日にG監禁事件の被疑事実で緊急逮捕されたが、被告人が東京に戻った後も、O21らは、判示のように、P2に整形手術を施して容顔を変えたり、指紋除去手術を施すなどしていた。

第3章 当裁判所の判断

第1 内乱罪の主張について

1 Aの武装革命提唱の意味

(1) まず、以上詳細に認定してきた一連の事実経過に照らすと、教団における、内乱、すなわち、憲法の定める統治の基本秩序の壊乱に向けたとみられるような動きとしては、以下の事実を認めることができる。すなわち、

ア Aは、①昭和60年ころ、オカルト雑誌の取材を受けて、自分は理想国家実現のために戦うよう命ぜられたと述べたり、②昭和61年ころからは、ハルマゲドンが到来するなど述べていたところ、③昭和63年ころからは「シャンバラ化計画」を唱え、さらに、④平成元年には衆議院選挙への出馬を決めており、教団の設

立後の比較的早い時期から、世俗的な権力の取得を志向していたことが認められる。

イ 他方、Aは、①B事件に先立って、既にヴァジラーナの教義を提唱し、②同事件以降は、「K1」等の著書で選民思想的な傾向を示した上、現代はほとんど三悪趣であると説法するなど、独善的な傾向を強めていたところ、③宗教法人化の難航や「L1」の連載等による教団への批判の高まりを受けて、教団や自分を受け入れようとしないう一般社会に対する敵意や怒りを募らせ、④衆議院選挙に惨敗して以降は、急激に反社会的な傾向を増進させていったことがうかがわれる。すなわち、Aは、全世界に同時多発的にボツリヌス菌を散布して無差別大量殺りくを敢行することを企て、実際に皇居周辺等に培養菌を散布するなどしているのである。

ウ また、Aは、p村の国土法違反事件に関して教団が強制捜査を受けた後の平成3年には、被告人に広報活動に従事させるなどして、教団の再拡大を図ったが、その際には、近い将来に核戦争が起こるという説法を繰り返して危機感を煽り、さらに、自らがキリストで救世主である旨述べたり、平成5年ころには、教団自身が一方当事者となる戦争としてハルマゲドンを語るようなこともあった。

そして、Aは、同年ころから、炭疽菌の培養やサリンの製造を試み、レーザー兵器や核兵器の開発も企てて、炭疽菌については、皇居等を標的にして現実に培養菌の散布を繰り返し、サリンについても、東京都内に散布して無差別大量殺りくを敢行すべく、70トンの製造を企て、プラントの建設を開始した。

エ 他方、Aは、平成6年2月に中国旅行に赴いて、新興宗教の指導者として出発し明を興した朱元璋の史跡を巡り、自分は日本の王になるなどと述べて、我が国の国権を奪取する意図を明らかにした。さらに、Aは、帰国後、自動小銃1000丁の製造を命じたり、外国の建物占拠事例の調査を行わせたり、被告人を責任者として、キャンプやロシア射撃ツアー等の軍事訓練を実施させた。

オ 以上の事実からは、Aが、その特異な終末思想を背景に、自分たちを受け入れられない社会や国家権力等に対する敵意を募らせ、また、教団以外の者は三悪趣であり、生存するだけで悪業を積む存在であるなどとして、その独善性ないし排他性を昂進させるなどして、社会や国家権力を壊滅させるような無差別大量殺りくを企て、その準備を行おうとしていたことは明らかである。しかも、被告人やO2の各公判供述等からすると、Aは、このような無差別大量殺りくを実行した後に、教団を中心とする世界の再生を想定していたとみられないこともない。

また、前記中国旅行以降、Aは、世俗的な軍事力を用いたクーデターによって国権を奪取するとの意図をうかがわせる言動を繰り返すようになったが、教団では、平成6年6月、我が国の官僚機構を模した省庁制を導入し、Aを神聖法皇とする祭政一致の憲法草案を作成しており、これも、このようなクーデターによる国権の奪取という思想が背景にあったことをうかがわせるものである。

このように、Aは、無差別大量殺りくによって国家機構や社会秩序を破壊し、軍事力の行使によって国権を奪取すること（以下「武装革命」という。）を企図していた面もあり、その指導下にあった教団において、そのような企図に沿って武装化、軍事化しようとする一連の流れがあったことも否定できない。

(2) しかしながら、Aの企図した武装革命なるものをより子細に検討すると、以下の事情も併せて認めることができる。すなわち、

ア シャンバラ化計画は、当初は、学校や病院ないし教団施設の建設、教団の宗教法人化、教義に基づく生活を実践しようとするロータスヴィレッジ構想等をその内容としており、武力を用いた国権の奪取や無差別大量殺りくを想定していた形跡はなく、また、前記中国旅行より前の時点で、教団として国家権力に対抗するための軍隊を編成しようとするような具体的計画が存在した形跡もない。

イ もっとも、Aは、ボツリヌス菌や炭疽菌、サリンの散布等による無差別大量殺りく計画に関し、現在の国家機構や社会秩序の破壊を一応念頭に置いていたことがうかがわれるものの、それが具体的にどのような結果をもたらすのか、大量殺りくを行った後に誰がどのような社会をどのような方法で構築するのかなどについて、自ら具体的構想を示した形跡も、教団内で議論したり調査検討した形跡も全くないのである。この点、O2は、Aとしては、解脱者が統治する原始共産共同体といったものをイメージしていたのではないかと供述するが、仮にAがそのようなイメージを抱いていたとしても、具体性や現実性に全く欠けるものであって、単なる夢物語の範疇にとどまるものというほかない。

ウ また、武装革命なるものの実現可能性についてみても、散発的なテロ活動に使用できる程度のサリンやVX等の毒物の製造には成功したものの、ボツリヌス菌

や炭疽菌の培養に成功した形跡はなく、サリン製造プラントやヘリコプターを用いた散布計画も、実現の目途が立たないまま頓挫しており、核兵器、レーザー砲やプラズマ兵器といったものは、製造に着手することすらできなかったのである。

そのため、A及びO1を除くその余の教団幹部らは、教団で製造される武器類や細菌兵器、サリン製造プラント等がいずれも一向に成果が上がらないことを認識して、これらを用いた無差別大量殺りくを現実性のないものと考えていたことがうかがわれるのであり、とりわけ、被告人は、ボツリヌス菌の散布について、金を無駄に使い教団に大きな損害を与えたとし、また、教団の武装化についても、神懸かり的であったと供述するなど、他の幹部以上に、その実現性に疑問を抱いて、その責任者であったO1らをからかい冷笑する態度に出ていることさえうかがわれるのである。

エ さらに、教団では、前記中国旅行以降、Aが、軍事力を用いたクーデターへの意図を明確にした後も、国権の奪取について、外国の事例等の調査が命ぜられた点を除けば、その実現に向けた戦略や戦術が策定されたり、その実現可能性や障害を取り除くための方策等が体系的に検討された形跡は全くないのである。また、教団内で実施された軍事訓練も、O14が供述するように、到底クーデターに必要な実力を培うようなものではなく、自動小銃1000丁の製造も、試作品ができたにすぎない。さらに、ロシア射撃ツアーも、被告人やO2の各供述に照らすと、Aの意図はともかく、その実態は物見遊山の観光旅行にとどまったのである。

加えて、省庁制なるものも、その名称こそ我が国の官僚機構を模してはいるが、大臣や次官以外に官職が設けられた形跡はなく、その活動も、従来の班単位による活動状況との間に明確な変化がなかったばかりか、構成員には、国を統治し行政を司ろうとする意識も能力も欠けており、それを担い得るような組織実体もなかったというほかなく、したがって、国家部署としての実質を伴うようなものでなかったことが明らかである。

(3) 小 括

そうすると、前記武装革命なるものは、前記中国旅行以降にAが具体的に言い出し、A個人としては、その思想背景となる国家権力に対する敵がい心から散発的なテロ活動を教団信者らに様々に敢行させてはいたものの、武装革命に至る戦略ないし確たる見通しに基づく一貫性のある戦術、更には革命後の展望について具体的に構想された形跡がなく、教団や教団信者にも、このような武装革命を担うだけの組織実体、意識や能力があったとは到底認められない。しかも、教団には、武装革命なるものを実現するに足る武器や兵器もなく、その準備も全く進展していなかったものであり、被告人を含む教団幹部の大多数も、同様の認識を有していたことがうかがわれるのである。したがって、この武装革命なるものは、要するに、A個人の具体的な戦略や現実認識が全く欠けた空想的な企てないし願望の範疇を超えるものではなかったと認められる。

2 本件各犯行の目的について

次に、前認定のような事実経過に基づき、本件各犯行のそれぞれの目的について検討することとする（以下、項ごとに対象事件を「本件犯行」という。）。

(1) B事件

ア 教団では、本件犯行以前に、事故死した教団信者の遺体を秘密裡に教団内で焼却していたところ（N1事件）、前認定のような、その事後処理に関する話し合いの状況、当時、教団では、富士山総本部道場が完成し、各地で支部が設立されて信者数が飛躍的に増加し、宗教法人化の手續も進められつつあったことなどに照らすと、Aや教団幹部が、信者の死亡事件が公になることによって教団組織の拡大や宗教法人化に悪影響を与えることを懸念して、このような違法行為を行うに至ったことは明らかであり、そのため、同事件は、その後も教団内で極秘事項とされていたものと認められる。

イ そして、N1事件に関わったBが、下向の意思を崩さず、Aに敵対する態度を示したことから、その報告を受けたAが、「Bが下向した場合、N1事件のことが公になるおそれがある。」などと言って、その殺害を指示しているのである。したがって、Aは、N1事件が公になることを危惧してBの殺害を指示したものであり、また、被告人の公判供述からもうかがわれるとおり、被告人ら共犯者も、このようなAの意図を理解して本件犯行に加担したものと認められる。

ウ そうすると、本件犯行は、教団の組織拡大や宗教法人化に支障となることを恐れて、N1事件という教団による違法行為を知りつつ教団やAに敵対しようとする

る者を排除してその口封じを図ることを主たる目的としたものと認めるのが相当である。

エ さらに、N1事件の際に、Aが「いよいよこれはヴァジラーナに入れというシヴァ神の示唆だな。」と述べたことなどに照らすと、N1事件及びそれに引き続くB事件は、Aにとっても予想外の突発的出来事であったとうかがわれるのであり、その意味からも、本件犯行は、Aが口にしていた武装革命とは無関係であることが明らかである。

(2) C事件

ア 教団の宗教法人としての規則認証の取消しが危惧されるとともに、A自身が出馬する衆議院選挙を控えていた時期に、「L1」の連載等により教団に対する社会的批判が高まる中、Aは、「L1」編集部に赴いて猛然と抗議したり、O2に同社屋の爆破のための下見に行かせたり、被告人らにその編集長を殺害するなどと言って、O5に薬物を用意させたりしているのであり、Aが、社会的批判の高まり、とりわけ「L1」の連載に対して強い危機感や怒りを覚えて、違法行為に訴えてでもこのような批判を封じようと決意したことが優に認められる。

イ また、Aは、これらの教団批判の背後に、被害者の会やC1の活動があると認識していたところ、P4らから、C1が「徹底的にやります。」と言った旨報告を受けるなどしたことから、教団の発展を阻害するものとして、被害者の会及びC1に対する敵意ないし危機感を募らせていたことも明らかである。ちなみに、Aは、謀議の際には、「被害者の会を実質的にまとめているのはC1である。放っておくと将来教団において大きな障害となる。」などと述べ、C1の住所が突き止められるや、直ちにその殺害の実行を指示して、その資金として数十万円を交付し、さらに、犯行後には、当該事件がより高い世界に魂を移し変える「ポア」であると称しながら、C1一家全員が低い転生を遂げたとまで述べているのである。

ウ 以上からすると、Aが、C1の活動に敵意や危機感を募らせ、教団を守り、教団を挙げて取り組んでいた衆議院選挙に対する悪影響を回避するために、その活動を止めさせようとしてその殺害を決意したことは明らかであり、被告人ら共犯者も、教団に対する社会的批判やC1の活動状況を了知した上、Aの一連の言動から、その真意を理解して本件犯行に加担したことも認められる。

なお、C1の家族については、本件犯行に際してのAの言動に照らすと、C1殺害を遂げるためにその殺害が指示されたものにすぎず、単に巻き添えになったものであることは明らかである。

(3) D事件

Dは、戒律を破ったとされて教団から脱走した上、親しい教団信者を奪還しようとして教団施設に忍び込み、その際、ナイフや手裏剣等の武器を所持し、出家信者に対して催涙スプレーを掛けて抵抗したというのであり、教団に対する敵対姿勢は明らかであった。そして、Aは、報告を受けた直後から「これから処刑を行う。」と告げ、謀議においても当初から殺害を提案し、その方法も催涙スプレーで窒息死させるといふ激しい苦痛を伴う残酷な方法をあえて指示し、さらに、共に侵入した元信者のN3に対しても、解放の条件としてDを殺害することまで指示しているのだから、これらの事情を総合すると、Aが、自己及び教団に刃向かった者に対する私的制裁として本件犯行を決意し、N3に対してDの殺害を指示したことを優に認めることができる。また、被告人ら共犯者も、被告人自身の公判供述等によりうかがわれるとおり、謀議及び犯行状況から、上記のようなAの意図を認識しながら本件犯行に加担したことは明らかである。

(4) E事件

ア Aは、本件犯行当時、既にサリン70トンを生産して東京都心に散布する大量殺りく計画をもくろみ、サリン製造プラントの建設に取りかかっていたものであるが、本件犯行以前に企てられたサリンによる暗殺計画はもとより、それよりも前に企てられていたボツリヌス菌や炭疽菌による無差別大量殺りく計画も、被告人が瀕死に陥ったり、悪臭騒ぎを起こしただけで、何らの成果も得られておらず、サリン製造プラントも、全く完成の目途が立たない状態であった。

イ Aは、このような状況の中で、本件犯行の謀議の際に、「松本の裁判所にサリンをまいて、サリンが実際に効くかどうかやってみる。」とか、「サリン70トン作る価値があるのか。」などと述べたというのであり、Aが、サリンの大量製造計画等を念頭に置きつつ、教団でひそかに製造したサリンに大量殺りくの威力があるかどうかを確かめる意図でサリンの散布を命じたものと認められる。

また、教団を被告とする民事訴訟は、長野地裁松本支部で本件犯行前の平成6年5月10日に結審し、同年7月19日に判決言渡しの予定であったところ、Aは、謀議に際し、裁判所を標的とすることを明示していたほか、前年12月の教団の松本支部開設の際の説法では、司法官が乱れている、正邪の判断ができなくなったなどと述べて、教団に対する建築禁止仮処分を認めた長野地裁松本支部に対する敵意を露わにしていることも併せ考慮すると、サリンの散布により上記民事訴訟を担当している裁判官等を殺傷し、教団に不利益な判決の回避も意図していたことが明らかである。

ウ そして、謀議に参加した被告人ら共犯者はいずれも、以上の経緯を十分承知した上、Aの一連の言動から、その意図を認識しながら本件犯行に加担したことが認められる。

なお、被告人の供述中には、自分は長野地裁松本支部での訴訟の経過を知らず、謀議の際に裁判所を狙う理由も分からなかったとするような部分もあるが、被告人自身、民事訴訟を妨害する目的であったことを認めており、犯行前に、O14やO15にも「松本の裁判所に裁判の邪魔をしに行く。」と述べているほか、被告人の教団における地位、犯行当日に、被告人が自ら裁判所宿舎の所在を調べ、O1に対して裁判所から裁判所宿舎に標的を変更するよう提案していることにも照らすと、被告人の上記供述を信用することは困難である。

エ したがって、本件犯行の目的は、第1次的には、教団内で製造したサリンの殺傷能力の確認、第2次的には、長野地裁松本支部が教団に不利益な判決を出すことの回避にあったものと認められることができる。

オ なお、被告人は、サリンを70トン製造する価値があるか否かの実験として、本件犯行は、理想国家であるシャンバラを作り上げる一つの手だてとして、現在の国家体制の転覆、武装化計画と不離一体の関係にあるとか、本件犯行が成功すれば、自分たちの考えている救済計画の一助となるなどとも供述する。

しかしながら、松本市内でサリンを散布することが国家権力の打倒に直接結びつくものでないことは明らかであるし、教団の武装革命なるものが現実性も具体性もないものであったことは、前にみたとおりである。また、サリンの大量製造計画も、本件犯行当時、実現の見通しが全く立たない状況にあり、そのことは、被告人も、認めるところであって、被告人自身、本件犯行は、サリンができる目鼻が付かない段階で実行したもので、フライングであり、戦略的には失敗だったと述べている。

このように、本件犯行の結果がサリンの大量製造計画の実施に直結するような状況には全くなかったのであり、結局、本件は、何の戦略も戦術もないままにサリンの大量殺傷能力の検証に及んだもので、統治の基本秩序の壊乱を直接の目的とするようなものでなかったことは明らかである。

カ また、弁護人らは、本件犯行について、裁判所を直接の攻撃対象とすることで、公然と国家組織と制度に挑戦したものである旨主張するが、犯行後、長期間にわたり原因不明の毒ガス事件として犯人像すら判明せず、裁判官を標的としたことも判然としておらず、教団も、部外者が信者を狙った犯行と主張していたという、犯行後の状況や教団の対応に照らすと、本件犯行は、所詮は陰湿な訴訟妨害にすぎないというほかなく、統治の基本秩序の壊乱を目的とするなどと評価する余地はなかったものというほかない。

(5) F事件

ア Aは、本件犯行当時、教団が毒ガス攻撃を受けている、公安のスパイが潜入しているなどと述べて、危機感を募らせていたところ、本件に際し、被告人に、Fが教団の水に毒を入れたスパイであるとして拷問を指示し、さらに、被告人から、Fが自白しないと聞くや直ちにその殺害を指示し、その方法も、プラズマ焼却器を用いて生きたまま焼き殺すという残虐な殺害方法をあえて指示しているのであって、被告人も認めるように、Aは、当初からFをスパイと決め付けた上、教団の組織防衛と敵対者に対する敵意から殺害を命じたことは明らかである。

また、被告人は、Fがスパイであることに半信半疑であったとも供述するが、自ら積極的に凄惨な拷問を加えて自白を迫り、殺害行為にも積極的に加担しているのであって、Aの上記のような意図を理解して、その意にかなう結果を出そうと努め、指示されるままに殺害に及んだことが認められる。

要するに、本件犯行の動機ないし目的は、教団の組織防衛とAが教団の敵対者と目する者に対する敵意にあったものと認められる。

イ なお、被告人は、Fは自分たちの考えていた武装革命を阻害する者であり、

大事の前の小事として排除した面も、動機の一因であったとも供述している。

しかしながら、教団の武装革命なるものは、本件犯行当時も、具体性、現実性が共になかった上、Fにかけられた嫌疑に照らすと、Fの存在が武装革命の実行を直接に妨げる関係にあったわけでもない。まして、Aが、武装革命との関連でFを殺害することを決意したことをうかがわせるような事情は皆無であり、被告人や共犯者らも、Fがスパイであるとは信じていなかったというのであるから、本件犯行が、武装革命を念頭に置いて敢行されたものとは到底認められない。

(6) G監禁事件

犯行に至る経緯及び犯行状況、共犯者らの教団内における所属部署等に照らすと、本件犯行は、被告人が大臣を務める自治省がその所掌事務としていた破戒等問題のある信者に対する処遇の一環、すなわち、被告人は、Gを脱走傾向のある信者、あるいは違法薬物の使用や信者の事故死等といった教団が隠しておきたい秘密を知っているために下向を認めることのできない信者と認識した上、自治省大臣の職責として、本件犯行に及んだものと認めることができる。したがって、本件犯行の目的は、あくまで出家信者の下向の阻止にあり、武装革命と何らの関係もないことは明らかである。

(7) VX事件

ア H1VX事件

Aの謀議の際の発言内容に加え、VXによるT9弁護士暗殺計画が失敗に終わった経緯にも照らすと、Aは、N4による訴訟を妨害し、N4を教団に呼び戻すために、H1を教団の活動の障害とみなして排除し、併せてVXの殺傷能力を確かめる意図で本件犯行を指示したこと、そして、被告人ら共犯者は、このようなAの意図を十分認識しながら本件犯行に加担したことは明らかである。

したがって、本件犯行の目的は、教団の活動を妨げていると思われる者を排除するとともに、VXの殺傷能力を検証することにあつたものと認められる。

イ H2VX事件

Aの謀議の際の発言内容に加え、Aがそれ以前から教団内に公安等のスパイがいるとして妄想的に危機感を募らせており、H2については問題行動のある信者を操っているかのような報告を受けていたことからすると、Aは、H2を公安のスパイと決め付け、教団の組織防衛や敵対者に対する敵意から殺害を命じたことは明らかである。また、そのような経緯を知る被告人ら共犯者は、Aの発言内容から、Aの意図を十分認識しながら本件犯行に加担したものと認められる。

したがって、本件犯行の目的は、教団の組織防衛ないし敵対者に対する敵意から、教団に対する公安警察のスパイと思われた者を排除することにあつたものと認められる。

ウ H3VX事件

Aは、かねてから被害者の会やH3個人に対する激しい敵意を募らせており、H4についても、信者の脱会を促す活動をしているなどと聞き及んで、同様に敵意を募らせた結果、H3又はH4の殺害を命じたことは明らかである。また、被告人ら共犯者は、被告人も供述するとおり、従前の教団と被害者の会との関係やAの一連の言動から、AのH3らに対する敵意を十分認識しながら本件犯行に及んだものと認められる。

したがって、本件犯行の目的も、教団の組織防衛ないし敵対者に対する敵意から、教団の活動を阻害する者を排除することにあつたものと認められる。

エ VX事件全体について

(ア) 以上のとおり、前記各VX事件の目的は、主として、教団に敵対し若しくは教団の活動を阻害し、又はAがそのように考えた者を短絡的に排除しようとする点にあり、その前後の各暗殺計画の目的も同様のものであつたと認められる。

(イ) ところで、Aは、H1VX事件の後、「神々の世界に行くためには、人をポアしまくるしかないんだ。」などと述べ、H3VX事件の前には、「100人ぐらい教団に反対している人物が変死すれば誰も逆らわなくなる、1週間に1人ポアするのをノルマにしようか。」などと述べて、教団に敵対する者を連続して暗殺する意向さえ示している。また、被告人も、Aのこれらの言葉から、一連のVX事件は、シャンバラを作るためのヴァジラヤーナの手段の一環として利用されると考えていたとも供述している。

しかしながら、一連の暗殺計画は、前に認定したところからも明らかなように、相互に関連するものではなく、その理由もそれぞれに独立固有のものであつて、一貫した目的の下に敢行された犯罪とは認め難い。しかも、教団の敵対者が連続して

不審な死を遂げた場合、教団に嫌疑が掛けられることは明らかであるのに、このような影響を真摯に検討した形跡も皆無である。

そうすると、以上のV Xを用いた一連の事件は、その時々状況に応じた場当たりの犯行の積み重ねにすぎないとみるほかなく、被告人が述べるように武装革命と直結するものとは到底認められないのである。

(8) I 事件

ア 教団では、I 事件までに、前認定のような数多くの違法行為を累行してきた。しかも、リムジン謀議のころには、サリン製造プラントを建設中であるほか、違法薬物等を使った修行を日常化させ、さらに、J 事件を敢行して監禁した被害者を死亡させていたのであるから、警察による強制捜査があった場合、教団が累行してきた犯罪行為が多数発覚して、壊滅的な打撃を受ける可能性があったことは明らかである。また、平成7年1月1日の新聞報道があるや、教団は、サリン等の処分を行い、サリン製造プラントの一部を解体し、リムジン謀議の際にも、違法薬物等を使った修行を当面中止する旨の指示を出すなど、違法行為の隠蔽に奔走していたものである。さらに、Aは、阪神大震災により強制捜査が延びたと話したり、強制捜査の矛先をかわ

そうとして石油コンビナートの爆破計画を口にするなど、教団への強制捜査が迫ればこれを回避するために大事件を起こそうと考えるに至っていたことがうかがわれる。

イ さらに、リムジン謀議の当時には、J 事件について教団の関与が疑われる旨大きく報道され、教団では、警察の強制捜査が近く実施されるのではないかと緊張が高まっていた中、Aは、リムジン謀議において、強制捜査を避ける方法はないのかと意見を求めた上、本件犯行を指示したものである。

ウ したがって、Aは、J 事件等の教団の行った犯罪行為について近い将来教団に強制捜査が入るとの危惧を強め、J 事件のほか、サリンの製造等の教団内で行われていた違法行為やE 事件等の教団が敢行してきた累次の犯罪行為の露見を恐れ、阪神大震災に類する大事件を起こして警察の目をそらし強制捜査を阻止しようと考え、本件犯行を指示するに至ったことは明らかである。

そして、リムジン謀議に立ち会って直接にAの指示を受けたO 1、O 6及びO 13はもとより、被告人を含む本件犯行の実行役及び運転手役の共犯者らにおいても、O 1又はO 6から、本件犯行が強制捜査を阻止するために行われることを知らされ、Aの意図を十分理解しながら本件犯行に加担したものである。

エ(ア) この点、弁護人らは、本件犯行が多くの省庁等のある霞が関を標的としてサリンがまかれたことを根拠に、国家の中核組織に大きなダメージを与えることが本件犯行の主要な目的であった旨主張し、O 6も、当公判廷において、ハルマゲドンを起こすことが人類の救済と考えて本件犯行を敢行したのであり、単に強制捜査を免れることだけが目的ではなかったと理解していた旨供述している。

(イ) しかしながら、事件関係者の供述を総合すると、本件犯行の実行役らの多くは、警察関係者に打撃を与えるために霞が関にサリンをまく旨の説明を受けた上、そのために、g 地下鉄h 駅の出口の中で警視庁に最も近い出口を調べ、その出口で降りる人が最も多く乗車していると思われる車両をサリン散布の場所として決定していることが認められるのであり、警察を直接の標的とするものであったことは明らかである。

また、O 6の供述するようなリムジン謀議の様子に照らしても、Aは、P 1に対し、国家権力と正面から対決するのはその年の11月ころとの見通しを示した上、O 6らに対し、サリンをまいた場合、強制捜査は延びると思うかと尋ねているのであって、強制捜査を念頭に置いた話し合いであったと優に認められる。さらに、Aは、リムジン謀議の際、強制捜査を阻止する方策として、教団に好意的な宗教学者の自宅に爆弾を仕掛けたり、教団のZ 総本部道場に火炎瓶を投げこんで世間の同情を買うことを指示し、いずれも本件犯行の前日に、O 6らにより実行されているのである。

加えて、Aらが本件犯行後の見通し等について話し合いをした形跡が全くない上、地下鉄のh 駅という狭く限られた空間内でのサリンの散布は、教団で企てられていた無差別大量殺りくとは規模や方向性を大きく異にするものである。

これらの事情に照らすと、本件犯行の目的は、国家の中核組織に大きなダメージを与えることまで念頭に置くものではなく、目前に迫った強制捜査を一時的にでも延期あるいは取り止めにするにありあつたものと認めるのが相当である。

(ウ) なお、弁護人らは、本件犯行が直接には強制捜査の阻止を目的としていた

としても、単なる一時しのぎとして敢行されたものではなく、国家権力に対し、第2次、第3次の攻撃を仕掛けるための時間的余裕を得るために行われたものであって、武装革命に向けた次なる攻撃のワンステップとなる事件であったとも主張する。

しかしながら、前認定のようなリムジン謀議のやりとり等に照らしても、本件犯行当時、教団が国家権力を積極的に破壊するための現実的な方策を立案したり、次の大規模な攻撃を具体的に計画していたとは到底認められない。したがって、本件犯行は、強制捜査を一時しのぎ的に回避することを目的とするものとみるほかはなく、統治の基本秩序を壊乱することを目的とするものとはいえないのである。

(9) P2蔵匿事件

被告人は、J事件が教団の犯行であること、教団施設に強制捜査が入ったこと、そして、P2が同事件で指名手配になったことを認識しながら、O21に対して本件犯行を指示したものであるから、本件犯行の目的は、P2が逮捕され、J事件が教団の犯行であると発覚することを防ぐ点にあったものと認められる。

3 結論

(1) 以上のとおり、Aは、無差別大量殺りくによって国家機構や社会秩序を破壊し、軍事力の行使によって国権を奪取するという武装革命を企図していた面もあり、その指導下にあった教団において、そのような企図に沿って武装化、軍事化しようとする一連の流れがあったことも否定できないのであり、本件各犯行のうちAが無差別大量殺人を指示したE事件及びI事件の動機としては、この武装革命なるものの思想背景となったA個人の国家権力に対する敵がい心があつたこともうかがわれる。

(2) しかしながら、この武装革命なるものの内実は、A個人の具体的な戦略や現実認識を欠いた空想的な企てないし願望の範疇を超えるものではなかったというべきであり、本件各犯行も、一貫性のある目的や戦略に基づく一体の犯罪ではなく、それぞれがその時々状況に応じた個別の動機ないし目的に基づく全く別個独立の犯行であったと認められる。そして、本件各犯行の目的は、教団の組織防衛という点では共通しているものの、E事件のように、サリンの殺傷能力を検証するとともに教団を被告とする民事訴訟を妨害したり、I事件のように、強制捜査を阻止したり、B事件、C事件、D事件、F事件及び一連のVX事件のように、教団やAに敵対する者又はそのようにAが考えた者を殺害して排除しあるいは私的制裁を加えたり、G監禁事件のように、出家信者の下向を阻止したり、P2蔵匿事件のように、教団による犯罪行為の発覚を防いだりしようとしたものであって、いずれも朝憲紊乱、すなわち、憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを直接又は間接を問わずその目的として敢行されたものとは到底認められないのである。

(3) したがって、本件各犯行について内乱罪が成立しないことは明らかであり、この点に関する弁護人らの主張は採用できない。

第2 I事件における幫助犯の主張について

1 弁護人らの主張

弁護人らは、I事件において、被告人は、実行役であるO21の送迎を行ったにすぎず、犯行の謀議にも参加していない、すなわち、犯行の立案には関与していないし、計画が具体化する過程も知らない、また、犯行の主要部分である実行日時、サリンの散布方法、実行役の指定及び任務分担、運転手役と実行役との役割の分担等については、W5アジトにおける最終確認以前に決定されていたのであって、最終確認は犯行全体の謀議とはいえない、しかも、運転手役の事件への関与は従属的と評価すべきであるから、被告人には殺人罪又は殺人未遂罪の幫助犯が成立するにすぎない旨主張する。

2 当裁判所の判断

そこで、前認定のような犯行に至る経緯及び犯行状況に基づき検討を加えることとする。

(1) 被告人の果たした役割等

ア(ア) 被告人は、実行役であるO21の運転手役として本件犯行に加担しているところ、当公判廷において、犯行前日の平成7年3月19日昼ころに、O23から、O1からの指示としてメモを示され、O22及びO23と共に東京に赴いたが、その日の夜に、W5アジトの小部屋でO6から話を聞くまでは、本件犯行については何も知らなかった旨供述している。

(イ) この点、検察官は、被告人が監視役ないし総合調整役として本件犯行に加

担した旨主張し、O17も、被告人の姿を見て、自分たちの監視に来たと思った旨、その他の者も、被告人の存在に違和感を感じたなどと供述している。また、被告人は、本件犯行当時、正悟師長のステージを与えられて、教団内では、A、P3、O1、Aの3女、P4及びO11に次ぐ高い地位にあったことが認められる。

しかしながら、被告人が本件犯行に加わるようになったのは、同月19日昼ころ、O1及びO6がAに運転手役について相談した結果、Aが指示したことによるものと認められるのであり、Aが、当初より、被告人を加わせる意図であったとまでは認められない。また、被告人は、当時、Aから、下積みをやり直す必要があるなどと言われて、専ら支部活動等に携わっていたと述べており、この供述を覆すに足る証拠は存在しない。

(ウ) そうすると、上記のような被告人の教団内での高い地位や共犯者らの受けた印象をもってしても、被告人の本件犯行への関与の程度に関する上記供述の信用性を左右するに足るものとはいえないのであり、被告人が本件犯行において果たした役割は、その供述するとおり、O21の運転手役にとどまり、O22やO23と同様に、何の予備知識もなくW5アジトに赴いたものと認められる。

イ もっとも、本件犯行では、g地下鉄h駅を通る複数の路線で同時多発的にサリンの散布を実行し、同駅周辺を大混乱に陥れることが目的とされていたところ、決められた時刻に5本の電車内で一斉にサリンを散布するという犯行計画を円滑に実現するためには、実行役を決まった時間までに確実に乗車駅等へ送り届けることが必要不可欠であった。また、犯行後も、地下鉄の駅から出てきた実行役を速やかに現場から逃走させる必要がある上、実行役がサリンに被曝するなどして早急に救護を受けさせることが必要となる事態も十分に想定できたのである。

したがって、本件犯行計画の遂行に当たり、運転手役も必要不可欠なものとして重要な役割を担っていたことは明らかである。そして、このことは、被告人ら運転手役として選ばれた5名がいずれも古参の信者である上、一定水準以上の運転技術を有していたことから裏付けられるのである。

(2) 最終確認の意味

ア 最終確認の状況について、被告人は、O6が、強制捜査の妨害のために物をまくとした上、地下鉄の路線図や駅の構内図等を示しながら、実行役と運転手役の組み合わせ、担当路線、実行する駅、乗車すべき電車の位置などを指示し、官公庁又は警察方面に行く者がその車両から降りるはずであるなどと説明し、実行役1人当たりの散布するサリンの量が1リットルに増えること、一斉にまかないと実行役が逃げられなくなるため犯行時刻を午前8時に統一することなどを明らかにした旨供述しているところ、共犯者であるO7、O17、O19、O21らもほぼ同様の供述をしている。また、O6は、本件犯行の直前に正悟師に昇格したばかりで、ステージとしては被告人に劣後したものの、前認定のような本件犯行当時の被告人とAとの関係、当初のリムジン

謀議からO1と共に本件犯行の謀議に加わり、Aから直接に指示を受けながら随時共犯者らにその指示を伝えていたというO6の本件犯行への関与状況や、これと同時に並行的にその他の違法活動も積極的に遂行していたというO6の当時の活発な活動状況等に照らすと、このようなステージの違いは、O6から指示を受けた旨の被告人の供述に抵触するものとはいえない。したがって、被告人の上記供述は、高い信用性を認めることができる。

これに対し、O6の公判証言の中には、最終確認においてO6が共犯者らに対して指示したことを否定する趣旨の部分もあるが、他の共犯者らの供述に反するだけではなく、上記のようなO6の本件犯行への関与状況等に照らしても、O6の上記証言部分をそのまま信用することは困難である。

イ そこで、被告人の供述等を前提に検討を進めるに、O1は、O23らに対して具体的内容を伝えることもなく、東京に着いたらO6に連絡するようにとだけ指示して出発させており、そのため、被告人、O22及びO23はいずれも、犯行の具体的内容を全く知らされずにW5アジトにおける最終確認に臨まざるを得なかったのがあって、このことは、O6がこれらの者に対して犯行の細部を指示することが当初から予定されていたことをうかがわせるものである。そして、被告人の供述を中心とする共犯者らの供述から認められる最終確認の状況に加え、前示のような本件犯行における運転手役の役割の重要性も併せ考慮すると、この最終確認は、被告人ら新たに加わった運転手役に対して翌日の行動を具体的に指示することも併せてその目的としていたものと

優に認定することができる。ちなみに、被告人は、最終確認の際に、O6が、実行

役には路線の担当等について特に説明しなかったが、運転手役に対しては具体的に説明していた旨供述しているのである。

さらに、本件犯行は、異なる地下鉄の路線で一斉にサリンを散布するというものであり、実行役及び運転手役の全員について、犯行時刻はもとより、実行役が乗車する位置や降車駅についても確認して遺漏のないようにしておく必要性が高かったというべきところ、本件犯行に関し、その全員がそろって犯行計画全体の打ち合わせをしたのは、この最終確認の場しかなかったのであり、前示のような最終確認の状況も併せ考慮するならば、この最終確認が、運転手役及び実行役の全員について最終的に意思の統一を図り、翌日の犯行を計画どおり確実に実行するために実施されたものであるということもできる。

ウ そうすると、この最終確認は、本件犯行について、被告人、O22及びO23が他の共犯者ら全員と初めて意思の連絡を遂げ、実行役及び運転手役全員の最終的な意思統一を図るなど、本件犯行を計画どおり確実に実行する上で重要な意義を有していたことが明らかであるから、本件犯行における謀議としても重要なものであったと認めるのが相当である。

(3) その他被告人の加担状況

さらに、被告人は、本件犯行に際し、単なる運転手役にとどまらず、犯行に使用する車の調達や犯行後に実行犯の着用した衣類等を焼却するなどの証拠隠滅工作を行ったほか、送迎に際しても、実行役のO21を確実に送迎できるよう自らの判断で送り先の駅を変えたり、新聞の購入等の犯行の準備を手伝い、さらに、O21が犯行に及んでいる間には証拠物件の処理のために自主的にゴミ袋やペットボトル等を購入するなどしているのである。

この点、被告人は、運転手役を担当させられて下積みと思っただとも供述するが、被告人の本件犯行への加担状況、犯行後の興奮状態等に照らすと、被告人は、確実に本件犯行が遂行できるよう様々に配慮して自己に与えられた役割を忠実かつ積極的に実行したことは明らかである。

(4) 結論

以上みてきたような本件犯行における運転手役の役割、最終確認の意味、被告人の本件犯行への加担状況、さらに、AやO1の指示から最終確認に至る共同実行の意思の形成過程等をも総合すると、被告人は、最終確認において本件犯行の謀議に加わった後、自己の犯罪として本件犯行に積極的に加功したものと認められるから、被告人が本件犯行全体について共謀共同正犯の罪責を負うことは明らかであり、この点に関する弁護人らの主張も採用できない。

第3 適法行為の期待可能性の主張について

1 弁護人らは、被告人について、Aの指示に従い、グルであるAに対する帰依の実践として本件各犯行を行ったものであるが、教団の教義上、グルに対しては、絶対的かつ完璧な帰依が求められていたから、被告人には適法行為の期待可能性がなかった旨主張する。

2 しかしながら、前認定のように、被告人は、Aから犯行を指示された際に、その指示がすべて正しいと考えていたのではなく、被告人なりに抵抗感があつたり、Aが説明する犯行の理由に疑問を抱くようなことがあつたというのに、教団内の自分の立場やAとの関係を考慮して、これらの疑問や抵抗感を封じ込め、自ら犯行に加担することを決意して、常に積極的に犯行を敢行し続けたものである。したがって、被告人としては、その所属する教団の利益や自らの立場、その帰依すると称するAとの関係を優先させることによって、あえて適法行為を選択しなかったというほかなく、本件各犯行に際して、被告人が自由意思に基づき適法行為を自己決定することが不可能になる極限状況に追い込まれるような事情、すなわち、適法行為の期待可能性が否

定されるような事情は全くなかったというべきであるから、この点に関する弁護人らの主張も採用できない。

第4 死刑制度の合憲性について

1 弁護人らは、現行の死刑制度は、憲法36条の規定する残虐な刑罰に該当し、幸福追求権を定めた憲法13条にも違反する上、これを正当化する実質的な理由も認められないから、被告人に死刑を言い渡すことは許されない旨主張する。

2 しかしながら、死刑及びその執行方法を含む現行の死刑制度が、残虐な刑罰に当たらず、憲法13条にも違反しないことは、最高裁判所の累次の判例が示すところであるところ（昭和23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁、昭和26年4月18日大法廷判決・刑集5巻5号923頁、昭和36年7月19日大

法廷判決・刑集15巻7号1106頁等)、近時の死刑制度をめぐる国際的趨勢、その他弁護人らの指摘する諸事情を十分考慮しても、当裁判所は上記判例と見解を同じくするものであり、その変更の要を見出すことはできない。

したがって、この点に関する弁護人らの主張も採用できない。

第5 結 語

以上のとおりであって、弁護人らの主張は、いずれも理由がなく採用することができない。

【量刑の理由】

1 本件は、教団(X教)の最高幹部の1人であった被告人が、教団の代表者であるAや他の教団幹部らと共謀するなどして、脱会的意思を表明していた出家信者を教団施設内で殺害した殺人(判示第1, B事件)、教団批判の先頭に立っていた弁護士を妻子もろとも殺害した殺人(判示第2, C事件)、教団施設内に侵入した元出家信者を殺害した殺人(判示第3, D事件)、無差別大量殺人のため深夜の松本市内でサリンを散布して、7名を殺害し、4名に傷害を負わせた殺人、殺人未遂(判示第4, E事件)、公安警察のスパイとの疑いをかけられた出家信者を殺害し、その遺体を焼却した殺人、死体損壊(判示第5, F事件)、在家に戻りたいと脱走した信者を長期間教団施設内に拘束した監禁(判示第6, G監禁事件)、教団の敵対者とみなす人物

をVXを用いて次々に暗殺しようとして、1名を殺害し、2名に傷害を負わせた殺人、殺人未遂(判示第7, H1VX事件。判示第8, H2VX事件。判示第9, H3VX事件。総称してVX事件)、不特定多数の乗客等を殺害するため朝の通勤時間帯に東京都内の地下鉄3路線5本の電車内に一斉にサリンを散布して、12名を殺害し、14名に傷害を負わせた殺人、殺人未遂(判示第10の1ないし5, I事件)、全国に指名手配された教団信者をホテル等に匿うなどした犯人蔵匿、犯人隠秘(判示第11, P2蔵匿事件)の各事案である。

本件各犯行は、出家信者に家族との絶縁を強いるなどして社会との軋轢を深めた教団が、ハルマゲドンが迫っている、教団を弾圧する国家権力等に対抗する必要があるなどと説いて、サリン等を製造するなどの武装化を進め、やがて排他的で危険極まりない狂信的で反社会的な犯罪集団としての性格を明確にするに至った一連の過程において、指導者であるAの指示であれば、殺人すらも、悪業を積んだ者の魂を高い世界に転生させる救済になるなどとする極めて危険な教義を背景に、衆生の救済を標榜して、被告人を始めとする教団信者らにより相次いで敢行された一連の犯行である。このように、本件各犯行は、教団の反社会的な組織体質及び人間性を無視した教義内容に根ざすものであり、かつ、Aやその教義に帰依する多数の信者が関与して歯止めな

く多数回にわたり実行された、組織的、計画的で累行性の高い犯行である。さらに、教団に敵対する者ばかりでなく、Aの意に添わない者、更には教団に属しないすべての人々の生命や自由、権利や生活、意思や感情を全く顧みることなく、かつ、教団の組織防衛のためには手段を選ばず無軌道に敢行された、誠に非人間的かつ独善的な犯行であって、その態様、結果ともに犯罪史上稀にみる凶悪かつ重大な犯罪群である。

しかも、本件各犯行は、解脱や人類の救済を説き、現代社会の矛盾や人生の疑問に悩む多くの人々が救済を求めた宗教団体が、その教義の実践と称して、残虐非道な犯行、とりわけ無差別的なテロ行為を繰り返したものであって、我が国の社会に与えた衝撃や恐怖感はもとより、世界全体に与えた衝撃も誠に大きく、我が国の安全に対する信頼を大きく揺るがすものであったことがうかがわれる。

そして、被告人は、最古参の信者であり、かつ、教団の最高幹部の1人として、教団が関与した数多くの違法行為の中でもとりわけ殺人等の最も凶悪な部分に終始積極的に加担したものである。

2 以下、個別の犯行について、被告人の犯情を順次検討する(以下、項ごとに対象事件を「本件犯行」という。)

(1) B事件(判示第1の犯行)

ア(ア) B事件は、Aの指示の下、被告人ら教団信者らが、脱会的意思を表明した同じ教団信者のBが一般社会に戻った場合、事故死した別の信者の遺体を秘密裏に焼却して処分したというN1事件が露見するなどして、教団組織の拡大や宗教法人化に重大な支障となることを恐れて、教団やAに敵対する者を排除してその口封じを図るためにBを殺害したものである。このように、教団の違法行為を隠蔽し教団の利益を守るためにはBの生命を奪うことも厭わないというAや被告人を始めと

する共犯者らの動機ないし姿勢は、冷酷で非人間的かつ自己中心的なものである。
(イ) この点、被告人は、謀議の際に、Aから「ポアするしかない。」と殺害を指示されて、Bが悪業を積む前に殺害した方がその転生の観点からも望ましいと考え、より高い世界に魂を移し変える意味の「ポア」と考えて本件犯行に加担することを決めたなどとして、本件犯行には教義上の積極的な意義があると信じていたかのような供述もしているところ、ポアに関するAの説法内容等を背景として、被告人らがそれぞれに本件犯行を正当化し自らを納得させる上でこのような宗教的意義付けに頼ったこともうかがわれる。

しかしながら、被告人は、謀議の当初は、Aが本当に殺人を決意しているのか半信半疑であった、殺害を命ぜられた後も、BがO2の説得に応じて翻意しておれば殺害しなかったと思う、本件犯行後に茫然自失となって激しく動揺したなども供述している。すなわち、被告人としても、本件犯行には教義上積極的に実現すべき価値があるとして本件犯行への加担を決意したものとは認められないのである。

したがって、被告人の上記供述は、本件犯行の目的に関する前記認定を左右するものではない。しかも、Aが口を閉ざし、他の共犯者らも本件犯行の正当性を否定するに至った現在もなお、このように自己の正当化を図ろうとし続ける被告人の姿勢は、非業の死を遂げたBの無念さやその遺族の心境を思うとき、本件犯行の悪質さや自ら犯した罪の重大さを直視しようとしめないものとして、厳しい非難に値する。

イ また、犯行の態様についてみても、被告人らは、コンテナ内に閉じ込められ手足を縛られて抵抗できない状態にあったBに対し、更に目隠しをし、「尊師のところに行きましょう。」と言って油断させた上、いきなりロープをBの頸部に巻いて左右から4人がかりで絞め付け、さらに、被告人が、必死に暴れて抵抗するBの頭部を両手で上下から挟むようにして押さえ付けた上、その頸部を強く捻るなどしてとどめを刺しており、その態様は、卑劣かつ一方的で、あくまでもBを殺害しようとする誠に執ようかつ残忍なものである。

ウ Bは、出家までして教団やAを信じていたところ、在家に戻りたいとの思いを抱いたばかりに、同じ教団信者で修行の先達でもあった被告人らによって、わずか21歳という春秋に富む若さでいきなり無惨にもその生命を奪われており、その感じたであろう恐怖感や無念さは計り知れないものがあって、結果は重大である。もとより、Bが、コンテナ内に拘束されて四六時中無理やりAの説法テープを聴かされる中で、Aを殺してやるなどと口走ったことがあったとしても、それが、このように残忍な殺害を甘受すべき落ち度と評価できないことはいまでもない。

エ さらに、被告人らは、殺害後、Bの遺体をドラム缶に入れ、骨を溶けやすくするために酢まで入れて、数時間にわたり灯油で焼却した上、その遺灰を教団施設内にまき散らしている。しかも、本件の発覚が犯行から数年を経過した後であったこともあって、Bの遺族は一片の遺骨や遺灰すらも手にすることができず、その命日さえ確定できない状態が続いており、その被った衝撃や悲嘆の深さは察するに余りあるが、被告人は、何らの慰謝の措置も講じようとしていないばかりか、前記のように自己の正当化を強弁し続けているのである。

オ そして、被告人は、本件犯行の際に、自らロープを準備し、Bに目隠しをした上、他の共犯者らと共にロープを引っ張っただけでなく、苦しんで暴れるBに対し、自らその頸部を捻ってとどめを刺しているのである。このように、被告人は、他の共犯者らより積極的に実行行為を行い、B死亡の結果実現に向けて最も力を尽くしたものであって、他の実行犯と比較しても、被告人の責任は重大というべきである。

(2) C事件(判示第2の各犯行)

ア C事件は、Aの指示の下、被告人ら教団信者らが、教団の在り方を批判する運動を積極的に進めてきたC1の活動に対する敵意や危機感を背景として、教団を守り、教団を挙げて取り組んでいた衆議院選挙に対する悪影響を回避するためにその活動を止めさせようとして、C1を殺害したものであるところ、もとよりC1の活動内容には何ら非難を受けるべき事情は見出せない。にもかかわらず、Aや被告人らは、批判の対象とされた教団の問題点を省みることもなく、C一家3名を皆殺しにするに及んでいるのであって、正当化する余地は全くなく、人倫に反する短絡的で誠に独善的な犯行である。とりわけ、C1が在宅することが判明するや、Aは、即座に、家族もろとも皆殺しにするよう計画を変更し、被告人らも、若干の躊躇は覚えながらも、特

段の疑問や異論を差し挟むことなくその指示に従ったものであって、人命軽視も甚だしく冷酷無比な犯行である。

イ また、被告人らは、首謀者であるAとの間で、犯行の具体的方法、役割の分担、犯行後の罪証隠滅方法まで謀議を遂げた上、犯行に使用する自動車、薬物、変装用の衣類等に至るまで事前に用意し、手分けして長時間にわたり待ち伏せし、C方の様子をうかがうなどして犯行に及んだものである。したがって、その間に、C1の帰宅途中を襲うという当初の計画が、深夜C方に入り込んで家族も一緒に殺害することに変更されたという経緯はあったものの、周到な準備に基づく組織的、計画的な犯行というべきである。

ウ 犯行の態様についてみても、武道の心得のある者を含む被告人ら屈強な男6名が、深夜寝静まった中を大挙してC方に忍び込み、いきなり就寝中のC1ら3名に襲いかかって押さえ付け、必死に抵抗するC1やC2に対して、こもごも殴打し、塩化カリウムを注射し、首を絞めるなどし、さらに、抵抗できるはずもないわずか1歳のC3に対しても首を絞めるなどの暴行を加えて、いずれも絶命させるに至ったものである。このように、犯行態様は、確固たる殺意に基づく苛烈かつ執ようで凶暴かつ残忍なものであり、最も安全であるべき居宅内で深夜に無防備の被害者らを突然襲うなど、卑怯かつ陰湿でもあり、その状況は言いようもなく凄惨である。

エ さらに、被告人らは、犯行後、C1ら3名の遺体を布団ごと搬出し、官憲からの発覚を免れるため、あえて3名の遺体をそれぞれ別の県の山中に埋め、歯形からの人定を防ぐためにC1の遺体の歯につるはしを振るったり、3名の着衣や布団、犯行時使用した車のシートを焼却するなどした上、犯行時に手袋をしていなかった共犯者には手術を施して指紋を消去することまでしている。

このように、被告人らが徹底的な罪証隠滅工作に及んだため、3名の遺体が発見されるまでに本件犯行から5年以上も経過することとなり、遺体はいずれも死蝸化し、一部は白骨化するに至っていた。しかも、Aや被告人を含む教団幹部らは、教団に対する追及をかわすため、犯行後間もなく外国に脱出した上、教団の関与を否定する記者会見を行っただけでなく、C1らの失踪は、教団にダメージを与えようとした者の仕組んだ陰謀であるなどと主張し続けたのであって、犯行後の教団や被告人らの対応も、卑劣で厚顔かつ恥知らずなものである。

オ もとより、本件は、結果においても誠に重大である。

(ア) C1は、昭和62年4月、高校時代からの夢であった弁護士となって活動を開始し、妻C2との間に昭和63年8月に長男C3を授かり、両名にとっては正に人生の新たな出発を切ったばかりであった。しかるに、C1らは、自宅内に深夜突然侵入してきた被告人らによって就寝中を襲われ、いきなり前記のような苛烈かつ執ような暴行を加えられており、その受けた肉体的苦痛はもとより、その衝撃や恐怖感は想像に難くない。しかも、C1やC2が必死に抵抗し、さらに、C2が「子供だけはお願い。」と懸命に幼子の助命を求めたにもかかわらず、家族3名が共に無惨にも殺害されるに至ったのであって、C1やC2の無念さは計り知れず、また、生後わずか1年2か月余りでその生命を絶たれたC3も、痛ましい限りである。

(イ) 本件犯行後、C1らの遺族は、数年にわたって3名の安否すら分からない状態に置かれたため、精力的に救出活動を行い、C3が学齢に達する時期には、いつでも復帰できるよう小学校の入学式に出席するなど、3名の生存のみを願い、物心両面の多大な負担に耐えた挙げ句に、3名が変わり果てた姿で発見されるという最悪の悲報に接したのであって、その精神的打撃や悲しみの深さも多大のものがある。そして、C2の父親は、当公判廷に出廷した上、当然死刑であってしかるべきである、それ以外にはあり得ない旨述べて、被告人に対する峻烈な処罰感情を示しているのである。

(ウ) しかるに、被告人は、現在に至るまで何らの慰謝の措置を講じようとしないうばかりか、当公判廷において、被害者の遺族はそのような憎しみの感情を持つがゆえに苦しんでいるなどと強弁して、自らの罪深さや自らの手で引き起こした悲惨な事態、それが遺族に与える衝撃や苦痛から目を背け、あえて遺族の心情を殊更傷付けるような態度に終始しているのである。

(エ) また、本件は、弁護士一家が突然行方不明になったとして、社会的に大きな関心を集めた末に、弁護士としての業務が原因となって、一家全員が惨殺されていたことが明らかになったものであり、社会や法曹界に与えた衝撃や不安感も決して看過できないものがある。

カ　ところで、被告人は、自分がC1の殺害を承諾したのは、同人にこれ以上悪業を積ませずに、グルとの縁を生じさせ、より良い転生を遂げさせるためであり、その家族の殺害を承諾したのは、どのような形であれ、Aと縁ができれば解脱への近道である旨思ったからであるなどと述べて、本件犯行にも教義上積極的な意義があり、そのためあえて犯行に及んだかのような供述をする。

しかしながら、Aは、犯行後、被告人ら実行犯に独房修行を命じて他の信者と隔離した上、C一家の家族も悪業を積んでいたとして、事後的に本件犯行を正当化する趣旨の説法を聞かせたり、六法を持ち出して、犯行が露見すれば全員死刑になる旨告げたりしたほか、犯行後に下向したO3から、本件犯行を暴露する姿勢を示されるや、「いくら欲しいんだ。」などと言って830万円という大金を支払うなど、なりふり構わぬ口止め工作に及んでいる。さらに、前にみたような犯行態様の凶暴さや残忍さ、犯行後の徹底的かつ執ような罪証隠滅工作も併せ考慮すれば、Aのみならず被告人らにおいても、本件犯行がいかなる意味でも正当化する余地がないと認識していたことが強くうかがわれる。

そのうえ、被告人は、当公判廷において、C方に入るときに躊躇を捨てたなどと述べて、それ以前には殺害行為に及ぶことについて躊躇を捨て切れなかったことをうかがわせる供述をしているほか、犯行後は精神状態が不安定になったことも認めているのであって、被告人の供述を前提としても、被告人が自己の行為に積極的な意義があるとの確信をもって犯行に及んだものでないことは明らかである。しかも、Aと縁ができるという説明は、結果的にそうなるというにすぎず、C2やC3を殺害すべき積極的な理由付けとなり得るものではない。

結局、被告人の上記供述もまた、自己の行為を正当化し自らを納得させるために事後に作出した弁解にすぎず、本件犯行の目的に関する前記認定を左右するものではないことはもちろん、被告人自身も、このような理由から本件犯行への加担を決意したものは到底認められないのである。

キ　そして、被告人は、Aとの謀議から犯行後の罪証隠滅工作まで、本件犯行に終始一貫して関与しているところ、Aから、C1の殺害を指示されるや、直ちにこれを承諾し、その後、家族もろとも殺害する旨計画が変更されても、さほど逡巡することもなくその指示に従うことにした上、犯行に際しては、O2に次いでC方に入り、いきなりC2に襲いかかって実行行為の口火を切り、その身体の上に乗りにかけて口をふさぐなどし、次いで、既にO5に襲われて瀕死の状態にあったC3を認め、何らの躊躇を覚えることもなく、その頸部を手で絞め圧迫してとどめを刺したものである。このように、被告人は、本件犯行において、実行犯の中心人物の1人として重要な役割を積極的に果たしたものであり、その責任は、実行行為に及んだ他の共犯者らと同様に極めて重大である。

(3) D事件（判示第3の犯行）

ア　D事件は、Aの指示の下、被告人ら教団信者らが、適切な治療も施されずに意識の有無も明確でないまま放置された母親のN2を救出しようとした元信者のN3と共謀の上、N3と共にN2を救出しようとして教団施設内に忍び込んだ元信者のDにつき、A及び教団に刃向かう者に対する私的制裁として殺害したものであり、教団の閉鎖性、排他性を背景に、教団に敵対しようとする者の生命を奪ってでも制裁を加えようとする独善的で凶悪かつ冷酷な犯行である。しかも、本件では、Dと共に教団に侵入してきたN3に対し、その命と引き換えにDを殺害することを承諾させ、実際に強いて実行させているのであって、N3の弱みに付け込みその心をもてあそんで犯行に巻き込む陰湿かつ非情な犯行でもある。

イ　そして、被告人らは、Dが教団信者らに催涙スプレーを噴射したとして、Aの指示に従い、Dの頭部にかぶせたビニール袋の中に催涙スプレーを噴射して、多大の苦痛を与えた上、Dが、苦しさから手錠を外しビニール袋を取るなど必死に抵抗し、取り押さえられた後も「悪いことしないよう。嫌だよう。」などと懸命に嘆願しているのに、なおも数名で押さえ付け、その頸部をロープで絞め上げて窒息死させたのであって、その態様は、残忍かつ凶暴で執ようなものである。

ウ　また、犯行の結果も重大である。

(ア) Dは、前記のような苦痛にさいなまれながら、未だ29歳の若さで、共に教団に侵入したN3の手によりその生命を奪われただけでなく、その遺体は、マイクロ波を用いた特殊な焼却装置で焼却されたのであって、Dの感じたであろう恐怖や苦痛、無念さは計り知れないものがある。また、長年苦勞を重ね女手一つで育て上げた一人息子を殺害され、一片の遺灰すらも残されていない母親ら残された遺族

の悲嘆も察するに余りある。ところが、被告人は、何らの慰謝の措置も講じようとしておらず、Dの母親は、Aや被告人らに対し、単純に死刑にしたのでは飽き足りないとして、厳しい処罰感情を吐露している。

(イ) さらに、N3は、本件犯行に強いて巻き込まれ、殺人罪として有罪判決を受けることを余儀なくされたのである。

エ 加えて、被告人らは、Dの遺体を徹底的に焼却して罪証隠滅を図った上、犯行の露見を恐れて教団に近寄らなくなったN3の行方を追求し、教団施設に拉致しようとしたほか、Dの死亡を隠匿するために、遺族の下を訪れて、Dが教団の金を持ち逃げした、Dの行方を捜しているなどと虚言を弄するまでしたことがうかがわれるのであって、犯行後の情状も劣悪である。

オ なお、被告人は、当公判廷において、Dにこれ以上悪業を積ませないようにするとか、Aと縁が深くなって速やかな救済につながると思って、D殺害に賛成したとも述べている。

しかしながら、本件犯行態様の残忍さ、被告人の積極的な加担状況、犯行にN3を巻き込んでいることなどに照らすと、被告人が、私的な制裁以外の何者でもないことを認識しながら、積極的に本件犯行の実現に努めたことは明らかである。

しかも、Aも、犯行後に、N3が他言していないか確かめるとしてその拉致を指示するなど、犯行の露見を免れようとする姿勢に終始しているほか、犯行直後には、妻であるO11に対し、「知子には見せたくなかった。」と述べて、本件犯行が教団内でも正当化できない後ろ暗いものであることを臭わせているのである。

そうすると、被告人の上記供述は、犯行後に作出した弁解にすぎないとみるほかはなく、到底信用することができない。

カ そして、被告人は、教団施設内に侵入してきたDらを取り押さえてAに報告し、Aが、Dらをボアする旨提案した際には、O1に次いで殺害に賛同して、共謀の時点から他の共犯者らをリードしている。さらに、被告人は、犯行に際して、シート等を準備したほか、N3に自ら考案した殺害方法を教示して、そのとおり実行させたり、犯行後も、N3に口止めをしたり、N3を拉致しようとした際にも参加しているのである。このように、被告人は、本件犯行のすべての過程に積極的に関与するなど、重要かつ不可欠な役割を果たしており、その責任は重大といわなければならない。

(4) E事件(判示第4の犯行)

ア E事件は、Aの指示の下、被告人ら教団信者らが、第1次的には、教団内でひそかに製造したサリンの殺傷能力を確認するために、第2次的には、長野地裁松本支部の裁判官等を殺傷して、当時、同支部に係属していた教団を被告とする民事訴訟で教団に不利益な判決が出ることを回避するために、夜間、松本市内にある裁判所宿舎近くの住宅地でサリンを噴霧発散させて、その近隣の住民多数を殺傷したものである。

このうち第1次的な目的であるサリンの殺傷能力を確認しようとした点は、化学兵器として高度の殺傷能力を有するサリンをあたかも玩具のように扱い、一般市民を虫けら同然にその実験道具としようとするものであって、人命を軽視し人倫に真っ向から挑戦するおぞましいばかりに冷酷、非道なものであり、教団に属しない者の生命や人生に何らの価値をも認めない独善性も顕著である。さらに、その犯行がもたらす災厄、とりわけ被害者やその家族らの被るべき甚大な打撃や損害、痛ましいまでの心情に対する想像力や洞察力、共感や同情心を決定的に欠いた非人間的な犯行というべきである。しかも、その背景には、教団がハルマゲドンに備えて武装化を図るといった流れがあったものであるが、その武装化なるものも、前にみたとおり、具体的な戦略や

現実認識を欠いた空想的なものでしかなかったというのに、何の必然性も明確な見通しもないまま、この武装化なるもののためにサリンを製造し、その殺傷能力を確認するためにサリンを散布するという発想自体、反社会的であることはもとより、結果の重大性と対比するとき、余りにも稚拙かつ短絡的で、愚劣としかいいようがない。

第2次的な目的である民事訴訟の妨害も、教団側の主張が裁判所の理解を得られないとみるや、裁判官を殺害してまで教団に不利益な判決が出ることを妨害しようとしたものであり、これまた短絡的で人命軽視であるだけでなく、司法制度を根底から否定しようとするものであって、厳しい非難に値する。

本件は、教団が犯した一連の犯罪の中でも、最初に結果の生じた無差別大量殺人であって、極めて非人道的であることはもとより、教団を止めどなく犯罪や無差別

的な大量殺りくを完遂するしかない破滅的な道に方向付けた意味においても、重要な位置を占めるものである。

イ 次に、犯行態様についてみるに、サリンは人の殺傷のみを目的に開発された極めて毒性の強い化学兵器であり、このような毒物をひそかに製造して犯行の手段とすること自体、誠に悪質である。そして、教団では、あらかじめ大金を投じ、教団の技術力等を駆使してサリンを製造し、本件犯行のためにトラックを改造してサリン噴霧車を製作するなど、大がかりな準備を行っている。さらに、被告人ら実行犯らは、数度にわたり松本市内の下見をし、偽造ナンバープレート、サリン中毒の治療薬、防毒マスク等を準備しているほか、武道の心得のある者を警察官等が駆け付けた場合の警備役として、医師の資格のある者を治療役としてそれぞれ実行犯に加えているのであって、本件は、正に組織的かつ計画的で極めて残虐な犯行であるとともに、被告人ら

の安全のみに配慮した極めて卑劣かつ陰湿な犯行でもある。また、被告人らは、約12リットルという大量のサリンを噴霧発散させて、多数の人家が密集する住宅街一帯に散布していて、風向き次第では、付近住民の誰にも死傷の結果の生ずる危険性があったのであり、本件犯行の無差別性も顕著である。

ウ さらに、本件犯行によって7名の住民が死亡し、起訴されているだけでも4名の住民が重篤な傷害を負っていて、犯行の結果は余りにも重大である。

もとより、被害者らは、平穩に日常生活を営んでいた一般市民であって、教団とは何らの関係もなく、このような被害を被るべき理由も有りようは無い。にもかかわらず、死亡した被害者は、突然原因も分からないまま、激しい苦悶のうちに意識を失い、無惨で不条理な最期を迎えたことがうかがわれるのであり、その無念さは計り知れない。また、幸いにも一命を取り留めた被害者も、犯行後直ちに入院を強いられ、苦痛や不安に苛まれた上、長期間にわたる加療を余儀なくされており、その被った衝撃や精神的、肉体的苦痛は甚大である。とりわけ、被害者の1名は、蘇生後脳症のため、現在に至るまで意識が戻らず、すべての随意的運動も失われ、回復の見込みも立たないまま、日常生活のすべてを介助に頼る状態が続いている。

そして、突然理不尽にも肉親である被害者を失った遺族らの受けた精神的打撃は大きく悲しみも誠に深いのであって、処罰感情も峻厳である。この点、勤務の都合から単身松本市内に居住し、26歳の若さで死亡した被害者の遺族は、当公判廷に出廷し、私だけではなく他の多くの方が悲しんだり苦しんだりしているということ、今日から再確認していただきたいと述べた上、被告人に対する極刑を求めている。また、上記重傷を負った被害者の夫は、同人自身も長期間の加療を余儀なくされた上、証言時にも望みを捨てることなく、意識の戻らない妻の元に毎日通っているというのであり、その心中は察するに余りある。その他、一命を取り留めた被害者らの処罰感情はいずれも厳しいものがあるが、被告人は現在に至るまで何らの慰謝の措置も講じよう

とはしていないのである。

エ 本件は、平穩な住宅街で突然に多数の死傷者が発生した毒ガス事件として、大きな社会的不安を惹起し、サリンが検出されるまでは、被害者の死因も確定されなかったことがうかがわれる。その後、サリンが原因であることが判明し、軍事用の化学兵器が一般市民に対して用いられたことが明らかとなって、社会に大きな衝撃や恐怖感を与えており、これらの点も、量刑上、決して看過できない事情である。

オ 被告人は、教団での警備関係の責任者として警備役の共犯者らに指示を与える立場にあったところ、これらの者に連絡を取って犯行に参加させ、噴霧車に改造するためのトラックを調達し、自発的に下見を行って、運転手役の共犯者に事前に予定の道筋をたどらせるなど、準備行為の重要部分に関与している。さらに、犯行当日も、実行犯らの出発が遅れて、裁判所を標的とする当初の計画が実行不可能となるや、標的を裁判所宿舎に変更することを提案しているのであって、被告人なくしては、本件の悲惨な結果は発生していなかったというべきである。しかも、被告人は、実行犯の中では、O1に次いで教団内の地位が高く、他の共犯者らからは、O1と並んでリーダー的な地位にある者と認識され、実際、その自覚をもって積極的に本件犯行に当た

っていたことがうかがわれる。

このように、被告人は、本件犯行に関しては、A、O1に次ぐ責任を負うべきところ、結果の重大性、犯行の悪質性に加え、被告人自身が本件犯行に先立つテロ未

遂事件においてサリンに被曝して瀕死の重傷を負い、その毒性や殺傷能力、被曝した際の苦しさ等を身をもって体験していたことも考慮すると、その責任は極めて重大といわなければならない。

(5) F事件(判示第5の犯行)

ア F事件は、Aが、教団の組織防衛と教団の敵対者と目する者に対する敵がい心から、技術や経験のない者によるポリグラフ検査等といった信頼性の低い情報に基づきFを公安のスパイと決め付けて、教団に敵対する者として短絡的に殺害を命じ、これを受けて、被告人ら教団信者らがFを苛烈な拷問の末に殺害して、その遺体をマイクロ波で加熱焼却したものである。このように、本件犯行は、その動機に酌量の余地が全くないことはもとより、教団信者であってもAの意に添わないとみるや、慎重に真相を見極めようとししないで宿敵のように敵視し、その生命や人生には何らの価値をも認めず、その遺体さえも罪証隠滅のために焼き尽くしているのであり、誠に短慮にして理不尽かつ非情な犯行である。

イ そして、被告人らは、Fに対し、Aの警備担当になるための試験をするなどと嘘をつき、手錠等で両手足や胴体を椅子に固定してその身体の自由を奪い、被告人及びその部下のO7が、待ち針を足の爪の間に刺したり、熱した焼きごてを身体に押し当てるなどの執ようかつ苛烈な拷問を長時間にわたり加えた上、2人がかりで、既に気絶し抗拒不能の状態にあったFの頸部にかけたロープを力一杯引っ張って絞殺しており、その態様は凄惨かつ残忍である。

ウ ところが、Fが教団に対するスパイであったと認めるに足りる事情はなく、拷問の結果、被告人自身も、スパイではないと思うに至ったというのである。このように、Fは、全く身に覚えのないスパイ容疑をかけられ、法友として信じていた被告人らから、一方的に苛烈な拷問を加えられた末に27歳の若さで無惨にも殺害されたのであり、誠に不条理というほかなく、その被った精神的、肉体的苦痛は誠に甚大であり、その無念さは計り知れないものがある。また、Fは、拷問によって息も絶え絶えになりながら、あなたは他人の心を読む力があるのだから私の心を読んでくださいなどと、最後まで被告人にすぎり、自己の潔白を訴えていたものであって、哀れというほかない。さらに、その遺族は、Fの生死さえ明らかにならないまま数年を経過した

後、遺骨や遺灰さえ全く残されないまま本件のような無惨な最期を知らされたのであり、その悲痛や怒りは察するに余りあるが、被告人は現在に至るまで何らの慰謝の措置も講じようとしていないのである。したがって、本件の結果も重大である。

エ 被告人は、Aから直接に指示を受け、FがスパイであるとのAの言に疑問を抱いたにもかかわらず、自治省大臣として教団内のスパイ摘発を担当していた自負や面子、Aに対する帰依の姿勢から、無条件にその指示に従うこととし、Fの拷問からその殺害、遺体の焼却に至るまで、その一連の犯行を終始主導したものである。しかも、被告人は、O7に拷問を加えさせた上、物足りないともみるや、自らも一層苛烈な拷問を加え、殺害の際も、O7より遙かに強い力でロープを引っ張ったものであって、被告人の行為は、無慈悲で余りにも残忍である。

したがって、本件犯行に関し、被告人は、実行犯の中で最も重い責任を負うべき立場にあることは明らかであって、その責任は誠に重大である。

(6) G監禁事件(判示第6の犯行)

ア G監禁事件は、被告人が、出家信者の管理を所掌事務とする自治省の大臣として、同省に所属する部下の教団信者らと共に、在家に戻る意思を表明し数度にわたり脱走行為を繰り返していたGの下向を阻止するために無理矢理教団施設内に監禁したもので、被害者の意思を無視した誠に身勝手な組織的犯行であり、教団の閉鎖性、排他性を如実に示す犯行でもある。

イ そして、監禁の期間は3か月近くに及び、その態様も、男2人がかりでGを力尽くで車に乗せて監禁を開始し、その後も、手錠等を掛けたまま、教団施設内の独房として用いていた小部屋やコンテナ内で、室内が40度を超えるような高温になり、糞尿を携帯用トイレに溜めるような非衛生的環境の中で、十分な食事も与えないまま、常時監視を付けて閉じ込め続けたというのであり、態様は誠に非人道的かつ悪質なものであり、Gが被った精神的、肉体的な苦痛は甚大である。しかも、被告人は、自治省大臣として同種の逮捕監禁等を日常的に繰り返していたことがうかがわれる上、本件では、監禁中に薬物を使ってGを洗脳しようとしたことが認められ、犯情も劣悪である。

なお、被告人は、上記コンテナの全体的管理はO21ら治療省の所管事項であり、自分たちはその治療の間に身柄を預かっていたにすぎないとも述べるが、被告人ら

自治省関係者が閉じ込められた信者を現実に管理していたことは明らかであり、仮に被告人の述べるような事情があったにしても、被告人らの刑責を何ら減ずるものではない。

ウ 被告人は、自治省大臣として本件犯行の責任者であった上、監禁の開始時や、被害者をコンテナから解放した際など、本件犯行の要諦に直接関与しているのであり、被告人は、本件犯行の首謀者として、最も重い責任を負う。

(7) VX事件(判示第7ないし9の各犯行)

ア 一連のVX事件は、教団に敵対し若しくは教団の活動を阻害する者又はAがそのように考えた者について、実態を慎重に調査解明したり、冷静に交渉したり、あるいは必要に応じて法的手段を採ることもなく、いきなり抹殺しようとして暗殺という手段に訴えたものであり、短絡的かつ近視眼的であるとともに、生命の価値を一顧だにすることなく教団の利益やAの意向のみを優先させた独善的で冷酷かつ凶悪な犯行である。しかも、Aは、その当時、100人くらい変死すれば教団を非難する者がいなくなるだろう、1週間に1人をノルマにしようかなどと言って、大量殺人の意図を示唆し、現に、被告人らに命じて同種のテロ行為を繰り返させていたのである。このように、本件各犯行は、その累行性が認められるばかりでなく、テロ行為を繰り返す

て社会不安を煽り、教団に対する社会的批判や反対運動を封じ込めようとするもので、陰湿かつ卑劣でその反社会性も明らかである。

イ 次に、犯行態様についてみるに、まず、VXは、化学兵器として開発された人の神経伝達機能に障害を与えて死亡に至らせるサリンよりも毒性の強い神経剤であるが、本件各犯行当時は、その存在がほとんど知られていなかったものである。そのため、VXによる被害を受けても、医師が受傷の原因を確定して適切な治療を講じることが困難な状態にあったことがうかがわれるのであり、このような毒物をひそかに製造して犯行の手段とすること自体、誠に悪質である。

そして、被告人らは、いずれの犯行の際も、事前に被害者の住所や行動等を調査し、犯行方法等を検討するなどの周到な準備をした上、VXを被害者にかける実行役、その補助役、見張り役等の役割分担を決めて犯行に臨んでおり、その組織性、計画性は顕著である。しかも、犯行に際しては、ジョギングを装うなどして被害者の背後に接近し、おとり役が被害者の気をそらしている間に注射器に入った毒薬のVXを後頸部等にかけて逃走するなど、その態様は、大胆かつ巧妙で凶悪なものであり、また、H1 VX事件では、襲撃に失敗してもなおVXを作り直して犯行を繰り返すなど、執ようでもある。

ウ もとより、本件各犯行の結果は誠に重大である。

(ア) H2は、突如通勤途上を襲われて、直後に路上に昏倒し、救急車が駆け付けたときは既に瀕死の状態に陥っており、その後も意識を回復することなく、28歳の若さで死亡するに至っている。また、H1及びH3はいずれも、救急医療により一命は取り留めたものの、それぞれに約2か月間の加療を要する重傷を負い、病院に搬送された直後は、高度の意識障害に陥って、医師が家族に99パーセント助からないと告げるなど、生命の危険が正に切迫した状況にあったものである。

(イ) 被害者らにはいずれも本件のような被害を甘受すべき落ち度は全く認められない。とりわけH2は、何ら確たる根拠もなく公安警察のスパイと決め付けられて標的とされたもので理不尽というほかなく、その無念さは計り知れない。また、幸い一命を取りとめた被害者らも、長期間の加療を強いられるなど、その被った肉体的、精神的苦痛は甚大である。当然のことながら、被害者らや遺族らの処罰感情は厳しく、濱口の遺族は、証人尋問において、被告人には死をもって償ってもらいたいと述べ、H1及びH3も、謝罪の態度を示すことのない被告人については極刑を望まざるを得ないなどと述べている。しかるに、被告人は現在に至るまで何らの感謝の措置も講じようとしていないのである。

エ(ア) 被告人は、本件各犯行のいずれについても、O6と共に実行グループを指揮統括する立場にあったことがうかがわれる。

(イ) この点、被告人は、本件各犯行に先立つT10ホスゲン事件の際に、Aから、「実質的なステージはO6の方が上である。」と言われ、H1 VX事件では、最初の謀議で、「おまえはO6に従え。」と指示された上、犯行結果の報告方法に関して厳しい叱責を受け、その後、Aから、「おまえは大乘的思考で、O6は秘密金剛乗であるから、O6の決定におまえは口を出すな。」と指示された旨述べて、同事件後は、自分の立場が実質的にはO6に劣後するようになったとも供述している。

しかしながら、このような被告人の供述を前提としても、被告人は、自分の部下であった実行役のO14を何かと力付け、H1VX事件及びH2VX事件では、O14と共に被害者に走り寄っておとり役を務めるなどしており、本件各犯行の実行に当たって不可欠で重要な役割を果たしている。また、被告人は、いずれの謀議にも立ち会い、Aから直接指示を受けて他の共犯者らに連絡し犯行に関与させるなどしている上、H1VX事件ではO14を実行役とすることにつきAの了解を取り付け、濱口事件では、O6より先に大阪に乗り込んで下見等を行い、H3VX事件では、犯行の予行練習を行うなど、実行グループを指揮統括する立場から、犯行の遂行に積極的に関与したものである。

(ウ) そうすると、被告人の述べるような当時のO6との関係を考慮しても、本件各犯行における被告人の責任は、誠に重大といわなければならない。

(8) I事件(判示第10の犯行)

ア I事件は、Aの指示の下、被告人ら教団信者らが、E事件やJ事件に関して教団の関与が疑われるようになり、近い将来、教団に強制捜査が入るとの危惧を強め、教団が敢行してきた累次の犯罪の露見を恐れて、阪神大震災に類するような大事件を起こして警察の目をそらし強制捜査を阻止しようとして、東京都心の地下鉄の電車内に同時多発的にサリンを散布して、乗客ら多数を殺傷したものである。

このように、本件は、E事件と同様に、サリンを用いた無差別大量殺りく事件として、正に人命を軽視し人倫に反する冷酷、非道で非人間的な犯行である。しかも、本件当時、Aは、武装革命を標榜するなど、国家や社会に対する狂信的なまでの敵意を示しており、本件犯行も、そのような敵意を背景として、通勤時間帯の真の直中に、東京都心の官庁街にある地下鉄の駅に向かう電車5台で同時多発的に大量のサリンを散布して、首都の中心部を未曾有の大混乱に陥れようとしたものであり、社会の秩序や安全を根底から覆そうとする極めて反社会性の高い犯罪である。

そして、本件犯行は、Aが、専ら教団による累次の犯罪行為の露見を恐れて、特段の戦略や具体的な戦術もないままに指示したものであり、このように、教団の組織防衛のためには、教団とは何の関わりもない不特定多数の人々の生命の尊厳を抹殺するような無差別大量殺人をその場しのぎに場当たりに決断実行するという姿勢は、稚拙かつ短絡的で卑劣かつ身勝手極まりないものである。しかも、被告人らは、手段を選ばず教団に対する捜査をかく乱し妨害しようとするなど、刑事司法作用を妨げ否定しようともしており、厳しい非難に値する。

イ また、本件犯行は、化学兵器である毒ガスサリンを一般市民を対象に無差別に散布して多数の死傷者を生じさせ、首都の中心部の機能が一時期停止するほどの大混乱を惹起しており、その残虐さ、結果の重大さ、我が国のみならず国際社会に与えた衝撃の大きさ等において、我が国の犯罪史上類例を見ない凶悪かつ大規模な犯行である。しかも、国民一般に与えた恐怖感、無差別テロに対する不安感は甚大であり、我が国の治安や社会の安全に対する信頼をも大きく揺るがせたという意味において、本件犯行の社会に与えた悪影響は、現在に至るまで深刻である。

ウ さらに、本件犯行は、再び極めて強い毒性を有する化学兵器であるサリンが用いられたという点において、まず、悪質極まりない。そして、被告人を含む共犯者らは、Aの指示からわずか2日の間に、サリンを製造し、O1及びO6を中心に、合計10名に上る実行役やその送迎担当の運転手役らの間で順次謀議を重ね、より重大な結果を惹起すべく、あえて乗客の多い平日の通勤時間帯を犯行時刻に選び、霞が関に通勤する警察関係者により大きな打撃を与えようとして、実行場所、実行時刻、乗車車両等を細かく検討し、さらに、実行役の確実な逃走等を図るために一斉に犯行に及ぶことを決めるなど、綿密な計画を練っている。さらに、あらかじめサリンを袋詰めにし、犯行に使用する自動車や変装用衣類、予防薬等を調達し、サリン散布の予行練習や現場の下見を行うなど周到な準備も行っている。そして、被告人らは、計画どおりに通勤客で混雑する平日の朝8時ころ、5本の地下鉄電車内で一斉にサリンの入ったビニール袋を傘で突き刺して、閉鎖された地下空間内にサリンを大量に漏出発散させて同時多発的に無差別大量殺人に及び、犯行後、実行役らは、運転手役らの運転する車で直ちに現場から離脱しているのである。

このように、本件犯行は、それぞれの共犯者らが各人の果たすべき役割を着実に実行して実現した、大規模にして組織的かつ計画的で極めて残虐かつ非人道的な犯行であり、自分たちの安全のみに配慮した極めて卑劣かつ陰湿な犯行でもある。

エ 本件犯行の結果は、余りにも悲惨かつ重大である。すなわち、本件犯行により、合計12名が死亡し、起訴されているだけでも14名が重傷を負い、うち2名

は重篤な後遺症のために通常の社会生活を送ることが不可能となっている。これらの被害者はいずれも、通勤のために地下鉄に乗り合わせていた乗客や駅構内で勤務していた地下鉄職員であって、教団とは全く無関係であり、何らの落ち度のないことはもとより、このような被害を被らなくてはならない何らの理由も存在しない。

また、犯行後、サリンが散布された地下鉄電車内や多くの駅構内及びその近辺において、縮瞳、吐き気や頭痛等の苦痛を訴える者が続出し、多数の人々が救急車で病院に搬送されるという凄惨な状況を呈した。特に、死亡した被害者らはいずれも、訳も分からず激しい苦悶の中で意識を失い、家族に一片の言葉を残すことすらできないまま絶命したのであって、その受けた苦痛や恐怖感は察するに余りあり、このような無差別テロに巻き込まれて理不尽にも突然に命を奪われた無念さもまた計り知れないものがある。さらに、2名の被害者は、重い後遺障害を負い、記憶力を失うなど思考能力を著しく低下させられ、あるいは現在に至るまで手足の機能等を阻害されて全介助の状態にあるなど、いずれも悲惨な闘病生活を強いられており、その苦しみは死亡し

た被害者にも決して劣るものではない。しかも、幸い社会生活に復帰できた被害者らも、それぞれに入院加療を強いられて、強い不安や苦痛に苛まれた後も、長期間にわたり、体調の不良や精神的苦痛に悩まされ続けている。

一方、死亡した被害者らの遺族は、事態を了解できないまま変わり果てた被害者らを目の当たりにして茫然自失となり、あるいは意識を失ったままの被害者の回復を祈り続けた末に最悪の結果を迎えたものであって、その悲嘆や絶望、怒りの深さは、筆舌に尽くし難い。そして、これらの遺族の中には、本件犯行によって心身共に疲弊して健康を害した者、被害当時に臨月で、共にその出生を心待ちにしていた子供の顔を一度も見せることもできず夫を失った者も含まれている。

このような被害者らや遺族らの多くが、被告人を含む本件の犯人全員に対する極刑を強く望んでいるが、被告人は、現在に至るまで、何らの慰謝の措置も講じようとはしていない。

オ 被告人は、サリン散布の実行役であるO21を地下鉄の駅まで送迎する運転手役として本件犯行に関与しているところ、被告人が更に重要な役割を果たしたと認めるに足りる証拠はなく、本件犯行を指揮したO1やO6、サリン散布の実行役らと比べると、その役割の重要さに差違のあることは否定できない。しかも、被告人は、当初から謀議に参加していたのではなく、事後にAの指名によって運転手役として加わることになったものであり、最終的謀議が行われたW5アジトに赴くまでは本件犯行の内容を知らされておらず、最終的謀議にも指示を受ける立場で参加したものである。

しかしながら、本件犯行において、5名の実行役が一斉にサリンを散布してその目的を達するためには、運転手役の存在は必要不可欠であったところ、被告人は、W5アジトでO6から本件犯行の概要を知らされるや、強制捜査を阻止するという本件犯行の目的を理解した上、何ら逡巡することなく、犯行に加担することとし、犯行に使用する車の調達について相談を受けるや、自ら調達に出向き、犯行の際も、確実に結果を発生させるべく、自らの判断で、当初の予定を変更して確実に送迎できる新お茶ノ水駅でO21を降ろし、サリンのビニール袋を包む新聞紙等を購入し、待機している間も、O21の着衣等を捨てるためのゴミ袋や傘に付着したサリンを解毒するための水を用意し、犯行後は、O6らと共に、傘や着衣等の焼却を行うなど、自己に与えられた役割を忠実かつ積極的に果たし、犯行遂行に不可欠の重要な役割を果たしたものと認められる。

しかも、被告人は、犯行後、多数の死傷者が出たことを知って興奮し、「これからも頑張るぞ。」などと大声を上げて他の共犯者に制止されるような状態になり、Qに戻った後は、Aから指示されて、「偉大なるグル、シヴァ大神、すべての真理勝者方にポアされてよかったね。」というマントラを繰り返し唱えたというのである。

ところで、被告人が担当した路線では、g地下鉄の職員2名が死亡しているが、この両名は、不審物があるとの連絡を受け、サリンの入った袋を手で運び、車内やホーム上に流れ出たサリンを拭き取るなど最後まで自己の職責を果たし、その結果、自らもサリンの犠牲となったものである。これら両名の責任感、そして、被害者らがいずれもそれぞれの人生を懸命に生きて社会を支える真面目な市民であったことと対比するとき、このような被告人の卑小さや軽薄さ、本件犯行の愚劣さや卑劣さは一層際立ってくるのである。

いずれにせよ、本件犯行の悪質性、重大性に照らすと、運転手役であった被告人についても、その責任はやはり極めて重大といわなければならない。

(9) P2蔵匿事件(判示第11の犯行)

ア P2蔵匿事件は、被告人が、O21ら教団信者らと共に、J事件の犯人であるP2の逮捕を免れ、同事件が教団の関与した犯行であることの発覚を防ぐために、同人を東京都内のホテルや石川県内の貸別荘等に宿泊させ、更にその顔面に整形手術を施すなどして犯人を蔵匿、隠避した事案であって、その動機は甚だ身勝手なものであり、態様も大胆かつ巧妙で、同人が現に2か月近くも逮捕を免れたことからすると、結果も決して軽視できない。

イ 被告人は、O21からP2の処遇につき相談を受けるや、教団の組織防衛のために直ちに本件犯行に及ぶことを決意し、P2を自分の宿泊していたホテルに連れて来させた上、最も教団内の地位の高い者として、共犯者らに対し逃走資金を分配して逃亡先を指示するなどしたものである。

そうすると、指示の不徹底から、被告人は、P2らとは別行動を取り、その後の宿泊や手術等には直接関与しておらず、また、P2に対する手術については、未必的な認識にとどまったことなどを考慮しても、被告人は本件犯行の首謀者としての責任を免れず、その責任は決して軽くない。

3 その他被告人の全体的情状

以上みてきたとおり、本件各犯行は、それぞれに重大かつ悪質なものである上、いずれの犯行においても被告人の負うべき責任は重大というべきである。そして、被告人に対する情状としては、さらに、以下の事情も認められるのであって、これらも量刑上決して看過し得ないところである。すなわち、

(1) 本件各犯行はいずれも、教団の排他的で独善的かつ反社会的な体質を背景とするものであるところ、被告人は、Aからの信頼の厚い最高幹部の1人として、Aの身近にいて教団の勢力拡大に貢献したほか、B事件以降は、他の信者らの先頭に立って、Aの指示に無条件に従い、あるいはその意向を押し量って、教団の関与した違法行為の多くに積極的に加担し、それぞれ重要な役割を担っていた。また、被告人は、教団が武装化に拍車をかけてからは、キャンプと称する軍事訓練の実施責任者となるなど、その中核を担ったほか、自治省大臣として、信者に対するスパイチェックや懲罰を精力的に実施して、教団内で、Aに異を唱えることを許さない風潮を醸成するのに尽力したものである。このように、被告人は、教団が独善的、反社会的な体質を増進

させ、先鋭化していった一連の経過において、極めて重要な役割を果たしたというべきである。

(2)ア また、被告人は、以上みてきたとおり、本件各犯行を始め、教団の一連の違法行為において、Aの意図を忠実に実現すべく、終始、積極的かつ熱心に活動し続けたものである。

イ この点、被告人は、F事件やH2VX事件では、被害者が公安警察のスパイであるとの説明を受けたが、半信半疑であった旨供述し、また、当公判廷では、本件各犯行について、積極的に望んで敢行したものではないとも受け取れるような供述をしている。しかし、被告人は、教団の違法活動において、Aから一貫して重用され続けていた者であり、被告人が示すAに対する帰依の強さは、他の信者らが口をそろえて供述するところである。そして、被告人も、前記のように積極的な姿勢を示した理由として、他の者がしないのであれば自分がするとも述べているのである。

そうすると、被告人が、Aに対する誰よりも帰依の強い弟子であろうと努め、その自負を持って行動しており、特に違法活動においては、このような自負の下、誰よりも熱心にAの期待に応えて、その意図を実現しようとの思いを抱いていたことが明らかであるから、被告人の上記の積極的姿勢が、このようなAに対する帰依の強さの誇示あるいはAや他の信者に対する自負の反映であることは疑いを容れない。

ウ 反面、被告人が、本件各犯行当時、Aから指示を受けた違法行為の意味、自己の採るべき行動や振る舞い等について、真摯に考えたり、深く思い悩んだような形跡は全く認められない。

この点、教義上、被告人ら教団信者が、グルであるAに対する絶対的な帰依を求められていたとはいえ、同様に教義の影響を受けていた他の信者と対比しても、被告人の積極さや熱心さは際立つものがある。すなわち、被告人は、自己の有り様を深く顧みることもなく、Aの指示に対して、あえて一切の思考を停止させ、その場

の雰囲気流されるままに、遮二無二その実現に励んだものとし認められず、被告人の積極さや熱心さは、誠に浅慮で盲目的なものであったというほかない。

(3)ア さらに、被告人は、本件各犯行を次々と累行する中で、自らの良心を摩耗させ、被告人の本来の人間性を失っていったものである。すなわち、

(ア) 被告人は、B事件では、犯行後、良心の呵責に苦しんでAに相談し、C事件の後も、激しく動揺して思い悩んだことがわかる。

(イ) ところが、被告人は、その後、ボツリヌス菌を用いた教団として最初の大量無差別殺りく計画に散布役等として携わり、C事件から4年後のD事件では、積極的にDの殺害に賛意を示し、N3に対して自ら考案した殺害方法を教示している。また、被告人は、身をもってサリンの恐怖を味わった体験を有するというのに、E事件では、何ら逡巡することなく犯行に加担し、F事件では、率先して凄惨な拷問を加え、殺害行為にも及んでいる。さらに、被告人は、F事件やH2VX事件では、被害者らが公安警察のスパイであることに半信半疑であったというのに、Aの指示に対し何らの疑問も提起せず直ちに殺害を承諾しており、I事件に至っては、事件後、テレビで多くの被害者が発生したことを目の当たりにしながら、「これからも頑張るぞ。」

などと言って興奮していたというのである。

(ウ) 以上の一連の経過に照らすと、被告人は、次々に違法行為を重ねるうちに、犯罪に対する抵抗感、被害者の心情や苦痛に対する想像力、他者の生命や人生に対する共感や畏敬の念を喪失し、規範意識を摩耗させていったというほかない。

イ そして、被告人は、前記のようなAの意図を正しく認識しながら、本件各犯行に加担し続けたものであるが、その過程において、Aの説くところの、教団による犯罪行為を正当化するための独善的な教義内容に逃避し、自らを強いて納得させて良心の呵責等を押さえ込んでいったこともうかがわれる。

しかしながら、各犯行におけるAの意図は、前に検討したとおり、いかに言葉を飾っても正当化する余地のないものであった。ところが、被告人は、最初の犯行であるB事件から逮捕されるまでの6年以上にわたって、ついでAの指示や自己の行為の持つ意味ないし問題性に真摯に向き合うことなく、教団の一連の犯行の最も凶悪な部分に関わり続けたものである。そして、その動機の中には、自分がAの最も忠実な弟子であるとの自負、Aの信頼をつなぎ止めたいという意地、さらに、他の弟子に対する優越感すらうかがわれるのであって、決して強制されたり騙されたものではなく、正にその自主的判断に基づき自発的に選択決定したものである。

(4)ア 被告人は、当公判廷において、A及び教団の教義に対する帰依をあくまで貫く態度をとり、本件各犯行についても全く反省する姿勢を示さず、かえって、これらを教義に仮託して正当化しようとする態度に終始している。すなわち、

(ア) 被告人は、本件各犯行への関与について、自己は、シャンバラ化計画を実現するために、多くの人の喜びのため、多くの人の救済のために、その身体、生命を投げ捨てて殉じようとしたとか、自己の行為は、多くの人々を救済するために自己を犠牲にするものであって、菩薩道、慈悲の実践に他ならないなどと述べて、衆生を救済するために犯行に加担した旨述べている。

(イ) また、本件各犯行については、ポアであって魂の転生を高める行為であるとか、Aと縁ができることは未来際における速やかな解脱につながるなどと述べて、あたかも被害者にとっても利益ないし幸いであったかのように述べ、被害を受けたことについては因果応報であったと言い切り、さらに、遺族等に対しても、その悲しみや怒りは理解できると述べながら、未来際に絶対的な平安の境地に達してほしい、自己の言葉で傷付くというのならば傷付かない心を持ってほしいなどと述べ、自己の非を認めた一片の謝罪の言葉もない。

(ウ) さらに、教団の教義とされるヴァジラヤーナについては、善悪の2元論を超えた全き善であり、グルに対する絶対的な帰依が求められるとして、将来においてもグルと定めた者が殺人を命じた場合には、喜んで実践するように心掛ける、本件各犯行については長い輪廻転生の観点から判断されるべきであるなどと述べて、悔悟する姿勢を全く示していない。

(エ) なお、被告人は、最終陳述において、自己が行った殺生等について赦してほしい、被害者の悲しみを癒すために自身の身を投げ捨てることのできるなら喜びであるなどとも述べている。しかし、その趣旨は、あたかも自己を被害者やその遺族、その他の一般の人々よりも高位の修行者と位置付け、自ら刑を受けることにより、多くの人々の幸福のために自らの身を捨てて犠牲になる殉教者として振る舞お

うとするものであって、自らの行為によってどれほどの悲惨な結果を惹起したのかということに対する真摯な内省は、最後まで見出せないのである。

イ しかし、如何に言葉を尽くして宗教的潤色を施そうとも、本件各犯行はいずれも、教団の利益やAの意向のみを優先する独善的で自己中心的なものにすぎず、これらに対する被告人の積極的加担も、所詮は自らの教団内における地位を守り、個人的な自負や意地、他の信者らに対する優越感を満たそうとする世俗的な欲望により動機付けられたものというべきである。また、被告人が積極的に関わった本件各犯行の態様や犯行後の罪証隠滅工作等からは、被害者らに対する一片の慈悲の心もうかがえない。さらに、被告人自身、Aが唱えたシャンバラ化計画が破綻して中途挫折したことは認めるとともに、教義の根幹をなすとされるヴァジラヤーナの教えの正しさは、未だに検証されておらず、教義やAの正しさは、自分が仏陀の境地に達し、自分で実証

しない限りは判断をすべきでないとも述べているのである。

そうすると、被告人の前記供述は、現在においても、本件各犯行に対する評価として、自己を正当化するために事後的に教義に仮託して逃避しようとしているものとしかしいようがない。そして、被告人のこのような言葉が、理不尽にも命を奪われた多くの被害者を愚弄し、全く予期せずして肉親を失った多くの遺族を傷付けてやまないものであることは多言を要しない。

ウ この点、被告人は、当公判廷において、自己が直接に手を掛けた被害者について語るとき、うつむいて小声になり、また、当公判廷に出廷した被害者の遺族に対して頭を下げるなどしたことが認められる。

また、被告人は、当初かばって黙秘していたAの本件各犯行への関与について、当公判廷のみならず、Aの面前においても詳細に供述し、最終的にはグルすらも幻影であるなどとも述べるに至っている。しかも、Aからは、Aの法廷で、自分の証言を妨害されたり、いきなり「破門」と告げられ、当公判廷でも、弁護人らからの懸命の説得にもかかわらず宣誓さえ拒否されるなど、その不誠実な態度を目の当たりにしている。したがって、被告人のAに対する気持ちが、被告人の述べるような純粋なものでないことは優に看取できるところであって、被告人の上記の態度が、Aへの確固たる帰依に基づく確信に満ちたものとは認め難い。

さらに、行為の結果が余りにも重大であるため、今となつては、因果応報の名の下に、本件各犯行も、長い輪廻転生の末には、被害者らにとつても救済に至る一つのプロセスとなるはずであると信じようとする心情は全く理解できないというわけでもない。声高に自己の正当性を主張し続ける被告人の姿は、被告人自身の弱さの現れということもできる。

エ しかしながら、被害者らがいつかは救済されるはずとの考えは、前に詳しく見たような凶暴かつ残忍で卑怯かつ陰湿な本件各犯行の態様や被告人の積極的関与の状況等に照らすと、被告人らの幾多の犯行によりもたらされた悲惨な結果に目を閉ざす安易な自己欺瞞にすぎないというべきである。被告人は、未だに、自己の犯行の罪深さ、自らが惹起した結果の重大さ、悲惨さを直視できていないというほかなく、その言葉は何らの感銘力や説得力をも持ち得ない空疎な弁解にとどまっているのである。被告人の当公判廷における態度が、厳しい非難を免れないことは当然である。

4 被告人のために酌むべき事情

しかし反面、本件各犯行の犯情を検討した際に触れた様々な事情に加え、以下のとおり、被告人のために酌むべき事情も認められる。

(1) 犯情において酌むべき事情

ア 被告人は、本件各犯行のうち殺人、殺人未遂及び死体損壊の各事件については、いずれもAの指示の下に敢行したものである。

もっとも、目の不自由なAにとっては、被告人らのように実際に実行行為を担当する者がいなければ、上記の各犯行はいずれも実現不可能であったのであり、その意味からすると、被告人がAに対する関係で全く従属的な立場にあったと評価することはできない。

イ また、Aが、自己に対する帰依心を求め、教団に対する危機意識を煽り、ヴァジラヤーナの実践などと称して、被告人ら多くの信者を違法行為に加担させることにより、自己の欲望を満たし、自己や教団の利益を図り、信者らをして自己や教団から離れられないように仕向けてきたことは、既に述べたところからも明らかである。被告人は、Aに対して帰依の強い弟子であろうと懸命に努め、そのような者であろうと行動してきたものであるところ、Aによって、このような帰依心、他の

信者らに対する競争心を巧みに煽られ、Aの欲望や利益のために利用され、Aの言動に翻弄され続けた側面のあることも否定できない。

(2) その他考慮すべき事情

ア 被告人の供述状況

被告人は、第1回公判において当時の起訴事実（G監禁事件、D事件、P2蔵匿事件）を否認し、その後、黙秘を貫いていたが、被告人質問に至って詳細に事実を供述するに至ったものである。この点、被告人は、帰依している自分が話すことで真実の尊師が明らかになるなどと述べて、あくまでもA及び教団の立場から事実を明らかにするとしており、いわば、自分たち教団の正史を残すために供述しているものといえ、その動機は決して首肯し得るものではない。

しかしながら、被告人は、事件に正面から取り合っていくことが、自己の一番の償いであるとも述べているところ、その供述内容や態度からは、本件各犯行の全貌、とりわけAと被告人だけしか知らない謀議状況等、さらに、被告人自身はもとより、当初かばっていた他の共犯者らの関与状況に関しても、おおむね率直かつ正直に記憶に即して供述していることがうかがわれる。また、被告人は、当公判廷だけではなく、Aの法廷においても、そのような態度を維持しているのである。

その随所に見られる宗教的意義を強調する点は、決して是認できるものではなく、遺族等多くの事件関係者の心情を慮るとき、むしろ厳しい非難に値するといえるべきであるが、本件各犯行の真実の解明に寄与したこと自体はそれなり評価することができる。

イ 被告人の資質、経歴等

(ア) 被告人は、昭和39年に3人兄弟の長男として出生し、大学を卒業して間もなく、教団における最古参の出家信者の1人となったものであるが、前科はなく、教団での違法行為以前に、何らかの犯罪や触法行為を犯した事実は認められない。

また、その生育歴をみるに、生まれつき口唇に障害があったことから、いじめに遭うことはあったものの、くじけることなく真面目に学業に励んで大学まで進学し、家庭にあっても、特に問題となるような行動もなく、両親の情愛に恵まれ、弟2人に対しても優しい兄であったことがうかがわれる。

被告人は、生来的に凶暴な性格であったとは認められず、本件各犯行前から犯罪性向を有したとも認められない。

(イ) そして、被告人は、高校入学のころなどに自殺の現場に遭遇するなどして、人生の無常を感じることもあり、高校生のころからは超能力等に興味を持つようになって、その延長として教団に入信するに至ったというのであり、その入信の動機は純粋な宗教的好奇心に基づくものと認められる。また、被告人は、大学卒業後、間もなく出家し、教団の最古参の出家信者の1人となったが、出家を決意したのは、会社勤めを続けた先の自己の人生に疑問を感じていたところ、Aから3年という期限を定めて強い誘いを受けたためというのであり、被告人が、教団に入信し出家するに至った経緯については、取り立てて非難すべき事情は見当たらない。

(ウ) また、被告人は、本件各犯行のうち殺人、殺人未遂等の事件については、自ら企図したり提案したものではない上、当公判廷における供述からも、本件各犯行について、Aから救済であるなどと言われ、自らもそのように信じようと努めたが、最後までわだかまりを捨て切れなかったことがうかがわれる。

(エ) 被告人の家族が、被告人を見捨てることなく、継続的に面会したり差し入れするなどしているほか、被告人の両親及び友人が、それぞれ証人として、被告人の身を案ずる旨証言している。

以上に照らすと、被告人は、その元来の人格性向において特に悪性があったとまでは認められず、家庭環境にも恵まれ、健全な社会生活を営んでいたものであって、Aに師事することさえなければ、本件各犯行のような凶悪な犯罪に手を染めることはなかったものと考えられる。

とはいえ、被告人は、教団が違法行為を行うようになって以降、他の多くの元信者らのように、いつでも教団を脱会するなど、違法行為を回避することが十分可能であったのに、自ら進んで本件各犯行に手を染めたものと認められるから、以上のような事情を過大に重視することは相当でない。

5 結論

以上の諸事情を総合し、被告人の量刑について判断する。

既に検討してきたとおり、本件各犯行は、その罪質、目的、態様等に照らして、いずれも犯罪史上稀にみる悪質なものであり、また、被害者やその遺族の処罰感情

は厳しく、C事件、E事件、I事件を筆頭に、社会に対して大きな衝撃を与えたものである。そして、最古参の信者であり、教団の最高幹部の1人であった被告人の本件各犯行に対する責任はいずれも誠に重大である。

この点、前記のとおり、被告人に対して酌むべき事情も認められるが、何よりも、被告人は、自主的判断に基づき自発的に選択決定して自己の犯罪として本件各犯行に加担し、積極的に犯行の遂行に努めており、被告人の行為の結果、26名という多くの被害者が理不尽にもその生命を奪われたのである。しかも、被告人は、現在に至るまで反省の姿勢をとることを拒絶し、独善的な弁解を強弁し続けて、被害者を愚弄し、被害者の遺族の心情を深く傷付けているのであり、その更生を期待することも困難である。

そうすると、以上の諸事情、特に本件各犯行の悪質さ、結果の重大さ、被告人の果たした役割の重さ、犯行後の情状は、被告人のために酌むべき事情を完全に凌駕している。

死刑が、人の生命を奪い去る究極の刑罰であり、真にやむを得ないと認められる場合にのみ選択が許されるものであることを考慮しても、死刑制度が存続する限り、被告人に対しては、死刑をもって臨むほかはない。

よって、主文のとおり判決する。

平成14年7月29日

東京地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 中谷 雄二郎

裁判官 伊藤雅人

裁判官 蛭原 意